

972/39

環境研究 国立環境研究所報告 第139号

ISSN 1341-3673

Research Reports from the National Institute for Environmental Studies, Japan, No. 139, 1998

RR-139-98

気候変動枠組条約 第3回締約国会議

—交渉過程、合意、今後の課題—

The Third Conference of the Parties
to the Framework Convention on Climate Change
—its negotiation process, agreement and the next steps—

川島康子 著
By Yasuko KAWASHIMA



NATIONAL INSTITUTE FOR ENVIRONMENTAL STUDIES

環境庁 国立環境研究所

972/39

はじめに

1997年12月、京都で国際連合気候変動枠組条約の第3回締約国会議（the Third Conference of the Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change, COP3/UNFCCC）が開催され、先進国の2000年以降の二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガス排出量の抑制ないし削減を盛り込んだ京都議定書が採択された。地球温暖化問題の重要性が一般に認識されるようになりながらも、温室効果ガス排出量の削減の難しさが強調される中で、このような法的拘束力を持つ数量目標が合意されたことは画期的な出来事であったといえよう。しかし、今回合意された京都議定書で気候変動問題が解決するわけでは決してない。気候変動は、人々の日常生活のレベルから、各国の産業政策、エネルギー政策、国土計画、研究・開発、そして国際協調にもとづいた地球規模のレベルにまでの幅広い範囲において、総合的かつ長期的に取り組んでいく問題であり、京都議定書は、その道のりの方向性を示す一里塚として位置づけられるべきである。

今後、COP3後の新たな協議プロセスに従事する各主体の参加者が、そのプロセスで有益な役割を果たすためには、京都議定書の解釈、及び、議定書採択に至る国際的取り組みの経緯をふまえておく必要がある。本書は、このような観点からまとめたものである。例えば、COP3では、人々の関心は、専ら、日本や米国、EUの温室効果ガスの削減率の数値に注がれた。しかし、この数値は、気候変動の交渉プロセスのほんの一部を表しているにすぎない。その数値が合意されるために、数値の前提となるさまざまな仕組みや制度が整備されてきており、この動向を把握せずには数値の意味を正しく理解できないだろう。

本報告書では、まず、気候変動問題に関する国際交渉の経緯を概説する（1章）。大気中CO₂濃度の上昇と気候変動との関連性に関する科学的知見は以前から存在したが、国際政治問題として取り上げられるようになったのは、1980年代後半からである。したがって、本書でも、1992年の気候変動枠組条約交渉と、1995年の第1回締約国会議まで、そしてそれ以降の議定書交渉に分けてまとめた。

次に、COP3における交渉と、その結果得られた議定書の概要を示す（2章）。議定書には多くの問題点、課題を残したが、そうせざるを得ない事情がCOP3にあった。今後、これらの残された課題に取り組む際には、これらの事情を把握した上で、打開策を打ち出していく必要がある。本報告書では、交渉の最終局面での争点をまとめながら、議定書の条項ごとにその解釈を示す。

最後に、今後の検討課題を挙げる（3章）。世界はすでにCOP4に向かって動き始めている。本書では、COP3後の協議に残された主な課題をまとめる。

交渉の前提となる気候変動の科学的知見の発展過程も重要であるが、本報告書では取り上げられていない。これについては、IPCC（気候変動問題に関する政府間パネル）の多くの報告書が出されているので、そちらを参照いただきたい。

また、本報告書作成にあたっては、環境庁の多くの方からの情報を参考にさせていただいた。ここに、感謝の意を表す。但し、本書における誤りはすべて著者個人の責任である。

目次

	ページ
第1章 国際社会の取り組みの経緯 - COP3 に至る交渉過程	1
1. 条約採択まで (1980年代～1992年)	1
2. 条約採択から第1回締約国会議まで (1992年～1995年)	5
3. 第1回締約国会議の概要 (1995年3月28日 - 4月7日)	6
(1) 先進国に対する義務の強化	6
(2) 共同実施	7
(3) その他の決議	9
4. AGBM交渉	9
(1) AGBM 1 (1995年8月21日 - 25日、ジュネーブ)	9
(2) AGBM 2 (1995年10月30日 - 11月3日、ジュネーブ)	10
(3) AGBM 3 (1996年3月5日 - 8日、ジュネーブ)	11
(4) AGBM 4、COP2 (1996年7月8日 - 19日、ジュネーブ)	13
(5) AGBM 5 (1996年12月9日 - 13日、ジュネーブ)	15
(6) AGBM 6 (1997年3月3日 - 7日、事務局の移転先となったボン)	16
(7) AGBM 6から7までの間の動向	19
(8) AGBM 7 (1997年7月28日 - 8月7日、ボン)	20
(9) AGBM 7からAGBM 8までの間の動向	21
(10) AGBM 8 (1997年10月22日 - 31日、ボン)	21
(11) AGBM 8以降COP 3まで	23
5. 枠組条約にもとづく補助機関の会合	24
(1) 科学上及び技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA)	24
(2) 実施に関する補助機関 (SBI)	27
(3) 第13条に関するアドホック・グループ (AG13)	29
参考文献	33
第2章 気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP 3)	34
1. COP3 の全体像	34
2. 合意に至るまでの議定書交渉過程	36
(1) 前文、第1条 (定義)	36
(2) 第2条 (政策・措置)	36
(3) 第3条 (排出削減目標)	37
(4) 第4条 (共同達成)	42
(5) 第5条 (通報のための方法)	43
(6) 第6条 (共同実施)	44
(7) 第7条 (吸収・排出源の目録の作成、通報)	45
(8) 第8条 (通報の監視)	45

(9) 第9条 (COP/MOPによる議定書の見直し)	45
(10) 第10条 (全締約国の責務)	45
(11) 第11条 (資金メカニズム)	46
(12) 第12条 (クリーン開発メカニズム)	47
(13) 第13条 (締約国会合)	48
(14) 第14条 (事務局)、(15) 第15条 (補助機関)、第16条 (多国間協議手続き)	49
(15) 第17条 (排出量取引)	50
(16) 第18条 (不履行の措置)、第19条 (紛争の解決)	51
(17) 第20条 (議定書の改正)、第21条 (附属書の改正)	51
(18) 第22条 (投票)、第23条 (寄託者)、第24条 (署名)	52
(19) 第25条 (発効)	53
(20) 第26条 (留保)、第27条 (脱退)、第28条 (正文)	54
3. その他の重要な議題及び決定事項	54
(1) 非附属書I締約国の排出量抑制	54
(2) その他の決議	56
第3章 未来に向けて - 今後の課題	58
1. 吸収源	58
2. 排出量取引、共同実施、CDM	58
3. 小国の特別の事情	60
4. 途上国の参加	60
5. 不遵守規定	60
6. 第1回COP/MOP及びその後の検討課題	61
付録	63
1. 京都議定書 (英文)	63
2. 京都議定書 (邦訳)	86
3. 気候変動枠組条約関連国連文書 (COP1以降)	96

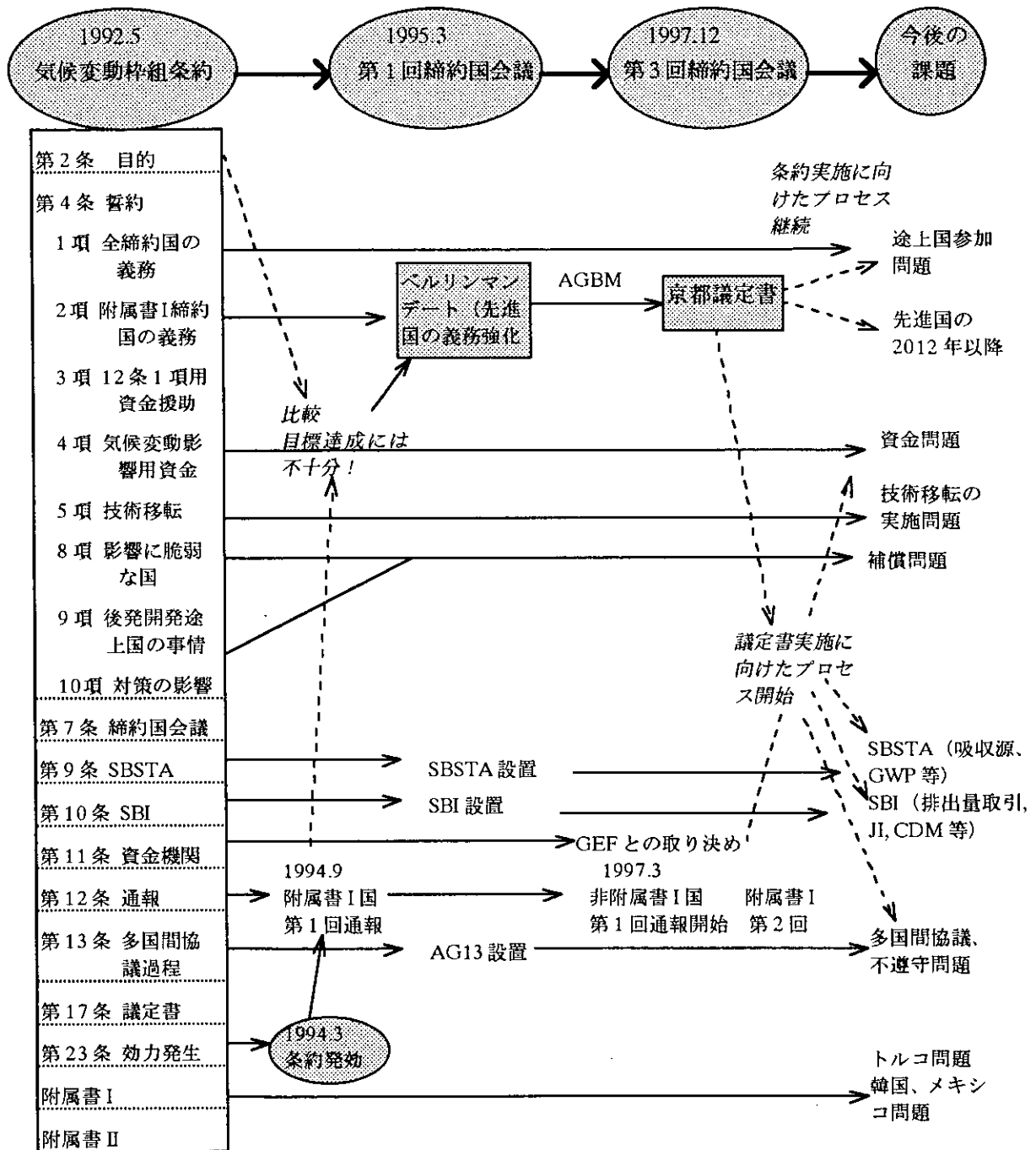


図0.1 気候変動枠組条約制定以降の協議の流れ全体像

第1章 国際社会の取り組みの経緯

- COP3 に至る交渉過程

気候変動問題に関する国際的取り組みは、科学的知見の集積をふまえて1980年代に国際政治問題化して以来、集中的に行われてきた。京都議定書は、この一連の国際交渉の流れの通過点であり、この経緯をふまえない限り、議定書の解釈や、今後の交渉に向けた意思決定は、適切なものとはなりえない。今後、日本が、そして国際社会が、気候変動問題の解決に少しでも近づいていくためにも、まずは、過去の話し合いの概要を把握しておくことが重要であろう。

本章では、この10数年間の交渉の経緯を概観する。この経緯の中では、特に、1992年の気候変動枠組条約採択、及び、1995年の第1回締約国会議（The First Conference of the Parties, COP1）が節目となっているので、ここでは、節目ごとの経緯を背景として抑えつつ、主にCOP1以降の議定書交渉過程を中心に述べる。

1. 条約採択まで（1980年代～1992年）

気候変動の説の発祥は、19世紀末に見ることができる¹が、気候変動問題が地球規模で取り組むべき重要な課題として国際政治の場で認識され始めたのは、1980年代の後半であった²。

1989年11月、オランダのノルトヴェイクで開催された閣僚級会議では、約70か国の大臣が集まり、初の閣僚レベルの会合として重要性をもつ会議となった。そこでは、二酸化炭素（CO₂）の排出量に関する目標値を設定すべきである、と主張するオランダやスウェーデンなどと、明示的な数量目標設定に反対の米国、先進国の中でも省エネが進んでいるとして一律削減に反対の日本などの国とが対立した。その閣僚宣言では、排出量の目標値に関する文言に議論が集中し、最終的には、「CO₂の排出およびモントリオール議定書（オゾン層保護のために、フロンを規制した議定書）に含まれないその他の温室効果ガスを、世界経済の安定的発展を保証しつつ安定化さ

¹ 気候変動の研究の先駆者として、アレニウスやティンダールは、大気中のCO₂が、地上からの放射熱を吸収し、地上に再放射する性質をもっていると指摘した。それは、一つの理論としては存在していたが、大気中CO₂濃度の精密な測定手段もなく、実際にそのような状態になる恐れはまだ認識されていなかったといえる。

² 1985、87年にオーストリアのフィラハやイタリアのベラジオで開催された国際会議は、気候変動問題の認識が科学者間から政策決定者の間にまで広まった契機であるとされる。また、1988年6月に、カナダのトロントにて開催された「変化する地球大気に関する国際会議」では、気候変動を、長距離越境大気汚染やオゾン層等とともに、大気保全問題の一局面として扱ってはいたものの、問題解決のために自然科学者と政策決定者が一同に介し、具体的な指針を示した初の会合として、重要な会合となった。ここでは、全地球の目標として、2005年までにCO₂排出量を1988年レベルの20%削減、長期目標として50%削減を勧告しており、この目標はその後、トロント案と呼ばれるようになった。この勧告に対し、気候変動に関する科学的知見を集積するために1988年秋に設立されたのが、気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change, IPCC）である。

ノルトヴェイク宣言 (1989年11月7日) 抜粋

ハーグ郊外ノルトヴェイク 大気汚染と気候変動に関する閣僚会議

4. 地球温暖化は、UNEPとWMOにより設置され、1988年12月の「人類の現在及び将来の世代のための地球気候の保全に関する国連総会決議43/53」において認知されたIPCCによって対処されている。...1989年の第15回UNEP管理理事会及び第41回WMO執行理事会は、UNEP及びWMOの事務局長に対し、気候変動に関する枠組み条約の交渉のための準備を開始するよう求めたが、この交渉は、IPCCの中間報告採択後に速やかに開始されるべきである。...
16. 世界経済の安定的発展を確保しつつ、CO₂の排出及びモントリオール議定書によって規制されていない他の温室効果ガスの排出を安定化させる必要性を認識する。先進工業国は、このような安定化がIPCC及び1990年11月の第2回世界気候会議によって検討される水準で、先進工業国により可能な限り早期に達成されるべきことに合意する。多くの先進工業国の見解によれば、CO₂排出のこのような安定化は第1段階として、遅くとも2000年までに達成されるべきである。

全先進工業国に対し、例えば、1988年にトロントで開催された大気変動に関する科学者による世界会議によって勧告された2005年までのCO₂の排出水準の20%削減を含む、CO₂の排出抑制又は削減目標の達成可能性の検討を通じて、IPCCの作業を支援するよう勧奨する。

せる必要性を認識する」という文章で合意された³。

1990年8月に、スウェーデンのストックホルムで採択されたIPCCの第1回の評価報告書の結論⁴を受け、同年秋にジュネーブで開催された第2回世界気候会議では、会議声明として、「多くの先進国では、エネルギー部門からのCO₂排出量を2005年までに少なくとも20%減少させられるだけの技術が存在すること」などのIPCCの知見を再確認した上で、1992年の署名を目指して条約及びそれに関する法的措置についての交渉が直ちに始められるべきであると勧告された。その勧告を受け、1991年から本格的な条約交渉が始まった⁵。

政府間交渉会合 (Intergovernmental Negotiating Committee, INC) は、1991年初頭から、早速、開始された。

INC 1 (1991年2月4日 - 14日、ワシントン)、及び、INC 2 (1991年6月19日 - 28日、ジュネーブ) では、条約の内容に入る以前に、全体会議の議長、副議長等の選出、交渉の態様、議事規則等交渉の体制およびルールが議題となり、内容は議論できずに終わった。INC 3 (1991年9月9日 - 25日、ナイロビ)、及び、INC 4 (1991年12月9日 - 20日、ジュネーブ) では、

³ その後、主要先進国は、自主的に独自の排出量目標値を設定し始める。1989年秋に、オランダは、CO₂排出量を1995年までに1989/90年レベルで安定化(後に2000年までに3~5%削減という目標に改訂)、90年には、ドイツはエネルギー関連のCO₂排出量を2005年までに1987年レベルより25%減、英国は全ての温室効果ガス排出量を2005年までに1990年レベルで安定化、日本は一人あたりCO₂排出量、ただし技術開発が予想以上に進展すれば総量を2000年までに1990年レベルで安定化という国家目標を掲げた。先進諸国の温室効果ガス排出量の目標値については、OECD(1994) *Climate Change Policy Initiatives*, OECD, p. 19, 20を参照。

⁴ IPCC報告書では、特段の対策が取られない場合、CO₂などの排出量が大幅に増加し、全地球の平均として来世紀中の温度上昇は10年間で約0.3°C (0.2~0.5°C)、2025年までに現在より約1°C、来世紀までに3°Cの上昇があり得ること、また、長寿命の温室効果ガスの濃度を現在の濃度に安定化するためには、人為的な排出の60%以上を直ちに削減する必要がある旨警告された。

⁵ INCの交渉過程については、赤尾(1993)、Bodansky(1993)またはMintzer(1994)を参照。

ようやく各国の条約案をまとめて作成された議長案をたたき台として、パラグラフごとの検討に入ることができた。しかし、義務規定などの主要な論点については、各国の意見が交わされたものの、集約には至らなかった。

1992年に入り、INC 5（1992年2月18日 - 28日、ニューヨーク）になると、4か月後に国連環境開発会議（United Nations Conference on Environment and Development, UNCED）を控えているという切迫感から、本格的に合意を見いだす雰囲気生まれ、検討は徐々に進んだ。しかし、排出量の目標値については、先進国間で主張の相違の幅を狭める努力が続けられたにも関わらず、EC諸国があくまで「何年までに何年の水準で安定化」といった目標値を明記すべきと主張する一方で、米国はそのような具体的な目標値には一切反対し、歩み寄りは見られなかった。

条約交渉開始当初は、INC 5で交渉を終わらせる予定であった。しかし、期限が近づくにつれ、INC 5では決められないという雰囲気が生まれ、4月に同じ名称（INC 5）の会合を再開させることが決まった。この決定によるINC 5が最後の交渉でないという安心感からも、最重要事項に合意が得られなかったと言える。

途上国は、先進国の目標値に加えて、資金供給と技術移転の促進に向けて強い態度を保持し、先進国と対立した。米国は、途上国および改正された地球環境ファシリティー（GEF）に対して資金供給を公表したが、歓迎されるには至らなかった。

INC 5とINC 5再開会合（1992年4月30日 - 5月9日、ニューヨーク）までの間に、拡大ビューロー会議（Extended Bureau Meeting）が4月15日から17日まで開催され、いくつかの論点をまとめることに成功したが⁶、排出量の目標値の条項だけは進展が見られなかった。ビューローは、ジャン＝リペール議長に一任してINC 5再開会合までに独自の議長案を提出することに合意し、議長もそれを承諾した。しかし、その後、再開会合の直前、米国と英国との間で非公式交渉があり、そこで両国が合意できる条文が独自に考案され、INC 5再開会合でのたたき台となった。

この妥協案は、数量目標が明確な義務として示されていなかったため、INC 5再開会合で提出されると各国から批判を受けたが、限られた交渉時間の中で、米国がその妥協案より厳しい内容の条約には署名できないという強い態度を維持したため、その案は若干の訂正を経て採用された。最終合意文は、「CO₂その他の温室効果ガスの人為的な排出の量を1990年代の終わりまでに従前の水準に戻すことは、このような修正に寄与するものであることが認識される」ことを念頭において「温室効果ガスの人為的な排出を抑制すること並びに温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫を保護し及び強化することによって気候変動を緩和するための自国の政策を採用し、これに沿った措置をとる」という、政策をとった結果、排出量の安定化目標に達成しなくても義務違反にはならないと解釈される極めて難解な文章となった。また、2000年以降の排出量に関しては合意できず、それに関する条文案は、全て削除された。気候変動枠組条約は、1992年5月のINC再開会合で採択され、6月にブラジルのリオデジャネイロで開催されたUNCEDにて署名のために開放された。

⁶ 例えば、原則の前にシャポーを置くことによって意味を限定させることに成功した(Bodansky, 1993)。

表 1.1 気候変動問題に関する国際動向

	国際政治的動向	科学的知見、科学的動向
~1987		<ul style="list-style-type: none"> * 19世紀、温暖化示唆 * 1958年、マウナロア山においてCO₂観測開始 * 1980年、1985年、フィラハ国際会合にて科学的知見を中心に議論 * 「われら共通の未来」発表
1988	<ul style="list-style-type: none"> * 国際会合にて、政策形成を中心に議論（フィラハ、ベラジオ） * 「変化する地球大気に関する国際会議」（トロント） 	<ul style="list-style-type: none"> * IPCC発足
1989	<ul style="list-style-type: none"> * 「大気問題に関する法律・政策専門家の国際会合」（オタワ） * 「地球大気に関する首脳会議」（ハーグ） * UNEP管理理事会にて、気候変動防止の条約作りを決定 * 「地球環境保全に関する東京会議」開催（東京） * 「気候変動に関する閣僚会議」（ノルトヴェイク） 	
1990	<ul style="list-style-type: none"> * 「地球環境ホワイトハウス会議」（ワシントン） * 「EC地球環境に関する会合」（ベルゲン） * 第2回世界気候会議 * 国連総会にて、気候変動枠組条約の作成を決議 	<ul style="list-style-type: none"> * IPCC第1回評価報告書
1991	<ul style="list-style-type: none"> * 第1回政府間交渉会合（INC1）（ワシントン） * 途上国による北京宣言 * INC2（ジュネーブ） * INC3（ナイロビ） * INC4（ジュネーブ） 	
1992	<ul style="list-style-type: none"> * INC5（ニューヨーク） * INC5再開（ニューヨーク）条約採択 * 国連環境開発会議、条約署名開始 * INC6（ジュネーブ） 	<ul style="list-style-type: none"> * IPCC改訂報告書
1993	<ul style="list-style-type: none"> * INC7（ニューヨーク） * INC8（ジュネーブ） 	
1994	<ul style="list-style-type: none"> * INC9（ジュネーブ） * 条約発効 * INC10（ジュネーブ） * 第1回国別報告書提出 	
1995	<ul style="list-style-type: none"> * INC11（ジュネーブ） * 第1回締約国会議（COP1）（ベルリン） 	

2. 条約採択から第1回締約国会議まで（1992年～1995年）

条約は、1992年に採択された後、各国内での批准手続きを経て、1994年3月に発効した。その後、同年9月までに、附属書I締約国（Annex I Parties、先進国及び旧ソ連、東欧を指す。条約4条2項で途上国よりも厳しい義務が課されている）は、条約第12条（実施に関する情報の送付）の規定に従い、国内からの温室効果ガスの排出量及び吸収量を記した目録（inventory）と、排出量抑制のために講じている政策・措置（Policies and Measures, PAM）に関する国別報告書を作成し、条約事務局に通報した。この通報の結果、ほとんどの附属書I締約国が、2000年までに排出量を安定化する見通しがたっていないことが明らかになった（表1.2）⁷。これを受け、今の条約だけでは気候変動問題の解決には不十分であり、先進国に追加的な義務を課す議定書が必要、との声が高まった⁸。そこで、気候変動による海面上昇を懸念する小島嶼国連合（Alliance of Small Island States, AOSIS）が、「先進国は2005年までにCO₂排出量を1990年レベルより20%削減すべき」という主旨の議定書案を出し、ドイツは、議定書作成に際し含まれるべき事項を箇条書きにして提出した⁹。しかし、難航した条約交渉の経験がまだ記憶に新しい中で、これらの提案は、第1回締約国会議が開催されるまで、そして、開催後もほとんど真剣に取り上げられることはなかった。

表1.2 第1回国別報告書にて報告されたCO₂排出量の予測

（森林、土地利用変化を除く）（A/AC.237/81、1994年、より抜粋）

国	1990年排出量 (CO ₂ , Gg)	2000年予想排出量 (CO ₂ , Gg)	2000年の1990年比 (%)
オーストラリア	288 965	336 199	16.3
オーストリア	59 200	65 800	11.1
カナダ	457 441	510 000	11.5
チェコ共和国	169 514	135 536	-20.0
デンマーク	52 100	53 753	3.2
ドイツ	1 012 443		
日本	1 173 360	1 200 000	2.3
オランダ	167 600	167 600	0.0
ニュージーランド	25 530	29 550	15.7
ノルウェー	35 533	39 500	11.2
スペイン	260 654	276 523	6.1
スウェーデン	61 256	63 800	4.2
スイス	43 600	43 800	0.5
英国	584 078	586 720	0.5
米国	4 957 022	5 163 136	4.2

注：通報の期限に遅れて提出されたものについては、ここでは掲載されていない。

また、ドイツは2005年の推計のみ掲載していたために、比較できていない。

⁷ 国連文書 A/AC.237/81 を参照。

⁸ 気候変動問題に関する交渉は、欧州の酸性雨問題や、オゾン層破壊問題での交渉と同様、2段階のアプローチを採用している。つまり、まず、問題の存在について共通認識をもつことを主要目的とした条約を作り、その後、合意できる範囲で、数値を含んだ具体的な義務を含んだ議定書を作っていく、という交渉方法である。例えば、オゾン層破壊問題では、1985年にウィーン条約が採択され、その2年後に、モントリオール議定書が採択されている。

⁹ 国連文書 A/AC.237/L.23、A/AC.237/L.23/Add.1 を参照。

3. 第1回締約国会議の概要（1995年3月28日 - 4月7日）

1995年3月28日から4月7日まで、ドイツのベルリンにて第1回締約国会議（COP1）が開催された。全体会合（Plenary）の議長は、ドイツ環境・自然保全・原子力安全省大臣アンゲラ＝メルケルが務めた。

（1）先進国に対する義務の強化

COP1での最大の議題は、現在の枠組条約が気候変動の解決に不十分であるか否か、不十分であるならば、いかなる行動を取るべきか、ということであった¹⁰。

この議論は、新たに選出されたアルゼンチンのラウル＝エストラーダ大使が議長を務める全体委員会（Committee of the Whole）において進められた。ここでは、まず、附属書I締約国が、条約に定めた「2000年までに1990年水準で安定化」がほとんどの国で達成できていないことを念頭に、AOSISが、自らの議定書案を交渉のたたき台として議定書交渉を早期に開始するよう主張した。また、多くの途上国は、先進国だけが対策を強化すべきであり、気候変動の責任が途上国に移されるべきでないと強調した。

一方、先進国側は、条約における自らの責任には積極的な言及を控えた。EU（欧州連合）は、先進国がさらなる削減目標をたてる必要があるとし、COP1で、議定書交渉開始に向けた決議を行うべきであるとしたものの、中には、これは「交渉」ではなく、話し合いの場としての非定期的な会合として「アドホック作業グループとすべき」という意見も出された。これに対し、米国や日本、オーストラリア等EU以外の先進国（頭文字を取ってJUSCANZと呼ばれる）は、議定書交渉開始自体に慎重な態度をとり、米国は、排出量に関する義務の見直しはあくまで条約下の補助機関であるSBI（Subsidiary Body for Implementation、実施に関する補助機関、後述）及びSBSTA（Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice、科学上及び技術上の助言に関する補助機関、後述）で、科学的根拠にもとづいて進められるべきだとした。また、同じ附属書I締約国である旧ソ連、東欧諸国（Economy in Transition, EIT）は、議定書交渉には前向きな姿勢を示すと同時に、自らの義務に関しては曖昧な態度をとった。

先進国の義務遂行の不十分性を指摘する途上国と、それを認めつつも新たな交渉に慎重な先進国との議論は、なかなか歩み寄りを見せず、スウェーデンのボ＝シェレン大使が議長を務める非公式会合に一任されることになった。

4月1日、途上国は、途上国全体の態度をまとめるための非公式会合を開いた。途上国グループの中でも、先進国の対策強化を主張したいと考えるAOSISやインド、中国などの主要な途上国は、それに強く反発する産油国との間で歩調が合わず、途上国全体として要求を一本化することができずにいた。しかし、その中で、産油国以外の途上国は、インドを中心に「グリーングループ」と称するグループを結成した。このグループは当初30数カ国で始まったが、最終的には約70カ国の途上国が賛同するグループとなった。そして、AOSISの議定書案をもとに、先進国に対し

¹⁰ 気候変動枠組条約第4条2項(d)には、「締約国会議は、第1回会合において、(a) および (b) の規定（附属書I締約国の排出量に関する義務を定めた項）の妥当性について検討する」とある。

気候変動への責任をとるよう、義務をさらに強めた内容のペーパー、いわゆる「グリーンペーパー¹¹」をまとめ、先進国に提示した。

4月3日、非公式会合が再開されると、まず、EUが、「グリーンペーパー」に対するコメントを提出した。しかし、その後、議論は膠着したため、議長の友 (Friends of the Chair) として、24か国の交渉担当者が議長と打開策を話し合うことになった¹²。この小グループの会合は、最終的には各国の閣僚レベルの参加を求め、最終日 (4月7日) の早朝まで続けられた。そこでは、1997年を目ざして新たな義務を示す議定書ないしはその他の法的文書を作成するというところまでは合意は得られていたが、「抑制 (limitation) か、削減 (reduction) か」、あるいは、「目標 (target) なのか、努力目標 (aim) か」といった義務の内容に関しては、決着が見られていなかった。特に、米国とオーストラリアは、法的拘束力をもつ「目標」という言葉に強く反対した。また、途上国への義務に関しても、先進国がまだ条約の約束を十分に果たしていないうちは、途上国が新たな義務を受け入れる必要はないとする途上国と、先進国の条項のような数量目標でなくても、条約からはいくらかの前進を求める先進国との間で意見が異なっていた。

最終日前夜、COP1 全体会合の議長メルケルは、主要国の代表と夜を徹して調整を続け、翌日早朝に、その結果を引き出した。その決議が、いわゆるベルリン・マンデート¹³である。この決議では、まず、現状の条約にある義務は、気候変動問題の解決に不十分である (not adequate) ことが確認され、1997年に開催される予定の第3回締約国会議 (COP3) までに、新たな議定書あるいはそれに代わる法的文書に合意するよう、決議された。その法的文書には、(1) 目標達成に必要な政策・措置、及び、(2) 2000年後の附属書1締約国の温室効果ガス排出量及び吸収源による吸収に関する数量目標 (Quantified Emission Limitation and Reduction Objectives, QELROs) が盛り込まれることになった。ここでの数量目標は、「target」と「aim」の間のニュアンスを持つ「objective」となったため、法的拘束力の強さには曖昧さが残された。

また、途上国には新たな義務は課さないが、条約に書かれている既存の義務について、実施を促進する方策を検討することになった。この決議にもとづくその後の一連の交渉は、その決議の名をとり、ベルリン・マンデートに基づくアドホックグループ (Ad hoc Group on the Berlin Mandate, AGBM) と呼ばれることになった。

(2) 共同実施

COP1 のもう一つの重要な課題は、共同実施 (Joint Implementation, JI) であった¹⁴。条約では、

¹¹ グリーンペーパーの内容は、交渉の過程でしばしば変更されているが、主張の概要は、現条約の不十分性の承認、附属書1締約国の義務の強化 (排出量抑制義務、及び、非附属書1締約国への資金、技術移転義務)、AOSIS 議定書案を出発点とすること、非附属書1締約国への新たな義務なし、共通であるが差異化された義務の原則、等であった。

¹² 「議長の友」は、EU から4カ国 (イギリス、フランス、オランダ、ドイツ)、JUSCANZ から4カ国 (米国、日本、オーストラリア、カナダ)、EIT よりロシアとハンガリー、グリーングループから11カ国、加えて産油国よりサウジアラビア、クウェート、イラン。

¹³ 国連文書 FCCC/CP/1995/7/Add.1 Decision1/CP.1 を参照。

¹⁴ 気候変動枠組条約第4条2項 (a) には、「附属書1締約国が、これらの政策及び措置を他の締約国と共同

ベルリン・マンデート抜粋 (FCCC/CP/1995/7/Add.1)

締約国会議は、第1回会議において第4条2項(a)(b)の規定を審査し、その規定が十分ではないとの結論に至った結果、議定書その他の法的文書をもって、第4条2項(a)(b)に規定する附属書I締約国の誓約の強化も含め、2000年以降の期間において適切な行動をとることを可能とするプロセスを開始することに合意する。

1. 本プロセスは、とりわけ以下の指針に従って進められる：

.....
2. 本プロセスは、とりわけ以下のことを行う：
(a) 第4条2項(a)(b)に規定する誓約を強化するためのプロセスの優先事項として、先進国及びその他の附属書I締約国が以下の事項を行うことを目標とする。

- 政策・措置の考案
- モントリオール議定書によって制限されない温室効果ガスの排出源からの人為的な排出及び吸収源による吸収に関し、2005、2010、2020年といった特定の時間的枠内における抑制及び削減の定量的な目標の設定

(b) 附属書Iに掲げられていない締約国に対し新たな義務を導入せず、第4条3、5、7項の規定を考慮し、第4条1項に規定する既存の約束を再確認し、持続可能な発展の達成に向けてその義務の実施を引き続き促進する。

(c).....

.....
6. 本プロセスはただちに開始され、至急の事項として扱われる。本プロセスは本決定をもって設置される締約国のアドホックグループにおいて行われる。同グループは、締約国会議の第2回会合に対し、その進行状況を報告する。同グループの検討結果を締約国会議の第3回会合にて採択することを目的として、その作業を1997年のできるだけ早い時期に完成することができるよう、同グループの会合の日程を設定すべきである。

複数の国による排出量目標の共同での達成を認めている。そこで、先進国は、途上国内で排出量を削減するプロジェクトに資金的、技術的支援をするかわりに、その支援によってもたらされた排出量削減分を、先進国の削減分（クレジット）として認めてもらう共同実施の制度を早期に実施可能とするよう主張していた。しかし、大半の途上国は、共同実施によって、先進国が国内対策を行わなくなること、あるいは、海外開発援助（ODA）等の従来からの国際支援が共同実施という看板に置き換えられただけに終わることを恐れ、排出量が抑制されるのはあくまで附属書I締約国内だけであり、途上国との共同活動（Joint Activity）は、従来どおりの支援の形態で進められるべきであると主張した。

その中で、ニュージーランドや日本は、クレジットの移転を伴わない共同実施の試行期間（pilot phase）を開始し、その結果効果が認められれば本格的な共同実施に移行すればよい、と主張した。クレジットの移転を伴わない共同実施であっても、途上国が共同実施という言葉そのものの使用に対して強い懸念を示したため、最終的には共同実施活動（Activities Implemented Jointly, AIJ）という名で試行を開始し、2000年までにその評価を行うことになった¹⁵。

して実施すること...を支援することもあり得る」とあり、同条同項(d)には、「締約国会議は、第1回会合において、(a)に規定する共同による実施のための基準に関する決定を行う」とあることから、複数の国で合計の排出量を削減する方法が残されていた。

¹⁵ 国連文書 FCCC/CP/1995/7/Add.1 Decision1/CP.5 を参照。

(3) その他の決議

さらに、もう一つの重要な課題に、手続き規則 (Rule of Procedure) があつた。条約交渉でも、また COP1 に至る会議においても議論したが、結論は出ずに終わった事項である。これは、産油国が条約のビューローメンバーに、地域ごとの代表に加え産油国にも議席を主張していること、そして、すべての議定書の採択は、多数決でなくコンセンサスを採用するよう求めていることによる。他の大半の国は、産油国としての議席を用意することに応じられず、COP1 でも解決することはできず、今後の検討課題として残された。

また、参加者が強い関心をもっていた話題の一つに、条約事務局の設置場所があつた。それまでは、国連機関の多くが配置されているジュネーブに仮の事務局を置いていたが、常設事務局の設置場所に関し、トロント、ジュネーブ、ボン、モンテビデオの4カ所が立候補し、熾烈な誘致合戦を繰り広げた。最後は投票によってボンに決定されたが、ドイツにとっては、初めての国連関連機関の招致となつた¹⁶。

最後に、4月5日の閣僚セグメントにおいてステートメントを発表した宮下創平環境庁長官は、COP3 またはそれ以降の締約国会議を日本に招致する意志があることを示した。このときには、まだ政府部内で正式に日本がCOP3 をホストすることが決まつたわけではなかったが、日本では、COP1 以降、その実現に向けて国内での準備が進められることになる。

4. AGBM 交渉

ベルリン・マンデートを受け、早速 COP3 に向けて新たな交渉が開始された。その後の交渉の流れの全体像は、図 1.1 (p.32) にまとめられている。

(1) AGBM 1 (1995年8月21日 - 25日、ジュネーブ)

第1回目のAGBMでは、最初の会合ということもあり、実質的な内容には入らず、今後の会合の日程調整やビューローのメンバーなどの組織的事項が議題となるにとどまつた。COP3 に至るまでの会合の予定としては、COP1 で決められたように¹⁷、前半は温室効果ガス排出量の抑制に有効な政策・措置や望ましい数量目標に関する分析・評価を中心に行い、その結果をもとに、後半を交渉に費やすということになっていた。しかし、これに関し、米国などのJUSCANZ 諸国や産油国は、前半の評価に重点をおき、適切な評価が行われたと認識された後で初めてその評価に基づいた交渉が開始されるべきであるとした。他方、EU 諸国及び途上国は、評価は交渉開始を延期するための道具とされるべきでなく、あくまで先進国の義務の強化のために行うものであることを強調した。

¹⁶ もう一つの理由の招致の理由として、ドイツの統一による首都機能のベルリンへの移転に伴い、今まで政府が使用していたボンの建物を活用する必要に迫られていることがあつた。

¹⁷ 国連文書 FCCC/CP/1995/7/Add.1/Decision 1/CP.1 を参照。

(3) その他の決議

さらに、もう一つの重要な課題に、手続き規則 (Rule of Procedure) があつた。条約交渉でも、また COP1 に至る会議においても議論したが、結論は出ずに終わった事項である。これは、産油国が条約のビューローメンバーに、地域ごとの代表に加え産油国にも議席を主張していること、そして、すべての議定書の採択は、多数決でなくコンセンサスを採用するよう求めていることによる。他の大半の国は、産油国としての議席を用意することに応じられず、COP1 でも解決することはできず、今後の検討課題として残された。

また、参加者が強い関心をもっていた話題の一つに、条約事務局の設置場所があつた。それまでは、国連機関の多くが配置されているジュネーブに仮の事務局を置いていたが、常設事務局の設置場所に関し、トロント、ジュネーブ、ボン、モンテビデオの4カ所が立候補し、熾烈な誘致合戦を繰り広げた。最後は投票によってボンに決定されたが、ドイツにとっては、初めての国連関連機関の招致となつた¹⁶。

最後に、4月5日の閣僚セグメントにおいてステートメントを発表した宮下創平環境庁長官は、COP3 またはそれ以降の締約国会議を日本に招致する意志があることを示した。このときには、まだ政府部内で正式に日本がCOP3 をホストすることが決まつたわけではなかったが、日本では、COP1 以降、その実現に向けて国内での準備が進められることになる。

4. AGBM 交渉

ベルリン・マンデートを受け、早速 COP3 に向けて新たな交渉が開始された。その後の交渉の流れの全体像は、図 1.1 (p.32) にまとめられている。

(1) AGBM 1 (1995年8月21日 - 25日、ジュネーブ)

第1回目のAGBMでは、最初の会合ということもあり、実質的な内容には入らず、今後の会合の日程調整やビューローのメンバーなどの組織的事項が議題となるにとどまつた。COP3 に至るまでの会合の予定としては、COP1 で決められたように¹⁷、前半は温室効果ガス排出量の抑制に有効な政策・措置や望ましい数量目標に関する分析・評価を中心に行い、その結果をもとに、後半を交渉に費やすということになっていた。しかし、これに関し、米国などのJUSCANZ 諸国や産油国は、前半の評価に重点をおき、適切な評価が行われたと認識された後で初めてその評価に基づいた交渉が開始されるべきであるとした。他方、EU 諸国及び途上国は、評価は交渉開始を延期するための道具とされるべきでなく、あくまで先進国の義務の強化のために行うものであることを強調した。

¹⁶ もう一つの理由の招致の理由として、ドイツの統一による首都機能のベルリンへの移転に伴い、今まで政府が使用していたボンの建物を活用する必要に迫られていることがあつた。

¹⁷ 国連文書 FCCC/CP/1995/7/Add.1/Decision 1/CP.1 を参照。

ビューローのメンバーについては、意見がまとまらず、次回の会合に持ち越された。

(2) AGBM 2 (1995年10月30日 - 11月3日、ジュネーブ)

第2回 AGBM では、前回の AGBM を受けて、ビューローのメンバーについて話し合い、また、議定書の内容についても検討が始まった。主要な検討課題として、政策・措置、数量目標、4条1項(枠組条約で、全締約国の義務、実質的には途上国の義務に相当する条項)に関する分析と評価方法について議論された。

(a) 政策・措置

議定書に含まれるべき政策・措置に関しては、附属書 I 締約国の専門家グループという会合で集中的に議論された。ここでは、附属書 I 締約国の通報から抽出した 1000 以上もの政策・措置をリストアップした資料が配布され¹⁸、その中で温室効果ガスの排出量抑制に有用なものを議論するという事になった。EU 諸国の多くが、効果的なものについては、附属書 I 締約国全体で協調して導入すべきだという考えを示したのに対し、米国は、効果のある政策・措置は、国によって異なるのだから、リストアップした政策・措置をメニューとして提示し、各国がその中から国の事情に合わせて選択するようにすべきだとした。日本も、附属書 I 締約国全体で同一の政策・措置を導入することには反対した。今後の作業として、効果分析の分析対象となる政策・措置の範囲を狭めていく必要性が指摘され、この議論を続けていく事になった。

(b) 数量目標

附属書 I 締約国の 2000 年以降の排出量の数量目標の設定方法については、どの国もまだ主張の整理はなされていなかったが、さまざまな角度からの意見が出された。米国は、各国がそれぞれの事情に合わせて最も費用効果的な対策がとれるよう、異なる目標や目標年を柔軟に選択できるようにすべきであると主張した。その対し、EU 諸国は、2005 年、2010 年といった目標年について具体的な数値を設定すべきであるとした。また、オーストラリアやノルウェーは、数量目標の対象は、CO₂ のみならず全ての温室効果ガスを、吸収源も含めて扱うべきであるとした。

削減率については、「2010 年までに 10%削減」などの一律の削減割合の案の他に、複数の国で排出量を合わせて目標値を設定する方法や、国の事情に応じて異なる削減率を課すいわゆる差異化 (differentiation) といった意見が出された。また、ベルリン・マンドートでは、目標年について「2005、2010、2020 年といった時間フレーム」となっているが、早期に実効性を持たせるためには、なるべく早い目標年とすべきと考える EU と、対策の中には、発電所の建て替えなど、短期で対応できないものも多く、目標年までにはある程度の時間があった方がむしろ有効であると主張する米国との間で意見が対立した。以上の議論をふまえて、数量目標についても、その基本的な枠組みに関するワークショップを次回の AGBM で開催することになった。

(c) 4条1項

本条項に関する議論では、途上国の参加方法が問題となった。ベルリン・マンドートでは、非附属書 I 締約国については新たな義務をもうけないと明記されており、条約に示されている途上

¹⁸ 国連文書 FCCC/AGBM/1995/6 を参照。

国の義務¹⁹の実施促進が焦点となった。途上国は、現在の資金供給メカニズムとなっている地球環境ファシリティー（Global Environmental Facility, GEF）の資金量を増やただけでは、現行の義務の遂行も困難であるとして、気候変動対策を目的とした新たな基金の設立を要求した。また、1項の主要な義務となっている国別報告書の作成に必要な知見や技術取得のために、事務局がガイドラインを作成するべきと主張した。

これに対し、先進国は、途上国の報告書作成のために必要となる支援については同感として、ワークショップの開催などを提案したものの、追加的な資金供給については発言を避けた。また、米国やカナダは、共同実施への参加が途上国にとっては経済発展と環境保全という2つの便益をもたらす（win-win）方策であるとしたが、途上国は、排出量抑制の行動に関するいかなる提案も、「新たな義務を課さない」とするベルリン・マンドートを越えるものであるとして反対した。

(d) 法的文書の形態

第4の点として議題になったのは、法的文書の望ましい形態であった。ベルリン・マンドートで「議定書またはその他の法的文書」とあったのは、一部の国々が、数量的な義務という明確かつ具体的な拘束力を発揮する議定書という形をとることに反対したという経緯に基づいていた。ここでも、米国やマレーシアは、議定書採択にはコンセンサスが必要となるが、条約改正ならば締約国の4分の3の多数決で決められることを理由に、議定書作成よりも条約改正の手続きをとるべきであるとした。しかし、その他の多くの国は、「条約・議定書」手続きを念頭に、AGBMでも議定書作成を目指して交渉すべきであるとした。条約改正にすると、4条以外の全ての条項が再度議論の対象として挙げられてしまい、收拾つかなくなるおそれがあるという理由も挙げられた。また、スペインがEUを代表して議定書の骨格を示したペーパーは、数量目標や政策・措置に関する内容にはふれずに、大まかに6項目を示したものであった²⁰が、これがたたき台となることはなく、今後の議論として持ち越された。

(3) AGBM 3（1996年3月5日 - 8日、ジュネーブ）

第3回会合は、今後の交渉フェーズに入る前の最後の会合として認識されていた。本会合では、まず、政策・措置に関するワークショップと、数量目標に関するワークショップという2つの催物が企画された。このワークショップでは、何人かの専門家が研究成果を発表し、それに対して各国の交渉担当者との質疑応答がなされるという形式で行われた。その後、会合は今までの協議

¹⁹ 気候変動枠組条約第4条1項では、全締約国の義務として、(a) 温室効果ガスの人為的な排出及び吸収に関する目録の作成、(b) 温室効果ガスの排出や吸収に関する計画の作成、適応に関する計画の作成、(c) エネルギー、運輸、工業、農業、林業、廃棄物の処理その他全ての関連部門における気候変動抑制関連技術の開発、利用、普及、(d) 吸収源の持続可能な管理、保全、(e) 気候変動の影響に対する適応のための準備における協力、(f) 関連する社会、経済及び環境に関する自国の政策及び措置の影響の考慮、(g) 気候系に関する科学的、技術的、社会経済的研究その他の研究、組織的観測及び資料の保管制度の整備の促進、(h) 経済的及び社会的影響に関する科学的、技術的、社会経済的、及び法律上の情報の交換の促進、(i) 気候変動の関する教育、訓練及び啓発、(j) 第12条の規定に従った実施に関する情報の締約国会議への送付、を挙げている。

²⁰ EUから提示されたのは、以下の6項目：附属書I締約国の義務、全締約国の義務、義務のレビュー、枠組条約との関連性、改正手続き、最終条項。

の続きを継続した。

(a) 政策・措置

3月4、5日に開催された政策・措置に関するワークショップでは、エネルギー供給部門や運輸部門で考えられる政策・措置や、既に実施された政策・措置の効果分析等に関する発表があり、これに対して、どの国でもまだ多くの温室効果ガス排出量抑制措置が低費用でかつ実施可能である等のコメントが出された。その後、このワークショップの成果をふまえ、前AGBMからの議論が続けられたが、進展は見られなかった。また、途上国からは、附属書I締約国が政策・措置を講じた時に貿易を通じて非附属書I締約国の経済に及ぼしうるマイナスの影響がないよう十分配慮されるべきであるという主張が出された。

(b) 数量目標

2月28日に開催された数量目標に関するワークショップでは、「公平な (equitable)」目標設定如何がテーマとなった。経済モデルや国の事情を考慮した目標設定方法が発表されたが、これに関する結論は見いだせなかった。この議論は、ワークショップの後も各国の発言に引き継がれた。オランダは、経済モデルを用いて安全排出回廊 (safe emission corridor) 概念²¹を示し、まず、IPCCの知見をもとに、附属書I締約国に許される合計排出量の許容範囲を設定し、その後各国の排出量を決定するべきであると主張した。ドイツは、CO₂排出量を2005年までに1990より10%、2010年までに15~20%削減を提案し、差異化は、差異化の基準そのものに全ての国が合意するのは困難ということから、一律削減率を支持した。

これに対し、米国は、エネルギー経済モデルを用いて、各国が最も費用効果的なパスを描く方法をとることができることを説明し、それに合わせて削減量と削減時期を決定できるようにすべきであるとした。オーストラリアやカナダ、日本も、国の事情に応じて異なる目標値が設定されるべきであると主張した。また、ロシアなどのEIT諸国は、経済の混乱によって1990年よりもCO₂排出量が減っているため、他の先進国と同じ目標には応じられないとした。AOSIS諸国は、その議定書案にある20%削減を繰り返した。ブラジルは、まず附属書I締約国全体の削減割合を決定し、その内訳は、気候変動を起こしている責任の大きさに応じて分配されるべきであるとした。この議論は、次回にも続けられることとなった。

(c) 4条1項、法的文書の形態

前回から進展は見られなかった。本会合では、ロシアがEITを代表して議定書案を提出した²²。ここでは、数量目標にはふれず、技術的な支援や共同実施を中心においたものであった。この会合の終了時、今まで出された議定書案²³を議論のたたき台としてまとめることになった。

(d) その他

条約の補助機関のSBSTA (後述) より報告があった。その前年12月に提出されたIPCCの第2

²¹ 気候変動が人類に危険な影響を及ぼす水準に達するぎりぎりの排出量を世界の総排出量の上限、経済発展に必要な最低限の排出量を排出量の下限として、世界の排出総量の経路は、この上限、下限の間 (回廊) を通るべきであるとするアプローチ。

²² 国連文書 FCCC/AGBM/1996/Misc.1 を参照。

²³ AOSIS案、ドイツのエレメントペーパー、EUの枠組み、ロシア案の4つが提出されていた。

回評価報告書 (Second Assessment Report, SAR) には、人為的な活動が地球規模の気候変動を生じさせていること、そして、大気中のCO₂濃度の上昇が人為的活動によることなどが示されていた。SBSTA は、同報告書を最も代表的な科学的知見として重視すべきであるとすると同時に、IPCC に対してはさらに、議定書交渉に役立てるよう、気候変動の地域的な影響に関してさらに検討するよう要請したと報告した。また、SBI (後述) からは、附属書 I 締約国の第 1 回国別報告書が全て受理され、その結果、2000 年までの 1990 年レベルでの排出量安定化の目標は、達成できる見込みがないことが報告された。

(4) AGBM 4、COP2 (1996 年 7 月 8 日 - 19 日、ジュネーブ)

AGBM 4 は、COP2 と時期を合わせてジュネーブで行われた。COP2 は、COP1 で話し合われたように、新たな法的文書につき、分析・評価の段階から交渉の段階に移る折り返し点として位置づけられていた。まず、7 月 8 日に COP2 の全体会合がジンバブエの環境観光大臣、チェン＝テムテングウェンデ議長の下で開会し、その後、COP2 をしばらく延期して、その間に AGBM など他の関連会議を進めるという日程が承認された。AGBM4 では、前回に引き続き各国政府の交渉担当者がパネルに参加した 3 種類のハイレベルラウンドテーブル会合が開かれることになった。

(a) 政策・措置

政策・措置のラウンドテーブルでの主要な議論は、これまでと同様、導入される政策・措置は、国ごとにその事情に合わせて最適のものが選択されるべき (メニュー・アプローチ) であるという米国などの主張と、いくつかの政策は先進国全体で協調して導入されるべきであるとする EU 諸国との間で行われた。また、優先的な政策・措置として、再生可能エネルギーの開発、製品の基準設定、エネルギー集約型産業への政策、代替フロン、国家間の航空輸送や船舶輸送を対象とした対策などが挙げられた。さらに、数量目標と政策・措置との関連づけの方法が問われた。

(b) 数量目標

数量目標に関するラウンドテーブルでは、一律削減率か差異化された目標か；各国に目標を設定すべきか、あるいは複数の国のグループにまとめて目標を設定すべきか；法的拘束力を持つべきか、あるいは努力目標程度としておくべきか；モニタリングや遵守の検証の方法；排出量取引や目標年の移動といった柔軟性措置の導入の可能性などが話題に挙がった。ここでは、前回と同様の議論が再燃され、新しい進展は見られなかった。

(c) その他

前回の途上国からの要望に応え、本会合では、新たに、附属書 I 締約国の新たな義務が途上国経済に及ぼす影響に関するラウンドテーブルが開催された。先進国は、途上国から多くの資源や農作物、加工品を輸入している。先進国が温室効果ガス対策を講じることにより、経済活動が鈍化してしまうと、途上国からの輸入量が減ってしまうのではないかと懸念が途上国にあり、特に、産油国をはじめとする資源輸出国が音頭を取っていた議論であった。ここでは、途上国経済への影響があるということについては支持を得たものの、途上国の輸出量の減少というマイナス面と、途上国間の取引の活性化、途上国内への投資、といったプラス面のどちらが上回るかについては、主張が分かれた。

(d) 閣僚セグメントとジュネーブ宣言

7月17日から19日の3日間、COP2は閣僚セグメントに入り、100以上の国の環境大臣がステートメントを発表した。また、それとは別に、7月17日には、スイスのドレイフス内務省長官が議長を務めて非公開の閣僚レベルラウンドテーブル会議が開催された。そこでは、まず、IPCCのSARについては、人間の活動が気候に影響を与えているという結果を重視すべきであるという主張が支持された。また、附属書I締約国が温室効果ガス排出量の削減のリーダーシップをとるべきであること、2000年までに1990年レベルで安定化できそうにない現状を憂いている旨表明された。

このラウンドテーブルでの議論をもとにして、その日の夜7時半から翌日午前1時まで、ジュネーブ閣僚宣言案を作成するための閣僚レベル非公式会議が開催された。その案の作成に際し、米国のクラウセン国務次官補は、イギリスのガマー環境大臣と組み、今までの米国の態度を一転して法的拘束力 (legally-binding) のある約束を目指すべきとの主張を盛り込み、他方で基準年である「1990年以下に」という文言を落としたため、カナダや日本などの国は対応に追われた。EUは、宣言案を「ジュネーブ宣言」と名付けて採択すべきである、と案への支持をすぐに表明できたが、オーストラリアは、内容が明らかになっていない現段階において法的拘束力を持たせることには支持できないと発言した。産油国をはじめとする途上国やロシアは、COPの審議プロセス自体が不透明であると批判した。最終的には、宣言がCOP2によって採択 (adopt) されるのではなく、COP2の報告書の中で考慮 (take note) されるという扱いで決着がついた。

COP1から懸案の手続き事項と、ビューローメンバーの選出に関する課題は、今回も合意することができなかった。また、閉会時には、日本の岩垂寿喜男環境庁長官が、COP3を次の年の12月に京都で行うことを公式に発言した。

ジュネーブ宣言 1996年7月18日 (抜粋)

気候変動枠組条約 COP2 に出席した大臣及びその他の代表団長は、

- ...
2. IPCC 第2回評価報告書を現在で最も包括的で権威ある科学的報告書であることを認識し、気候変動の影響とその対策オプションは入手可能であると判断する。... 中でも特に以下の知見は重要である：
 - 地球気候が人為的影響を受けていることは明らかである。何らかの対策が採られなければ、地球の平均気温は1990年と比較して2100年までに約2度(1~3.5度)上昇すると予測されている。平均海面上昇は50センチ(15~95センチ)上昇するといわれている。産業革命前の2倍の大気中濃度で安定化するためには、地球全体の総排出量は最終的に現在の50%にまで削減されなければならない。

.....

 6. 附属書I締約国が気候変動の抑制に向けて政策・措置を導入していることを留意し、しかしながらそれが附属書I締約国の唯一の誓約ではなく、2000年までに1990年レベルで安定化するためにはさらなる努力が必要な国が多いことにも留意し、

.....

 8. 法的拘束力のある議定書あるいはその他の法的文書をCOP3にて採択するために、交渉を加速させるよう、各政府代表を指導する。その結果は、ベルリンマンデートの委託事項を十分に反映させるものでなければならない。特に、：
 - モントリオール議定書によって制限されない温室効果ガスの排出源からの人為的な排出及び吸収源による吸収に関し、2005、2010、2020年といった特定の時間的枠内における抑制及び総量の相当の削減の定量的な法的拘束力のある目標の設定、

(5) AGBM 5 (1996年12月9日 - 13日、ジュネーブ)

AGBM 5では、COP2が終わり、交渉フェーズに入ったということから、条約事務局は、各国から議定書案を提出するよう求め、AGBM5までには14の国と地域から、数量目標や政策・措置に関する提案が出された²⁴。各国からの主張が具体化される中で議論も進展し始めたが、政策・措置や数量目標に関しては、まだ大まかな方向性だけ示す国も多く、次年の1月15日までに法的文書の形態で条文案を収めた提案を提出するよう求められた。

(a) 政策・措置

前回の続きで、メニュー・アプローチか、政策の協調導入かが議論の中心となった。EUは、政策・措置を(1)必ず導入する政策、(2)協調に努める政策、(3)選択できる政策、の3段階に分け、ほとんどの政策が(2)あるは(3)であっても構わないが、いくつかの重要なものは(1)に含めるべきだとする提案を行った。また、その提案の中で、対策をとるべき国として、先進国とEITを含む「附属書I締約国」でなく、韓国やメキシコなどの新OECD加盟国、加えてその他の自主的に取り組む途上国を含めた締約国を念頭においた「附属書X」と示されていたことに対して、途上国から反発があった。その他の多くの先進国は、特定の政策導入の義務を課さないメニュー・アプローチを支持した。

(b) 数量目標

数量目標に対する各国の態度も具体性を増し、交渉の争点が整理されてきた。目標の法的性質に関しては、多くの国がジュネーブでの宣言を受け、法的拘束力のある目標を支持したが、ノルウェーなどいくつかの国は、ある程度の柔軟性を求めた。また、対象ガスについては、EUや米国などはCO₂以外のGHGも対象とすべきであるとし、さらに、ノルウェーやカナダなどいくつかの国は全温室効果ガスをまとめて一つの目標を設定する「バスケット・アプローチ」を主張した。これに対し、アルゼンチンやチリなどは、ガスの種類ごとに目標を設定する「ガス・バイ・ガス・アプローチ」が好ましいとした。また、マーシャル諸島は、CO₂に限るべきであるとした。

目標レベルに関しては差異化の議論が活発化し、具体的な差異化方式に関して各国が見解を述べた。ノルウェーやアイスランドは、GDP当たりの排出量や一人当たり排出量といった基準を複数考慮した定式を用いて各国の削減率を算出する案を出した。オーストラリアは、GDP成長率、人口の伸び、化石燃料の貿易量、輸出に占めるCO₂集約製品の割合、などをもとに公平性の基準を定めるべきであるとした。フランスやスイスは一人当たり排出量を基準にした目標設定案を提示、日本も一人当たり排出量と削減率のいずれかを選択できる案を提案した²⁵。EUやAOSISは、目標年は早い方が対策が前倒しされるので好ましいとしたが、米国は、気候変動は長期的に解決

²⁴ 国連文書 FCCC/AGBM/1996/Misc. 2、FCCC/AGBM/1996/Misc.2/Add.1,2,3,4 を参照。

²⁵ 数量目標に関しては、日本は、次の定式を提案した。「条約附属書I締約国は、CO₂排出量を抑制し及び削減するための数量目標として、次の2つのいずれかを選択する。(a) (2000+x)年から(2000+x+5)年にかけてのCO₂排出量の年平均を、一人当たりp炭素トン以下とすること。(b) (2000+x)年から(2000+x+5)年にかけてのCO₂排出量の年平均を、1990年の水準からq%以上削減すること。x、p、qに入る数値については今後の検討を要する。」

すべき問題であるとした。また、アイスランドと日本は、複数年を目標年とする方式を示した。

さらに、共同実施や排出量取引が目標達成のための手段に用いられるべきであるという主張が、米国やカナダによって主張された。米国は、さらに、排出枠のバンキングやBORROWING（後述）の効果を説明し、これらの柔軟性を高めるメカニズムが費用効果的な対策を可能とするとした。

(c) 4条1項

途上国より、先進国の義務が実行に移されるまでは、途上国の義務について議論されるべきでないこと、先進国の支援が途上国の国別報告書提出の義務を遵守するために不可欠であること、そしてAIJは、その支援の代替とされるべきでないこと、が繰り返された。これに対し、米国は、現在は先進国の義務が先行すべきであるということについては賛成するが、将来は途上国からの排出量が急増することを考えると、非附属書I締約国についても、できるだけことは約束する必要があると主張した。

(d) その他

法的文書の形態については、議定書か、条約改正かという法的性質の問題についても、議論に進展はなかったが、たとえ議定書が成立したとしても、締約国会議や事務局は条約のものでできるだけ重複させるのが効率的だとする意見が大半を占めた。

また、別の検討課題として、トルコの扱いがあった。トルコは、OECD（経済協力開発機構）加盟国であるために条約の附属書I締約国となっているが、これは、自主性にもとづく結果ではなかった。トルコは、条約を批准できない理由は、経済の発展水準が途上国レベルであるにも関わらず附属書IとIIに含まれてしまっていることにある、と主張し、附属書からの削除を訴えた。

(6) AGBM 6（1997年3月3日 - 7日、事務局の移転先となったボン）

AGBM 6は、COP 3まで1年を切ったことから、本格的な交渉が開始された会合となった。条約では、新たな議定書は採択されるCOPの6カ月前には事務局に提出されていなければならないと定められている²⁶ため、COP3が12月に開催されることを考えると5月末には議定書案の原型が出来上がっている必要があった。ここでは、提出期限とされた1月15日までに各国から提出された議定書案が、内容ごとに単純に集約された分厚い議定書案が事務局によって作成されていた²⁷。したがって、本会合の作業は、この中で重複するものを削除し、なるべくきれいにまとめなおす（streamlining）ことであった。ここでは、まだ最終交渉の段階ではないことが強調されたことから、非公式の作業グループには「交渉グループ」ではない、ということで「ノン・グループ」という名称がつけられた。議定書案の中で、前文、定義、改正、発効などの条項を議論する制度（institution）ノン・グループは、日本の柴田孝男大使が、また、4条1項のノン・グループは、トリニダード・トバゴのエヴァンス＝キングがそれぞれ議長を務めることになった。残りの政策・措置と数量目標については、エストラーダ議長がそのまま担当した。

²⁶ 条約の第17条の規定。

²⁷ 国連文書 FCCC/AGBM/1997/Misc.1.2 を参照。

表 1.3 AGBM 6 時点での各国の数量目標に関する交渉ポジション

国名	数量目標	対象ガス	吸収源	柔軟性措置
日本	一人当たり排出量の目標と、1990年比削減目標かの選択性	CO ₂ のみ	含めない	言及なし
米国	一律削減	全ての温室効果ガスのバスケット	含める	国ごとに排出バジェットを割り当て、取引やバンキング、ボローイングを認める
オーストラリア	人口成長見込み、一人当たり実質 GDP 成長見込み、GDP の排出強度、輸出の排出強度、化石燃料の輸出量の 5 項目を指標として差異化	全ての温室効果ガスのバスケット	含める	言及なし
ニュージーランド	各国が選択、ある時期の削減量は、その前の削減量より多くなるようにする	全ての温室効果ガスのバスケット	含める	言及なし
ノルウェー	GDP 当たりの排出量、一人当たりの排出量、一人当たり GDP の 3 指標による差異化	全ての温室効果ガスのバスケット	含める	言及なし
アイスランド	GDP 当たりの排出量、一人当たりの排出量、一人当たり GDP、再生可能エネルギーの使用割合の 4 指標による差異化	全ての温室効果ガスのバスケット	含める	言及なし
スイス	全体で 2010 年までに 1990 レベルより 10% 削減、一人当たり排出量で差異化	バスケット	含めない	言及なし
EU	2010 年までに 1990 年レベルより 15% 削減 (EIT には柔軟性)	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O の 3 ガスのバスケット、2000 年までに残りの 3 ガスを含める		ボローイングに反対 排出量取引に消極的
(EU 案に吸収される以前の欧州諸国の提案)				
フランス	21 世紀末の一人当たり排出量が 1.6 から 2.2tC となるよう差異をもうける	CO ₂ のみ		
ドイツ	排出量を 1990 年比で 2005 年までに 10%、2010 年までに 15~20% 削減	CO ₂ のみ		
イギリス	排出量を 1990 年比で 2010 年までに 5~10% 削減	全ての温室効果ガス		
ロシア	差異化 (特に EIT に関し)	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	含める	柔軟性支持
AOSIS	CO ₂ を 2005 年までに 1990 年レベルより 20% 削減	ガス・バイ・ガス、まず、CO ₂ 、その後その他のガス	含めない	排出量取引や共同実施など全ての柔軟性措置に反対
G77+中国	決まったポジションなし	決まったポジションなし		排出量取引や共同実施など全ての柔軟性措置に反対

表1.4 AGBM 6期間中にEU内で合意された排出量の削減割り当て

国名	2010年の温室効果ガス (CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O)、1990年比
ベルギー	-10%
デンマーク	-25%
ドイツ	-25%
ギリシャ	+30%
スペイン	+17%
フランス	0%
アイルランド	+15%
イタリア	-7%
ルクセンブルグ	-30%
オランダ	-10%
オーストリア	-25%
ポルトガル	+40%
フィンランド	0%
スウェーデン	+5%
イギリス	-10%
EU全体	-10%*

* EUの各国の合意した削減量を合計すると10%しか削減できないが、残りの5%はEU全体で協調して政策をとることで合計-15%目標を達成することとなった。

ほとんどの議論は、従来と同様、各国が自分のポジションを主張するだけで歩み寄りは見られなかった。しかし、その中で、各国の提案は、以前よりも具体性を増してきた（表 1.3 参照）。まず、前回の AGBM 以降の提案を発表する場が 3 月 3 日にラウンドテーブルの形式で与えられた。その中で、米国は、排出量取引や共同実施を提案の骨格として示し、柔軟性の確保の重要性をアピールした。また、EU は、従来の主張どおり、政策・措置の協調と一律の削減率を掲げた提案を行っていたが、その後、5 日にルクセンブルグで EU の環境閣僚会議があり、そこで EU 全体として 2010 年までに温室効果ガス排出量を 15%削減という交渉ポジションが合意されたことから、それが EU の公式のポジションとしてボンに伝えられた（表 1.4 参照）。EU は、一律削減率の提案を維持したが、EU 内では、30%削減するルクセンブルグから 40%増加を認められたポルトガルまで差異がつけられていたことから、日本やノルウェーなど差異化を支持する国による差異化のラウンドテーブルでは、その説明に苦心することになった²⁸。

（7）AGBM 6 から 7 までの間の動向

COP 3 まで残された時間が少なくなるに従い、各国の動きが AGBM の外でも活発に行われるようになった。

まず、4 月 23、24 日には、日本政府が、COP 3 のホスト国として東京で先進国の非公式会合を開催し、議定書の主要項目に関する意見の一致する点を模索した。ここでは特に合意が得られたわけではなかったが、率直な意見交換が可能となった。また、その間、条約事務局は、AGBM 6 で整理された文章にその後の各国の提案を盛り込み、5 月には、議定書テキストとして、各国に配布された。今後は、これをベースに残された時間を交渉にあてることになった²⁹。

6 月には、16、17 日にボンで途上国の代表を含めた非公式会合が開催され、エストラーダ議長が今後の進め方について、各国の意見を聞いた。また、同月 20 日には、米国のデンバーで主要国首脳会議、続いて 23 日から 27 日までは、ニューヨークで国連環境開発特別総会（United Nations General Assembly Special Session, UNGASS）が開催され、いずれの会合においても、気候変動問題が重要な議題となった。UNGASS で採択された決議では、それまで AGBM で用いられてきた「排出量の抑制および削減（limitation and reduction）」の代わりに「排出量の削減」が、また、「相当な（significant）」削減という言葉が用いられた点においては前進であった。しかし、COP2 の閣僚宣言案の時と同様、今まで基準年とされてきた「1990 年」を入れることができなかったなど、今後の交渉の厳しさを暗示する部分も見られた。

さらに、7 月には、米国の上院のバード民主党議員が提出した決議（その名をとってバード決議と言われる）が採択された。これは、（1）発展途上国にも先進国と同様に排出量に関する目標を設ける（2）米国経済に深刻な打撃を与える削減義務は受け入れない、といった内容の決議

²⁸ EU 案への非難に対し、ドイツは、「合意が可能であれば、差異化でも構わない。しかし、EU 内では政治的に合意が可能であったが、附属書 I 全体が残された時間内で合意できる差異化の基準が見つかるとは思えない」と反論している。

²⁹ 国連文書 FCCC/AGBM/1997/3/Add.1 を参照。

デンプーサミット共同宣言 1997年6月22日 (抜粋)

- 気候変動枠組条約 COP3 では、ベルリン・マンデートに合致し、数量化されたかつ法的拘束力のある排出の目標を含む強力な合意を形成しなければならない。我々は、2010年までに温室効果ガス排出の相当の削減につながるのに十分な、効率的でかつ費用対効果が高い政策および措置が必要である。

国連環境開発特別総会「新アジェンダ」 1997年6月27日 (抜粋)

- 気候変動枠組条約 COP3 では満足いく結果が得られなければならない。2005年、2010年、2020年のような特定の時間的枠組みの中で温室効果ガスの相当な削減となる法的拘束力、現実性、衡平性のある目標が考慮されることが必要である。

であり、その後の米国の態度をさらに硬直化させる一因となった。

(8) AGBM 7 (1997年7月28日 - 8月7日、ボン)

前回のAGBMまでは、NGO等の傍聴が認められていたが、AGBM 7からは、実質的な交渉フェーズに入ったため、会議の大半が非公開となった。また、議定書案を、AGBM 6に引き続き、その内容に応じて4項目(政策・措置、数量目標、第4条1項、制度的条項)に分割し、それぞれノン・グループを形成した。政策・措置ノン・グループの議長には、モーリタニアのモハメッド=オウルド=エル=ガオス、数量目標ノン・グループの議長にブラジルのルイズ=ジルバン=メイラ=フィルホが選出された。

5月末に事務局から提出された議定書案をたたき台にして、比較的重要性のない部分については、最終文に近い条文が出来上がっていった。しかし、少しでも国家間の対立がある部分については、まだあと一回のAGBMが残されているという気持ちから、本格的な交渉は後回しにされた。

(a) 政策・措置

COP3まで残り4カ月に迫っても、自主性を重んじる米国と、協調を主張するEUは、独自の主張を繰り返すだけであった。その中で、日本や豪州はその中間に立ち、欧州案ほど詳細な政策措置まで本議定書で定める必要はないが、省エネ推進や吸収源の保全など、ほぼ支持が得られている範囲での大まかな方向性は示しておいてもよいのではないかという立場を維持した。本会合の終わりには、この中間意見を持つ国がその主張をまとめ、EUや米国に歩み寄りを打診する状態にまで進められた。

(b) 数量目標

先進国の2000年以降の新たな目標については、前回のAGBMにおいてEUが提案した15%削減という数値に対し、他の先進国は、EU案を非現実的と批判しながら、自らは具体的な数値を示せないでいた。差異化を主張する国は相変わらずその主張に固執し、日本は、他の先進国と比べ、CO₂の一人当たり排出量が少ないため、これを考慮した負担配分が必要と主張した。また、オーストラリアは、先進国での化石燃料消費量の削減が、石炭の輸出国に与える経済的損失を考慮す

べきとした。さらに、米国は、国際的排出量取引制度を提案の主眼におき、数量目標に関しては最低限度の発言にとどめた。これらの主張の隔たりは大きく、今回の AGBM でも、各国が自らの立場を主張する以上に進展はなかった。

(c) 4条1項

途上国の義務に関しては、ベルリン・マンデートにもとづき、条約に示されている義務を確認するとの内容についてはほぼ合意が得られていた。しかし、特に米国のバード決議などに象徴されるように、先進国の間では、今後、急激な排出量増加が予想される中国やインド等途上国の排出量に関し、なんらかの形で制約をかけようとする動きが強くなりつつあり、それを懸念する途上国との間で議論はほとんど膠着状態となった。

(d) 制度的、手続き的条項

前文の必要性、新たなメカニズムの必要性など、利害関係の生じない条項から着手し、各国の意見が徐々にまとめられた。その中で、各国の義務の遵守を監視する制度や、気候変動の影響、気候変動を抑制する政策の影響で被害を被る国への補償制度等に関する議論が、今後の残された議題となった。

(9) AGBM 7 から AGBM 8 までの間の動向

AGBM 7 が終了しても、主要な部分にはまだ具体的な内容が書き込めずにいた。特に、数量目標については、EU が AGBM 6 で 15% という数値を出した後も、JUSSCANNZ 諸国 (JUSCANZ にスイスやノルウェーが加わり綴りが変えられた) は、「現実的な (realistic)、効果的な (effective)、公平な (equitable) な目標」という表現を繰り返すにとどまり、数値を提案できずにいた。エストラーダ議長をはじめ、EU 諸国や途上国は、先進国に対して早期に数値を提案するよう要求、各国は国内外での調整の最終段階に入った。

日本は、9月9、10日に、米国、ドイツ、オーストラリアなど先進国11カ国の交渉担当者が出席する非公式会議を東京で開催し、意見交換を進めた。また、国内においても、8月27日に第1回「地球温暖化問題への国内問題に関する関係審議会合同会議」を開催し、関係省庁間の調整を本格化した。調整は難航し、9月いっぱい時間を要したが、10月6日付けで「基本削減率5%、ただし、GDP当たり排出量あるいは一人当たり排出量が附属書I締約国平均よりも低い場合、あるいは、今後の人口増加率が平均を上回る場合は、その分だけ削減率を下げられる」という主旨の案を条約事務局に提出した³⁰。ここでは、それまでCO₂のみに限定していた対象ガスについても、CH₄及びN₂Oを含む3ガスを対象とすると変更していた。

一方、米国でも、10月6日にクリントン大統領が産業界、科学者、環境団体などの代表者を招いて、気候変動に関するホワイトハウス会議を開催するなど、米国政府の意思統一が図られた。

(10) AGBM 8 (1997年10月22日 - 31日、ボン)

³⁰ 国連文書 FCCC/AGBM/1997/Misc.1/Add.6 を参照。この差異化にもとづいて計算すると、日本は-2.5%、米国-2.6%、ロシア-5%、スイス-1.3%となり、実際には、附属書I締約国全体で-3.2%となる。

COP3 前の最後の交渉会合となった AGBM 8 の初日 (22 日)、米国では、クリントン大統領が本交渉に対する米国案を発表した。この模様は CNN にて夜のボンにもリアルタイムで伝えられた。「2008 年から 2012 年までの 5 年間までに、温室効果ガスの純排出量を 1990 年レベルで安定化、さらに、排出量取引や共同実施といった方策が認められ、現条約では排出量に関して義務を負っていない途上国に対しても何らかの義務が課されることが条件」という米国案は、以前から予想されていたものであったため、特に驚きもなく受け止められたが、決して気候変動対策に前向きな提案ではなく、今後の交渉が難航することが予想された。

交渉は、前回の AGBM 7 の結果をもとに議長の修正を経て提出された新たな議長案をもとに、前回と同様、4 つのノン・グループに分かれ、並行して交渉が進められた。

(a) 政策・措置

提示された議長案は、前回の AGBM での議論を受け、米国と EU 諸国との妥協を図るような内容となっていた。今回は、これをもとにさらに協議を進め、主要項目について調整の進展が見られたが、政策分野リストの位置づけ、政策調整の是非について検討課題が残された。

(b) 数量目的

2000 年以降の排出量の目標に関する各先進国の立場が明確になったが、数値そのものにはほとんどふれられず、その数値の前提となるさまざまな点で議論が紛糾した。

まず、第 1 に、AGBM 交渉を通じて最大の問題となっている先進国間の相対的な負担配分方法があった。あと一ヶ月で差異化の基準に関して合意を得るのは無理として、一律削減を主張する EU 及び米国に対し、日本をはじめとする他の先進国は、各国の事情を反映した差異化が必要という主張を続けた。差異化を主唱する国で非公式会合を重ねたが、具体的な差異化の基準をまとめるには至らなかった。

第 2 の点としては、「EU バブル」の問題があった。EU が議定書案をまとめた際、他の先進国に対しては一律削減目標を提示しながら、EU 諸国内ではドイツや英国が他の EU 諸国の増加分を負担するといった合意が EU 諸国間だけで形成されており、ある国が目標を達成できなかったために EU 全体が目標を達成できなかった時の責任の所在が不明確、EU に新たな加盟国があった場合の扱いが不明、EU 内では差異化をしている、といった点で、他の先進国から批判されていた。今回も批判が聞かれたにとどまり、解決への進展は見られなかった。

第 3 には、対象ガスの問題があった。日本及び EU は、計測が確実な CO₂、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O) の主要 3 ガスの排出量のみを対象とすべきだとしたが、米国等のその他の先進国は、対象ガスはその他のハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆) 等のガスも含めるべきだとしていた。また、土地利用変化及び林業の分野における吸収量の増減についても、日本や AOSIS は不確実性が大きすぎるとして考慮すべきでないとしたが、オーストラリアやニュージーランド等多くの国は、排出量から吸収量を差し引いた純排出量 (ネットアプローチ) を主張していた。いずれを選択するかによって目標とすべき数値は大きく変わるために、この問題についても各国とも自らの主張に固執するに終わった。

第 4 には、基準年及び目標年の問題があった。基準年は、特殊事情を有する東欧諸国を除いては 1990 年を基準年とすること、また、目標年については、2005 年、2010 年といった単年を主張

していた EU 諸国が、米国の 5 年バジェットアプローチを受け入れつつあるという点で進展が見られた。

さらに、第 5 の点として、排出量取引や共同実施があった。従来 EU は、排出量取引が経済学的には費用効果的な手法であっても、実際に導入するには時期尚早であるとして反対し、先進国間に限って共同実施を認めるとしていたが、排出量取引の導入に固執する米国に妥協して、認める方向に動き始めた。他の先進国は、排出量取引、共同実施を途上国も含め積極的に活用し、世界全体で温室効果ガスの排出量を抑制するメカニズムの確立を支持する向きが多かった。しかし、他方、途上国は、このような取引は、先進国が自らの責任を途上国に押しつける抜け穴であるとして、強く反対した。途上国は、たとえこのような取引が先進国間だけで合意されたとしても、メカニズムが一旦導入されてしまえば、近いうちに途上国にも参加が要請される可能性が高いと考え、先進国間に限定した取引に関しても、不支持を表明した。

(c) 4 条 1 項

途上国の義務について、先進国は条項の範囲内で、可能な限り具体的な措置を求めようとした。しかし、途上国は、このような措置は追加的なもので受け入れられないとして、歩み寄りは見られなかった。その結果、途上国から提案される条項は、条約にある条項とほとんど変わらないものになり、それを具体化して発展させようとする、今度は附属書 I 締約国の政策・措置の条項と類似するものになるなど、まとまりのない交渉が続いた。

また、途上国の対策のための資金的、技術的支援がさらに必要との途上国の主張に対し、先進国側は、地球環境ファシリティ（GEF）等の既存の資金メカニズムを有効利用すべきとの立場にたっており、この問題についても合意が得られなかった。

(d) 組織及び手続きに関する条項

その他の項目では、締約国会議の構成、不履行を是正する措置、議定書加入国の責任分担、発行要件等の点については、COP3 に持ち越しとなったが、前文、定義規定、最終条項等については、大きな対立もなく、かなりまとまったテキストが作成された。

(11) AGBM 8 以降 COP 3 まで

AGBM 8 で、数量目標や途上国の参加など、本質的な項目にはほとんど進歩が見られなかったことを受け、11 月 8、9 日には、急遽、先進国 13 カ国および途上国 8 カ国国が参加した非公式閣僚会合が東京で開催された。また、11 月 24 日には、カナダ、バンクーバーでアジア太平洋経済協力会議（APEC）が開催され、参加国の首脳会談の際に、気候変動も一つの議題とされた。このような会合は、最終的な合意には至らなかったものの、率直な意見交換の場として重視された。

11 月下旬には、オーストラリアが、独自の計画として、「2010 年までに 28% 増加すると予想されている排出量を 18% 増に抑える」という案を発表した。安定化か削減かという議論が中心となっている中での的をはずしたような数値であったが、数量目標の件は、COP3 を待たないと解決しないという雰囲気になっていた。

5. 枠組条約にもとづく補助機関の会合

COP1 から COP3 に至る 2 年半の間には、議定書交渉を扱った AGBM だけではなく、条約の規定にもとづく、あるいは条約の規定を具体化させるための補助機関の会議が並行して開催されていた。この補助機関は、条約に定められ、COP1 でその活動が正式に認められたものである。ここでの議論は、条約の規定を実践に移すために必要な議論として、議定書交渉と同レベルの重要性をもつと同時に、議定書交渉に間接的に影響を及ぼした。そこで、これらの補助機関における議論についても、ここで概要をまとめる。

(1) 科学上及び技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA)

条約第 9 条では、気候変動に関する科学的及び技術的事項に関する情報及び提言を提供することを目的として、SBSTA の設置が求められている。この機関の主要な役割は、IPCC をはじめとする科学者や対策技術に関する知識を有する専門家から提示される知見を国際交渉に反映させること、また、国際交渉に必要な知見を科学者に提示すること、いわば、科学者と政策決定者との間を取り持つことであった³¹。

COP1 でその設立が正式に決議され、ハンガリーのティボー＝ファラゴが議長に選出された。

(a) 第 1 回 SBSTA (SBSTA 1) (1995 年 8 月 28 日 - 30 日、ジュネーブ)

SBSTA 1 は、AGBM 1 に引き続いて開催された。ここでの主要な議題は、科学的評価³²、附属書 I 締約国からの国別報告書の評価、非附属書 I 締約国からの第 1 回目の国別報告書³³の提出を促進するための方法、パイロットフェーズ下の AIJ、技術移転の方法であった。AIJ に関しては、その評価方法のための枠組みが議題となった。また、技術移転に関しては、2 つのテクニカル評価パネル (TAP) を作るという案が出されたが、20 名の専門家を集めてチームを作るという案に対してサウジアラビアから反対があり、結論は出せずに終わった。

(b) SBSTA 2 (1996 年 2 月 27 日 - 3 月 4 日、ジュネーブ)

AGBM 3 に合わせて開催された SBSTA 2 での議題は、前回と同様であったが、科学的評価の議題の中で、IPCC の SAR の結果の承認については、今回も産油国が承認せず、コンセンサスで承認することができなかった。

³¹ 条約第 9 条には、「当該補助機関は、締約国会議及び適当な場合は他の補助機関に対し、この条約に関連する科学的及び技術的な事項に関する時宜を得た情報及び助言を提供する」とあり、その任務として「(a) 気候変動及びその影響に関する科学上の知識の現状の評価を行うこと、(b) この条約の実施に当たってとられる措置の影響に関する科学的な評価のための準備を行うこと、(c) 革新的な、効率的な及び最新の技術及びノウハウを特定すること並びにこれらの技術の開発又は移転を促進する方法及び手段に関する助言を行うこと、(d) 気候変動に関する科学的な計画、気候変動に関する研究及び開発における国際協力並びに開発途上国の固有の能力の開発を支援する方法及び手段に関する助言を行うこと、(e) 締約国会議及びその補助機関からの科学、技術及び方法論に関する質問に回答すること」と定められている。

³² 枠組条約に基づく各国の政策や数量目標の科学的知見による評価の方法に関する IPCC との連携などを指す。

³³ 条約第 12 条 5 項には、非附属書 I 締約国は条約がその国について効力を生じた後又は第 4 条 3 項の規定に従い資金が利用可能になった後 3 年以内に最初の情報の送付を行う、とある。

(c) SBSTA 3 (1996年7月9日 -16日、ジュネーブ)

SBSTA 3は、COP 2に合わせて開催された。ここでも引き続き、IPCC SAR 報告書の評価が最優先の議題となり、本議題についてSBIと共同で討論を進めた。大半の国は、SARを、現段階で入手可能な気候変動に関する科学的知見の包括的な評価として受け入れる姿勢を示したが、ロシア及び産油国は、報告書は偏った結論を出しているとして承認しなかった。結局、対立している部分をカギ括弧の中に入れたままで、COP2の最終会合に報告することになった³⁴。また、附属書I締約国からの国別報告書に関しては、作成のためのガイドラインを改定する作業を開始すべきとの意見が日本、米国から出された。これは、最終日の決議に取り上げられた³⁵。

非附属書I締約国の第1回国別報告書の作成については、それに必要な資金的、技術的支援が確保されることが前提とする途上国からの主張があり、それを強調した決議が採択された³⁶。

AIJパイロットフェーズに関しては、その評価の中間報告や意見交換のためのワークショップ開催を支持する米国や日本、パナマなどの国と、そのようなワークショップは、議定書が採択されるであろうCOP3後に行うべきであるとする中国やマレーシアなどの意見が対立したが、最後の全体会合では、AIJパイロットフェーズを今後とも継続していくことだけが決議された³⁷。

さらに、気候変動枠組条約関連プロセスにおける非政府組織(NGO)の参加方法が議題となった。従来、本プロセスでは、NGOには議場に入り政府担当者と話し合うなどかなりの自由が認められていたが、INCIIでは、その活動が活発になりすぎて本来の交渉を妨げることになったという経緯から、政府関係者の座席への接近が禁止され、発言が与えられる機会も制限された。NGOは、NGOとしての発言権を獲得する必要性を主張し、本会合における議題となった。しかし、NGOには、環境NGO、産業界NGO、自治体NGOの3種類があり、それぞれのグループが異なる意見を取りまとめ、NGO全体として統一見解に至ることができず、その結果、決議はなされなかった。

(d) SBSTA 4 (1996年12月16日 -18日)

SBSTA 4は、AGBM 5と合わせて行われた。ここでは、まず、今後のIPCCとの協力体制について話し合われた。この中では、国別報告書に盛り込む温室効果ガス排出量・吸収量の目録(inventory)作成のためのIPCCガイドラインの1996年改定バージョンが正式に受け入れられた。しかし、気候の事情による数字の調整³⁸や、国際バンカー燃料³⁹、目録提示時と排出が生じる時期とのタイムラグ⁴⁰、今後の検討課題に関する意見が出された。また、この改定版ガイドラインをい

³⁴ 国連文書 FCCC/CP/1996/L.11 を参照。

³⁵ 国連文書 FCCC/CP/1996/L.13 を参照。

³⁶ 国連文書 FCCC/CP/1996/L.12 を参照。

³⁷ 国連文書 FCCC/CP/1996/L.7 を参照。

³⁸ デンマークやオランダなどいくつかの国では、平年よりも暖冬であった1990年に、暖房のためのエネルギー消費量が少なかった分だけCO₂排出量が少なくなっているとして、その後の目録算定の際に、気温の違いの分だけ数値を調整して報告していた。

³⁹ 国際輸送に伴って排出されるCO₂はどの国の排出量として帰属されるべきか、といった議論。第1回目の国別報告書では、国の総排出量の内訳に含まれていない。

⁴⁰ ものが生産されたり、消費された時点で目録に示すべきだとする「潜在アプローチ」を主張する米国など

つから用いるべきかについて、日本などは、なるべく早く用い、基準年である1990年の排出量もこのガイドラインを用いて算定しなおすべきだとしたが、算定しなおしには時間がかかるので、1997年の目録では、できる国だけが自主的に用い、1998年からは義務とすることになった。

また、AIJに関しては、現在進められているパイロットフェーズの報告のための統一報告フォーマットが議論されたが、AIJの重要性の認識に温度差があり、結論は次回に持ち越しになった。

(e) SBSTA 5 (1997年2月25日 - 28日)

AGBM 6の前の数日間を使って開催されたSBSTA 5では、前回と同様、IPCCとの協力、国別報告書、技術開発と技術移転、AIJに関する議論が行われた。技術開発と技術移転に関する議論では、中国などの途上国より、技術と技術情報のニーズに関する報告書が提出される⁴¹とともに、アムステルダム大学による技術ニーズに関する報告書が提出された。この議論については、今までほとんど進展が見られなかったが、今回このような報告書が出されたことにより、内容面での意見が表明されるなど、進展が見られた。

また、AIJに関しては、前回から議論されていた報告のための統一報告フォーマットが合意され⁴²、今後一層のAIJパイロットフェーズの発展が期待されることとなった。

(f) SBSTA 6 (1997年7月28日 - 7月30日)はAGBM 7に合わせて開催された。ここでは、まず、SBIとの作業分担について話し合わせ、SBSTAは、国別報告書を比較可能なものにするためのガイドライン作成、条約の実施状況を評価する上で必要となる科学・技術・方法論的知見の提供、AIJパイロットフェーズの報告書の中での科学・技術・方法論的知見に関する部分、研究や体系的観測、教育、訓練、世論の啓発、情報提供に関わる部分に関して全面的に責任を負うことになった。

方法論に関する問題については、技術に関する新たな機関、ITAP、の設立を産油国をはじめとする途上国が主張したが、より全般的な内容にとどめた報告書の採択に向けて議論が詰められた。その報告書では、GHG目録作成に必要なGHG排出量や吸収量の予測に関する方法論、また、特定の政策・措置の効果や監視に必要な手法が今後具体的に検討すべき優先事項として挙げられた。また、JI下でのクレジット算定方法に関しては、米国やEUが早期に取り組むべき課題として主張したのに対し、途上国は時期尚早として議題とすることに反対し、延期されることとなった。

また、「他の国際機関との協力」の議題では、国際海洋委員会 (International Oceanographic Commission, IOC)、GEF、世界気象機関 (World Meteorological Organization, WMO)、国連環境計画 (UNEP) がそれぞれ協力の必要性に関して報告した。また、IPCCは、第3回評価報告書 (Third Assessment Report, TAR) が2000年にまとまる予定であるとし、そこではセクター別、地域別の分析を重視している旨報告した。

と、実際に大気中に温室効果ガスが排出された時点とすべきであるとする「現実アプローチ」を主張する日本などとの間で意見が分かれていた。

⁴¹ 国連文書 FCCC/SBSTA/1997/Misc.1 を参照。

⁴² 国連文書 FCCC/SBSTA/1997/4 を参照。

(g) SBSTA- 7 (1997年10月20日 -28日)

SBSTA-7 では、COP3 への決議に向けて、今までの議論を取りまとめた。

他の国際機関との協力に関しては、IPCC の議長ロバート=ワトソンを招待し、TAR の概要について説明を受けると同時に、AGBM 側からの要望を伝えた。また、国際民間航空機関(International Civil Aviation Organization, ICAO) からは、ジェット燃料による温室効果ガス排出量の抑制に関し、今後とも COP と協力していくと報告がなされた。

附属書 I 締約国からの国別報告書については、ほぼ全ての国別報告書で1996年ガイドラインが用いられており、国ごとの比較がしやすくなったとの報告が事務局からあった。同様に、方法論的な問題についても、排出目録作成のための諸手法に関する報告書が提出された。その中で、多種の温室効果ガスの温室効果の比較に必要な温暖化係数(Global Warming Potential, GWP) の数値については、不確実ながら今ある最良の手法とする米国と、慎重に扱うべきとするマレーシア等の国とで意見が分かれた。

AIJ に関しては、67 のプロジェクトがパイロットフェーズ下で実施されている旨報告があった。そのプロジェクトの評価について、部門や地域に偏りが見られるという途上国の指摘や、パイロットフェーズの評価のための報告に必要なデータが具体化されるべきという EU の主張等があったが、それらをまとめて COP3 に上げられることになった。一方、技術移転に関しては、技術移転に必要な経費やそれを目的とした機関設立に関して、先進国と途上国との間で議論がかみあわず、複数の選択肢を残したまま COP3 に上げることになった。また、専門家の登録制度についても議論され、登録された312名の専門家のうち、184名が附属書 I 締約国の専門家であることが報告され、地域別の均衡が今後の課題とされた。専門家登録の延長上として ITAP 設立についても検討されたが、決議の主要な論点は、専門家登録に関するものとなった。

(2) 実施に関する補助機関 (SBI)

条約第10条の規定には、条約の効果的な実施について評価し及び検討するために、SBI を設けることと定められている⁴³。SBSTA と同様、SBI も COP1 の決議を受けて、正式に活動が開始された。SBI 議長には、モーリタニアのモハメッド=オウルド=エル=ガオスが選出された。

(a) 第1回 SBI (SBI 1) (1995年8月31日 - 9月1日、ジュネーブ)

SBI 1 では、附属書 I 締約国からの国別報告書に対する詳細レビューの手続き、予算、資金供給メカニズムが議題となった。また、今後の予定として、COP に対して、GEF を気候変動枠組条約の資金供給メカニズムとして確定する覚え書き (Memorandum of Understanding, MOU) を採択するよう勧告した。

(b) SBI 2 (1996年2月27日 - 3月4日)

⁴³ 条約第10条では、この役割として、(a) 気候変動に関する最新の科学的な評価に照らして、締約国によってとられた措置の影響を全体として評価するため、第12条1の規定に従って送付される情報を検討すること、(b) 締約国会議が第4条2(d)に規定する検討を行うことを補佐するため、第12条2の規定に従って送付される情報を検討すること、(c) 適当な場合には、締約国会議の行う決定の準備及び実施について締約国会議を補佐すること」と定められている。

この会合では、前回の議題に加え、技術移転の方法、事務局のボンへの移転が話し合われた。また、附属書 I 締約国からの国別報告書が出されているが、温室効果ガス排出量や吸収源の計算手法がまちまちであるために国ごとの比較ができないという問題が挙げられ、比較を容易にするためには IPCC ガイドラインの改定が必要であるとの認識が得られた。

(c) SBI 3 (1996年7月9日 -16日)

SBI 3 では、SBI 1 で勧告された GEF との MOU の附属書について議論された。GEF 側はそれをすでに承認していたが、SBI の方では、途上国より、非附属書 I 締約国が国別報告書の作成に必要な新規の追加的費用について負担されるべきという新たな代替案が提出されたために、再度議論が必要となった。この議論は合意を見ることができなかったため、その議論を COP2 の決議として報告する GEF へのガイダンス⁴⁴が承認されたにとどまり、MOU は採択されなかった。

(d) SBI 4 (1996年12月10日 -11日)

GEF との MOU について引き続き議論された。SBI の方では、前回の会合で途上国が出した代替案に沿う決議と附属書を COP3 で取り上げるよう勧告することで合意された。

(e) SBI 5 (1997年2月25日 -28日)

ここでは、GEF を暫定機関とするメカニズムを見直す作業の開始、COP3 の運営方法、先進国及び途上国からの国別報告書の通報形式、6月の UNGASS への報告、予算、などについて議論された。運営に関わる事柄には合意が得られたが、GEF の見直しについては、先進国と途上国との間の対立が続き、今回も解決は見られなかった。

(f) SBI 6 (1997年7月28日 - 8月5日)

SBI6 では、まず SBSTA とともに作業分担について議論した。その結果、SBI は、国別報告書やその他の文書の作成に必要なガイドラインの設定、技術移転に関して条約に示された内容が実施に移されているかの評価、NGO の関与、AIJ 評価のための支援、に関し責任を負うことになった。

また、附属書 I 締約国の第 2 回国別報告書の詳細レビューの日程調整が議題となった。第 2 回の報告書は同年の 4 月までに事務局に提出しなければならなかったが、日本を含め、まだ提出していない国も多く、報告書の提出が強く求められた。さらに、非附属書 I 締約国の国別報告書作成に必要な技術や資金の移転に関しては、今後とも地域別のワークショップを開催するなど、さまざまな支援を実施していくこととされたが、支援の大きさについて先進国と途上国との意見が合わず、決議は次の会合に持ち越されることになった。

資金供給メカニズムに関しては、GEF を気候変動関連の永続的な資金供給機関とみなそうとする先進国と、GEF は暫定的な機関としてはよいが、長期的には新たな機関が必要となると考えられ、その評価を COP4 までに持ち越すと主張する途上国が対立した。決議にはこの 2 案が代替案として併記された。

NGO の参加方法も、議題の一つとなった。産業 NGO は独自の協議メカニズムを主張したが、環境 NGO はより透明性を高め、申請手続きを簡素化することが重要であるとした。この議題は次回に持ち越されることになった。

⁴⁴ 国連文書 FCCC/CP/1996/L.9 を参照。

(g) SBI 7 (1997年10月20日 -29日)

SBI 7は、COP1前の最後のSBIとして、今までの議論を総括するものとなった。

附属書I締約国の国別報告書に関しては、8月15日までに18ヶ国が第2回国別報告書を提出し、その報告を集約した報告書が提出された⁴⁵。それによると、報告書を提出したほとんどの締約国では、1990年以来CO₂排出量が2～10%の割合で増加しているということが指摘された。この報告に対し、途上国からは、技術移転に関する報告が少ない、詳細レビューへの途上国からの専門家の参加が必要、といった意見が出された。SBIからCOP3に向けた決議では、COP3が、各附属書I締約国に対し、1996年の改定版ガイドラインを用いること、また、国別報告書の概要がFCCC事務局から公式文書として出すことを決定するよう求めている。

また、非附属書I締約国の国別報告書に関しては、途上国からの第1回国別報告書提出を促進するための方策が引き続き検討された。COP3に向けた決議では、FCCC事務局に対して、報告書作成に関するワークショップの開催、及び、1998年3月までに提出された報告書のまとめを求めた。その他、報告書の集約や詳細レビューの形態に関しては、合意が得られずに今後の検討事項として残された。

資金供給メカニズムに関しては、GEFから、気候変動関連で5.7億ドルが使われている主旨の報告がなされた。また、GEFを今後も主要な資金供給メカニズムにしようとする先進国と、永続的な別個のメカニズムを期待する途上国との間で折り合いがつかず、2つの決議案がCOP3に上げられることになった。AIJに関しては、その後の扱いが議論となった。米国やカナダは、2000年以降はクレジットが認められることを前提に手法が議論されるべきだと主張した。これに対し、途上国は、AIJがまだ十分に実施されておらず、その効果が評価されるまでは、クレジットの話をするべきではないとした。この議論はまとまらないままCOP3に移されることになった。

また、条約の改正に関する4つの提案をCOP3に提出するか否かが議論された⁴⁶。第1には、パキスタンとアゼルバイジャンから、トルコを附属書I締約国からはずすよう提案があった。第2には、EUから、議定書への投票に際しコンセンサスが得られなければ4分の3の多数決で採択することができるようにする、という改正案があった。第3には、サウジアラビアより、附属書I締約国が技術移転等を含めて全ての必要経費を出資するという提案、第4には、チェコスロバキアをチェコ共和国とスロバキアに分けるというものであった。第4以外には合意が得られず、COP3に持ち越されることになった。

(3) 第13条に関するアドホック・グループ (AG13)

1992年までの条約交渉では、実施に関する問題の解決についてなんらかの手続き規定を設けようとする動きがあったが、限りある時間は他の条項の交渉に費やされたことから、ほとんど手つかずのままCOP1での検討事項として残された。COP1で、この多国間協議手続き (Multilateral Consultative Process, MCP) に関する検討の開始が決議され、イギリスのパトリック＝ゼルが議長

⁴⁵ 国連文書 FCCC/SBI/1997/19 を参照。

⁴⁶ 国連文書 FCCC/SBI/1997/15 を参照。

として任命された⁴⁷。その検討グループは、AG13 (Adhoc Group on Article 13) と命名された。

(a) 第1回 AG13 (AG13-1) (1995年10月30、31日、ジュネーブ)

第1回目の会合は、AGBM 2 と同時期に開催された。この会議の前に、望ましい MCP に関して各国にコメントを要請してあったが、これに対して、19の締約国と1非締約国、10のNGOから回答があり、それをまとめた報告書が作成されていた⁴⁸。本会合では、その報告書をもとに意見交換がなされた。

(b) AG13-2 (1996年7月10日、ジュネーブ)

AG13-2は、COP2に合わせて開催された。7月9日に、ILO (国際労働機関) や GATT (貿易に関する一般協定)、モントリオール議定書などの専門家を招いて、パネルディスカッションを開いた。そこでは、他の国際問題の解決に有効に機能している多国間協議プロセスの中から学ぶることについて議論され、透明性を高めることや、NGOを参加させるなど、いくつかの点が気候変動でも利用できることと認識された。このパネル協議の結論を受けて翌日開催された AG13 では、前回の各国からのコメントの結果に関して話し合われたが、MCPの具体的な概要については、次の会合に持ち越された⁴⁹。

(c) AG13-3 (1996年12月16-18日、ジュネーブ)

第3回会合は、AGBM 5の会期中に行われた。ここでは、今までの分析プロセスで得られた知見をもとに、実質的な議論が始まった。MCPの基本的性質(透明性の確保、非対立的、専門性など)、機能(助言機関か監視機関か、条文の解釈機能を認めるかなど)、制度(構成人数、専門家のみか政府関係者を含むかなど)、手続き(COPなどの他の機関との関係など)が議題となったが、結論が出ないまま、次回に持ち越された。

(d) AG13-4 (1997年2月28日、ボン)

前回の議論の結果を受け、基本的性質や制度、手続きなどについては、ほぼ意見が集約されたが、機能に関しては、まだ各国の意見が分かれたままに終わり、次の会合に持ち越された。

(e) AG13-5 (1997年7月28-30日、ボン)

AG13-5では、前回の会合の結果として出された MCP に関する決議案⁵⁰をもとに審議が進められた。ここでは、MCPを「手続き」とだけに解釈するか、あるいは、その手続きを進めるための委員会の設置まで踏み込むか、また、そのような委員会をある程度条約事務局から独立した形式で常設するか、あるいは、問題が生じる度に発足させるアドホックなものとするか、といった点が議論された。また、COP3で採択されるべき議定書に関する内容については、まだ決定されていないものを前提とすべきでないという意見があり、話し合われなかった。

これは、COP3前の最後の AG13 であったが、すべて結論を出そうとせず、COP 4で最終的な

⁴⁷ 第13条には、「締約国会議は、第1回会合において、この条約の実施に関する問題の解決のための多数国間の協議手続きを定めることを検討する。」とだけあり、実質的な内容は全て COP1 後の検討に委ねられている。

⁴⁸ 国連文書 FCCC/AG13/1996/Misc.1.2 を参照。

⁴⁹ 国連文書 FCCC/CP/1996/L.1 を参照。

⁵⁰ 国連文書 FCCC/AG13/1997/2 を参照。

結論を出すことが確認された。したがって、上記の問題点について明確な判断は出されずに COP3 までの検討を終えた。その時点ではほぼ固まった主な内容は、(a) 基本的性質として、迅速な、協力的な、非対立的な、透明な、時節に応じた、司法的性質を持たないものであること、(b) 活動内容は、条約の実施に関して協議事項が発生した際になんらかの手段にて支援すること、(c) 協議委員会は各国からの専門家によって構成される、(d) 協議委員会はその活動を毎年 COP に報告する、等であった。

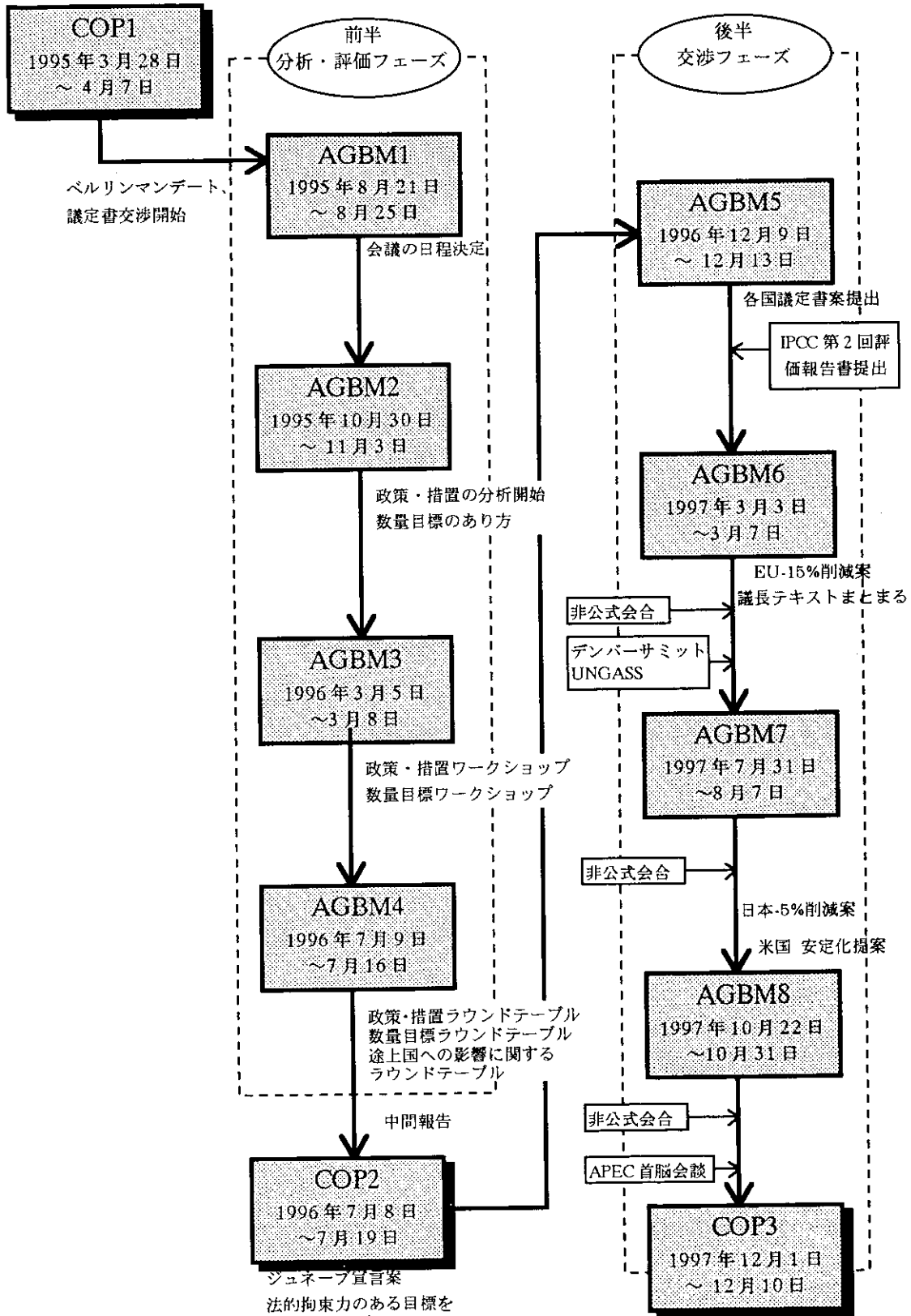


図 1.1 COP1 以降の議定書交渉の全体図

参考文献

United Nations (1992) *United Nations Framework Convention on Climate Change*.

Bodansky, Daniel (1993) "The United Nations Framework Convention on Climate Change: A Commentary."
Yale Journal of International Law, Vol. 18:451, pp.451-558.

Mintzer, Irving and J. Leonard eds. (1994) *Negotiating Climate Change: The Inside Story of the Rio Convention*, Stockholm Environmental Institute, Cambridge University Press, 392p.

赤尾信敏 (1993) 『地球は訴える』 財団法人世界の動き社、pp.97-137.

International Institute for Sustainable Development (1995) *Earth Negotiations Bulletin* Vol.12 No.21, 22, 24.

International Institute for Sustainable Development (1996) *Earth Negotiations Bulletin* Vol.12 No.27, 38, 39.

International Institute for Sustainable Development (1997) *Earth Negotiations Bulletin* Vol.12 No.45, 66.

第2章 気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）

AGBM 8を終了した段階でも、政策・措置や数量目標など、最も重要とされる事項については、ほとんど目途がたっていなかった。本来であれば、条約の締約国会議とは、それまでの審議の結果の報告を受領・承認する場であるが、気候変動枠組条約のCOP3は、採択すべき議定書の最も本質的な交渉を行う最後の機会となった。1997年12月1日から始まったCOP3は、その10日間の日程のほとんどを議定書交渉に費やした。

本章では、まずCOP3全般の概要を述べ、その後、章ごとに、最終合意文に至るまでの経緯を説明する。そして最後に、議定書以外で話し合われた重要なポイントをまとめる。

1. COP3の全体像

COP3は、1997年12月1日から10日まで、京都の国立京都国際会議場で開催された。特に、最後の3日間は、大臣セグメントとして、橋本首相やゴア米副大統領等の各国首脳や各国の環境閣僚が出席する会議となった。参加者数は、約9850人（政府代表者約1534人、その他関係者約710人、環境保護団体や産業界、地方自治体関係者約3865人、報道関係者約3712人）と日本では史上最大規模の国際会議となった。また、会議期間中は、産業界や環境保護団体の関連イベントが京都市内、及び全国のさまざまな場所で開催され、会議の参加者のみならず、一般市民の関心を高めることとなった。

会議は、全体会合（Plenary）と、全体委員会（Committee of the Whole, COW）に分けられる。全体会合は、大木浩環境庁長官が議長を務め、事務局及び補助機関の活動報告を受けたり、新たな締約国の参加を承認するなど、締約国会議全般にわたる議事を進行させた。一方、COWでは、今回最大の関心事であった京都議定書交渉が行われた。そこでは、AGBMで形成されていた4つのノン・グループは取りあえず任務を終了したとみなされ、エストラーダ議長がまとめて交渉を進めたが、国の対立が解消しない場合には、非公式協議グループ（Contact Group）を設置するよう求め、その非公式会議の議長には、今までのノン・グループ議長の他に、内容に応じて適宜議長がエストラーダより指名された。

議定書交渉では、まず、全締約国が参加するCOWが審議を始め、そこで意見がまとまらなければ、関心のある国が集まり非公式協議グループを形成し、そこでの話し合いの結果をCOWに報告するという形式が取られた。また、数量目標値等の最重要事項は、COWや非公式協議グループとは別に、政府代表（例えば、日本からは、田邊地球環境大使）などのハイレベルでの協議が続けられた。

前章で、国・地域の主要な主張は述べたが、ここで改めて交渉における立場ごとに国を大まかにグループ分けすると、表2.1のようになる。まず、附属書I締約国はEU（欧州連合）、EU以外のOECD諸国、及び旧計画経済国に分けられる。EUは、経済統合という政治経済的な動きが加速している中で、EUとして主張を統一して交渉に望んでいた。他方、EU以外のOECD諸国

表 2.1 COP3での各国の交渉ポジションと結果

		附属書I締約国				非附属書I締約国			交渉の結果
		JUSSCANNZ		EU	EIT (経済移行国) (ロシア、東欧)	G77+中国			
		日本	米国、その他			AOSIS	途上国	OPEC	
政策・措置		優先的項目例示	消極的	一部義務	優先的項目例示	特に主張なし(先進国で導入する政策・措置が途上国への経済に影響を及ぼさないことを主張)			優先的項目例示(2条)
排出削減目標	排出量目標値	2008-2012年で1990年比5%削減、ただし差異化	米国:2008-2012年で1990年水準で一律安定化	2005年までに1990年水準より7.5%、2010年までに15%一律削減	2010年までに1990年水準で一律安定化	2005年までに1990年水準より7.5%、2010年までに15%、2020年までに35%一律削減			2008-2012年で1990年比EU8%、米7%、日6%削減(附属書B)
	対象ガス	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	左に加え、HFC、PFC、SF ₆	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O			6ガス(附属書A)
	吸収源	認めない	認める	認めない(一部容認)	認める	認めない 統一の主張なし			限定的(3条)
	バジェット	認める	認める	消極的	認める	強く反発			容認(3条)
	バンキング	認める	認める	認める	認める	統一の主張なし			容認(3条)
	ボローイング	認める	認める	認めない	認めない	認めない			削除
	排出量取引	認める(市場で)	認める	消極的	認める	強く反発			容認、今後検討(17条)
	共同実施	認める	認める	認める(附属書I国間に限定)	認める	強く反発			附属書I国のみ(6条)
	2008年以前の削減分	限定的	認める	消極的	認める	統一の主張なし			限定的(12条)
	クリーン開発メカニズム	認める(新たな共同実施を期待)	認める(新たな共同実施を期待)	消極的(新資金メカニズムを懸念)	消極的	認める(新たな資金メカニズムを期待)	消極的		容認(12条)
EUバブル	認めない	認めない	認める	特に主張なし	統一の主張なし			容認(4条)	
途上国関係	途上国への義務	自主的に参加する国を認める	米国:主要途上国への義務	消極的	特に主張なし	強く反発			削除
	補償基金	認めない				認める	強く主張		延期(3条)
	資金供給メカニズム	認めない			消極的	認める(新たな資金メカニズムを期待)			条約を追認(11条)

は、その主要国の頭文字を合わせ JUSSCANNZ と呼ばれていたが、主張を一本化するというよりは、むしろ自由な情報交換、意見交換の場として利用することを前提としており、公の場での発言は各国が別個に行っていた。また、経済移行国（Economy in Transition, EIT）と呼ばれるロシアや東欧諸国のかつて計画経済圏であった国は、先進国と途上国の間のような存在で、附属書 I 締約国の中でも特別な配慮が認められていた。

一方、非附属書 I 締約国（以下、「途上国」とある場合にはこれをさす）は、通常は G77+中国という呼び名で途上国全体で交渉ポジションをすり合わせており、COP3 ではタンザニアがそのスピーカーとなっていた。しかし、このグループ内での意見の相違は大きく、しばしばその歩調は乱れた。特に、石油の輸出によって外貨収入を得る産油国（石油輸出機構、OPEC）は、先進国の気候変動対策に関しても非協力的な態度に出た。その反対に、気候変動の打撃を最も直接的に受けるとされている島国の連合、AOSIS、は、資金的、技術的支援を通じて、途上国でも対策が促進されるよう、働きかけていた。

以上のグループが、議定書の各項目ごとに意見を異にし、細かく分かれた非公式協議グループでは激しいやりとりが交わされた。COW や全体会合といった公式の会議は、10時から13時、15時から18時と決められていたが、非公式の会合は、朝は9時から夜中過ぎまで続くことが常となり、最後のCOWは完全な徹夜となった。

2. 合意に至るまでの議定書交渉過程

COP3 では、AGBM での交渉を引き継ぎ、「政策・措置」「数量目標」「第4条1項」「手続き、制度」の4つに分けて、交渉を進めた。しかし、本節では、議定書の条項と対応できるよう、議定書の条項順に、最終合意に至るまでの COP3 期間中の経緯をまとめ、文章の解釈に関して適宜説明を加える。

（1）前文、第1条（定義）

前文や定義については、時間の制約から最低限の議論にとどまった。特に、定義は、他の条項が合意されないと決まらない部分であったため、第1条自体が争点となることはなかった。

（2）第2条（政策・措置）

附属書 I 締約国で協調した方が効果的な政策・措置を義務づけるべきとする EU と、温室効果ガス抑制の政策は各国の裁量に委ねられるべきだとする米国などとの対立は、AGBM 8 でも続いていた。AGBM 8 終了時点の議長テキストでは、その妥協案として、優先的な項目を挙げるという日本案に沿った案が提示されていた。

京都では、EU がやや歩み寄り、議定書案に理解を示したが、それでもなお政策協調の重要性を主張し続けた。その結果、最後の合意文では、省エネや森林保全等の政策が、義務ではないが、国情に配慮しつつ導入すべき優先的項目として掲げられ、先進国全体で協調して導入する政策・措置については、今後の必要性に応じて検討されることになった。

最終的に合意された条文では、まず、1項(a)で、「その国の状況に応じて」、リストアップされた政策・措置の優先項目を実施しなければならないとしている。そのリストには、(i) エネルギー効率の向上、(ii) 持続可能な森林管理といった吸収源の保護及び増大、(iii) 気候変動を考慮した農業の促進、(iv) 新・再生可能エネルギーなどの技術開発、(v) 条約の目的に反する市場不完全性の是正や撤廃、(vi) CO₂以外のGHG削減、(vii) 運輸部門におけるGHG削減、(viii) 廃棄物管理などでのメタン排出量の抑制、が挙げられている。また、(b)項では、政策・措置の経験の共有、情報交換といった形式で協力するよう求めている。

2項では、国際民間航空機関（ICAO）及び国際海洋機関（IMO）を通じて、航空機燃料及び海運のバンカー油から排出されるGHGの抑制に努めるよう求めている。これは、交渉において、EUが協調すべき政策の優先課題として挙げていたものであった。このような国際間の往来に伴う排出量は、ある国がこれに関連する排出量を削減しようと燃料に対して規制や課税を行っても、別の国で燃料を補給されてしまうために、全ての国で同様の対策をとる必要があるとされる。しかし、米国が、同一の政策導入の義務に否定的であり続けたのに加え、これらの政策に関してはICAOやIMOといった別の国際協定の範囲内であるため、気候変動の条約では扱えないという問題が生じたことから、議定書ではこのような扱いで合意された。

3項では、附属書I締約国で実施する政策・措置が途上国に対する社会的、環境的及び経済的な影響が生じないよう努めるとしている。これは、AGBM 4のワークショップでもあったように、先進国での石油消費量低下を恐れる産油国をはじめとして、先進国経済の鈍化が途上国製品の輸入量の減少につながるのではという途上国の懸念にもとづくものであり、途上国が強く主張していた項目であった。

最後に、4項では、本議定書の締約国会合として機能する締約国会議（後述、以下COP/MOPとする）は、1項(a)の政策措置の協調が有益であると決定した場合には、その協調を発展させる方法を検討しなければならないとして、EUの主張が今後改めて議論される可能性を残している。

（3）第3条（排出削減目標）

今までのAGBMでは、一律削減率か、差異化を認めるかという点が議論の中心で、数値そのものについてはほとんどふれられていなかったが、COP3では、いよいよ数値自体の交渉となり、EU、米、日の3極のハイレベルでの交渉となった。しかし、対象ガスや吸収源の扱い、排出量取引などのメカニズムの有無といった前提条件に関する議論がなかなか收拾つかない中で、目標数値の議論は最終日の最終局面まで続いた。

（a）数量目標、目標年

1項では、「附属書I締約国は、2008年から2012年までの約束期間（commitment period）において、その総排出量を1990年から少なくとも5%削減するため、個別に又は共同で、附属書Aに掲げられた温室効果ガスの合計の人為的な二酸化炭素換算排出量の、附属書Bに記載された数量的な排出抑制及び削減約束に従って計算された割当量（assigned amount）を超過しないことを確保しなければならない」とある。AGBMの過程においては、2005年、2010年といった単年の目標設定を主張するEUと、そのときの気象条件や経済事情によってCO₂排出量には振れがあるので

複数年の平均を取るべきとする JUSCCANNZ で意見が分かれていたが、EU が複数年に同意し、2010 年の周辺の 5 年間を取るようになった。また、AGBM 終了時点では、その 5 年間の排出許容量をバジェット (budget)、5 年をバジェット期 (budget period) と呼んでいたが、これに関しては、「ある期間の排出量が、ある権威の下で各国に配布される」というニュアンスが強い概念であることに加え、一旦この概念を受け入れると、下記のバンキングや排出量取引、共同実施といったさまざまな柔軟性措置が同時に認められてしまうということが、途上国が恐れているところであった。最終的には上記のように、「約束期間」や「割当量」といった分かりづらい言い回しになったが、意味するところは変わっていない。

附属書 A には、対象となるガス、及び対象の範囲が記載されている。ここでは、まず、対象ガスの範囲が問題となった。(a) 対象ガス：温室効果ガスには、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O) の他に、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆) が挙げられている。気候変動の抑制には、なるべく多くの種類の温室効果ガスを対象とすべきであり、特に後者 3 ガスは微量ながら温室効果も高く、また、放置しておけば今後急速な増加が予想されていることから、できるだけ早い規制が望まれる。米国は、これを理由に、6 ガス全てを今回の議定書で扱うべきであるとした。

しかし、問題は、異なる種類のガスを二酸化炭素換算する際に用いられる温暖化係数 (Global Warming Potential, GWP) が、分解速度の違いなども含め、IPCC でもまだ今後変更される可能性があることであった。削減率何パーセントとして国際社会に約束をした後に、GWP が変わると、目標を達成できないおそれがあることから、日本及び EU は、前者 3 ガスのみを今回の議定書の対象とすべきであると主張していた。

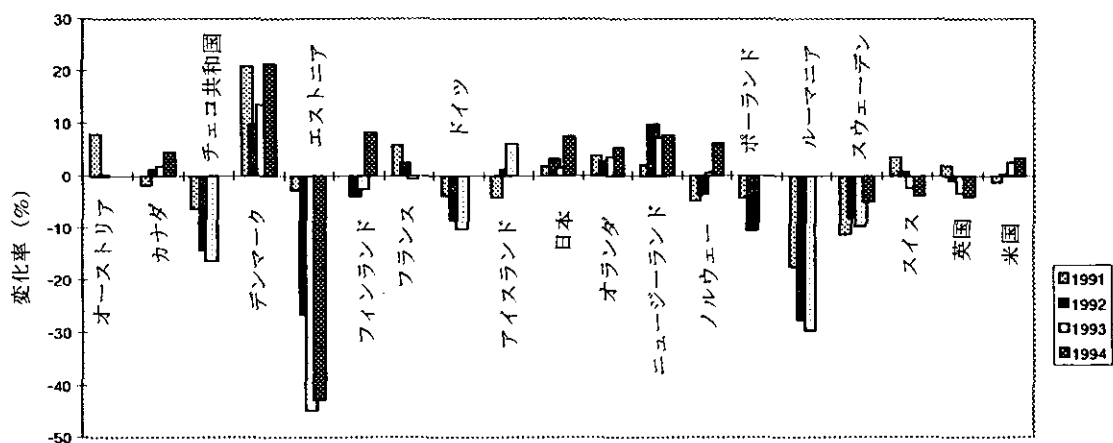


図 2.1 1991-1994 年の CO₂ 排出量 (吸収源を除く)、1990 年からの変化率

(出典：FCCC/CP/1996/12/Add.1)

交渉では、途中、議長より、取りあえず今回は3ガスのみ数値を決め、来年のCOP4で残りのガスの目標値を加えてはどうか、という「3+3」提案があったが、これに対しては、COP4でどのような決定が下されるか分からなければ、COP3で数量目標を受け入れることはできないとする米国の強い反対があり却下、最終的にはIPCCで求められたGWPを用いて炭素換算して、6ガスをまとめて対象とすることになった。

附属書Bでは、各国の排出目標が掲げられている。

従来、COP3開始直前の各国の出発点は、2010年までに1990年比で、EUが一律15%削減、米国が安定化、日本が5%で差異化を認めるという案であり、COP3に入るとさらにカナダが「温室効果ガス排出量を2010年までに1990年比で3%、2015年までの5%削減」という提案を行った。しかし、これらの数値は、対象ガスや吸収源の扱いといった前提条件が異なっていたために、それが決まるまでは数値について交渉に入ることができなかった。そのため、数値が議定書案に示されるようになったのは、COP3の第2週目に入ってからであった。議定書案に数値は出しながらも、ハイレベル間では独自に非公式に協議を続けていた。

一旦は、数値で一向に歩み寄りを見せない各国の態度に苛立った議長が、自分からのオファーとして、1990年比でEU 8%、米国5%、日本4.5%案を提示した。しかし、これに対しては、排出量の多い米国に甘すぎるとするEUの反対があり、結果としては、吸収源が含まれ、排出量取引や共同実施が取りあえず認められたということで、日米の削減率が引き上げられ、最後に途上国の自主的参加も取れるかも知れないという期待感からさらに数字が上乘せされ、1990年比でEU 8%、米国7%、日本6%それぞれ削減することで決着した。その他の附属書I締約国についても差異化が認められ、オーストラリア等一部増加が認められる国もあった。附属書I締約国全体としては、5.2%削減することとなった。

(b) 中間目標

2項では、2005年までに、約束の達成に向けた明らかな進捗が見られなければならないとしている。これは、上記の2008～2012年ではまだ時間がありすぎるので、その途中にも通過点のような目標値を設定すべきだというEUの主張を織り込んだものである。EUは当初2005年までに7.5%削減を主張していたが、2008年に目標に達成するためにはいずれにせよ今から対策をとり始めなければならないので、中間目標は必要ないとするJUSSCANNZとの間で妥協する形となった。

表 2.2 各物質のGWP (CO₂=1としたときに)

メタン (CH ₄)	亜酸化窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	パーフルオロカーボン (PFC)	六フッ化硫黄 (SF ₆)
21	310	1300 (134a)	6500 (PFC14)	23900

(c) 吸収源

AGBM 過程の後半から急速に関心を集めた問題が吸収源であった。数量目標の計算に関しては、排出量だけを考慮する（グロスアプローチ）か、あるいは、土地利用変化及び林業等の分野における吸収量の増減も考慮した純排出量（ネットアプローチ）を目標の対象とするか、また、対象とするのであれば、如何に取り入れるかという問題である。ここでも、日本及びEUは、森林保全の重要性は認めつつも、吸収量の推計には不確実性が大きすぎるとして、排出量のみを目的の対象とするよう主張した。例えば、森林の場合、同じ面積の森林があったとしても、木が若く成長しているうちは多くのCO₂を吸収するが、伸びきってしまうと吸収量は減少する、また、「人為的（anthropogenic）な吸収源の増減」の定義も定まっていない、等の問題点が挙げられた。

しかし、米国や、ニュージーランド、オーストラリア、ノルウェー等は、吸収源の増加の重要性を強く主張した。特に、オーストラリアは、温室効果ガスの排出量だけでは、今後も増加を免れず、吸収源を含めた計算方法でなければ議定書に参加することもできないという追いつめられた立場にあり、吸収源を含めたネットでの計算方法に固執した。これらの国は、吸収源を含めるという主旨では一致していたが、具体的な計算方法は、自国に有利な計算方法を主張していた。

12月4日、吸収源に関する非公式会議では、議長からネットの計算方法につき、3つの案が示された。A案は、単純なストック量の変化をネットとするもの、B案は、数量目標内での検証可能なものに限定したストック変化量をとるもの、C案は、1990年以降の植林、再植林、伐採、収穫に限ってストック量の変化をとるものであった。オーストラリアは、全ての人為的な吸収量が、数量目標の達成の判断に用いられるべきだとした。ニュージーランドもそのスタンスからA案を支持した。これに対し、日本やブラジル、コスタリカなどは、C案を支持した。米国はA案が望ましいとしながらも、森林管理と森林保全が加えられればC案でもよしとし、カナダやアイスランドの支持を得た。EUは、詳細な議論に対する国の主張が割れ、EUとして統一見解を出すことが困難になり、閣僚レベル会合まで立場を留保せざるを得なくなった。

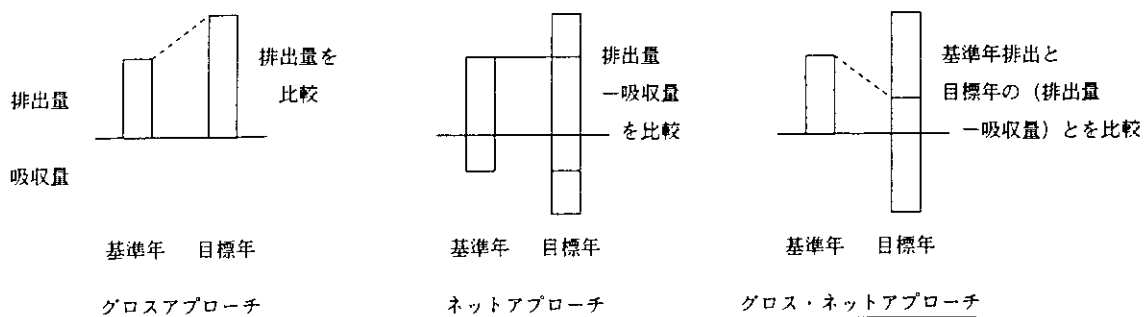


図 2.2 吸収源に関する推定方法の違い

(出典：鈴木克徳「吸収源対策の課題と展望」、『環境研究』No.110, 1998.)

その後、COWでは、C案をもとに、森林管理や森林保全を含めるか否かの検討に移った。ブラジルが、「森林管理や森林保全」の定義次第では、排出量のかかなりの量に相当してしまい、数量目標の意味がなくなると懸念したが、ニュージーランドやオーストラリア、米国等は、森林管理の重要性を主張した。

最後は、3項で、土地利用変化及び林業活動の分野での吸収源の中でも比較的測定の不確実性の低いと考えられる「1990年以降に生じた植林、再植林及び森林減少」によるGHGの排出量の変化だけが、数量目標達成に用いられなければならないとされており、米国が主張していた森林管理や保全などのその他の吸収については、「森林管理による人為的吸収量の変化」の定義が困難であることから削除された。その代わりに、4項では、第1回COP/MOPまでに、SBSTAにおいて、1990年及びそれ以降の吸収量を推測するといった作業を開始すると同時に、第1回あるいはそれ以降のCOP/MOPで、3項で認められた植林、再植林及び森林減少以外の吸収源 - 農業土壌、土地利用変化及び森林分野 - を数量目標の計算に取り入れる可能性を検討することとなった。この決定は、第2期の約束期間又はそれ以降の約束期間に適用されるものとするが、その活動が1990年以降に行われる場合には、2008～2012年の第1約束期間に適用することを選択することができるとしている。

また、本議定書で解釈が困難となっているのは、吸収量と数量目標との関係である。上記1項では、あくまで排出量が数量目標を達成するように書かれており、3、4項では、排出量から吸収源を差し引いたものが目標を達成すればよいことになっている。当座では、附属書Bに書かれた数量目標は排出量の削減によって達成すべきであるが、排出量から吸収量を差し引いたネットでの排出量が目標に達成していない限り義務違反とはならないと解釈されている。

(d) EITの扱い

附属書I締約国の中でも、OECD諸国とEIT諸国の経済成長度にはかなりの差があるため、枠組条約でも第4条6項において、EITにはある程度の柔軟性が認められている。そこで、本議定書でも、3条5項において、EIT諸国が1990年以外の年を基準年として選択できるということになった。また、数量目標以外に本議定書で定められた義務の実施に関しても、6項で、ある程度の柔軟性が認められなければならないということになった。

(e) バジェット概念

第1約束期間が2008～2012年の5年間となったが、これは、毎年1990年比で認められた削減量まで抑えなければならないということではなく、5年間の総排出量の平均が数量目標以内であればよいということである。7項では、附属書I締約国に割り当てられる量は、1990年の純排出量の附属書Bに記載された割合に、5を掛けたものに等しいとしてその点を明示している。また、1990年における土地利用変化及び林業分野における排出量が吸収量を上回る場合にのみ、1990年の排出量をネットで計算しなければならないとしている。これは、実際にこの分野での排出量が多いオーストラリアの事情を配慮して加えられた文章である。

(f) 対象ガスの基準年調整

日本をはじめとして多くの先進国では、モントリオール議定書の対象となっているフロンガスを全廃するために、1990年以降、代替フロンの消費量が急増している。対象ガスが3ガスから6

ガスになる際に、そのような国は不利になるため、8項で、HFC、PFC、及びSF₆については、基準年を1995年とすることが認められた。

(g) 第2約束期間の割り当て

AGBM交渉過程では、2008年から2012年までの第1約束機関の後の時期についても数量を設定しておこうという意見も出たが、あまりにも先のことで不確実性が高い上に、第1約束期間の数量目標だけで交渉が時間切れとなったために、本議定書では定めずに終わった。9項では、第2約束時期の数量目標を、本議定書の附属書Bの改正によって設定されるとし、その検討を第1約束期間の最終年の少なくとも7年前まで、つまり2005年末までに開始しなければならないとしている。

(h) 柔軟性措置

数量目標の設定に関し、排出量取引や共同実施、CDM(後述)といった排出枠の売買が認められるか否かが大きく関わっていた。これらの取引が認められれば、その分だけ排出量削減の手段の幅が広がり、厳しい目標値でも受け入れられやすくなる。特に、米国にとっては、排出量取引が及び途上国とのプロジェクトベースでの協力が認められることは不可欠であった。

10項、11項、12項では、先進国に重視されたこれらの柔軟性メカニズムによって排出枠を増減させられることが認められている。また、ある国の排出量が割当量を下回ったとき、この分は、次の約束期間の割当量に加えることができるという仕組みをバンキングという。13項ではそれが認められているが、その逆、最初の約束期間で目標達成が困難になった場合には、次の約束期間から排出割当量の一部を利子をつけて借りてくることができるというボローイングは、永遠に次の期から借り続けて対策を先延ばしにする恐れがあるという理由から、途上国とEUが反対し、削除された。

(i) 途上国への悪影響

最後に、政策・措置にもあったように、附属書I締約国によるGHG排出量削減が、途上国に社会的、環境的及び経済的な悪影響を与えないようにするよう努めることが14項に示されている。また、第1回COP/MOPでは、基金の設立、保険、技術移転など、対策措置の影響を最小化する方策を検討しなければならないとしている。

この「影響」の議論は、条約交渉以来、産油国が他の途上国を巻き込んで強硬に主張していた。条約第4条8項及び9項では、影響を受けやすい途上国に対して特別の配慮がなされるよう規定されているが、配慮の具体策については合意されていない。AOSISなど気候変動が生じることによって被害を受けることが予想されている国は、そのための基金の設立や保険を望んだ。一方、産油国は、気候変動の影響ではなく、先進国が温暖化対策を行うことによって原油の輸入量が減少した場合に被る経済的損失を補填するよう主張し、自らをAOSISなどの気候変動の影響を受ける国々と同列に扱った。条約交渉においても、また今回の議定書交渉においても、この主張に対して先進国は全く妥協しなかったが、努力の対象として、1項目が残された。

(4) 第4条(共同達成)

AGBM 6でEU諸国が共同で数量目標を達成するという提案をして以来、このように、複数の

国で排出量を融通し合いながら目標を達成する方法は、本交渉では通称バブルと呼ばれ、EU バブルの是非が最後まで一つの争点となった。例えば、日本は、日本とフランスは一人当たり排出量があまり変わらないのに、フランスはバブルに入っているから日本よりも削減割合が少なくてもいいというのをおかしいと批判した。また、米国やオーストラリアなどは、ある国が目標を達成できなかったために EU 全体が目標を達成できなかった時の責任の所在が不明確、約束期間の途中で新たに EU に加盟する国が出た場合の対処方法が分からない、EU は先進国全体に対して一律削減を主張しながら EU 内では差異化をしている、といった点を指摘していた。

しかし、EU にとっては、15%削減案は、立場の異なる EU 諸国間で議論を重ね、ようやく達成できた政治的合意であり、今更バブル概念なしには議定書に参加できないとの強い主張があった。そして、上記の批判に対しては、EU 以外の国が独自のバブルを形成することを妨げているわけではないとして反論した。最終的には、EU の主張が認められ、4 条に共同達成という形で示された。

1 項では、「共同で達成することに合意した附属書 I 締約国」の排出量の合計が割当量の合計以下であれば、約束を達成したとみなされるとされている。また、その合意は、その合意内容を事務局に通知しなければならないことが 2 項に、その合意が第 1 約束期間にのみ効力を発生することが 3 項に示されている。

上記の EU バブルへの批判に応える形で、4 項では、合意後に新たに EU のような地域的経済統合機関に加盟した国があっても、その合意が変わるものではないことが明記されている。また、5 項では、最終的に合計の排出削減の水準が達成できなかった場合には、各締約国は、合意で示された各々の排出水準に責任を有するとして、責任の所在を明らかにしている。また、最後に、6 項では、条約及び本議定書において、欧州共同体 (European Community, EC) そのものが締約国として約束を負っていることを考慮し、その地域経済統合機関の各構成国が、個別に、及び、地域経済統合機関と共同で目標を達成できなかった場合には、本条で通知された水準に責任を有すると定めている。

(5) 第 5 条 (通報のための方法)

枠組条約では、12 条において、GHG 排出量に関する目録を事務局に通報しなければならないことが定められているが、本議定書では対象ガスの種類が増え、吸収源も考慮されることになったため、通報の手続きを改める必要が生じた。3 条にあったように、対象ガスに代替フロンを加えることに反対していた国の主張の根拠は、GWP の不確実性であり、吸収源を加えることに反対する根拠は、吸収量を測定する手法が確立していないことであった。また、2008 年までに新たな知見が得られ、GWP や吸収量の計算方法が変わってしまった場合に、いつの時点での算出方法を用いて目標達成の可否を考えるのか、という疑問が出された。

そこで、1 項では、少なくとも第 1 回約束期間が開始する 1 年前まで、つまり 2007 年までに、GHG の排出量及び吸収量の測定のための国家制度を有しなければならないとし、また、そのためのガイドラインは、第 1 回 COP/MOP で決定されなければならないとしている。また、2 項では、この測定方法は、基本的には IPCC の承認を得て京都会議で決定された方法を採用することとし、その後、IPCC や SBSTA の助言を得ながら、第 1 回 COP/MOP において合意された方法で調整さ

れるとしている。また、いかなる手法の改訂も、その改訂後に採択される数量目標に関してのみ用いることとなっている。

GWP に関しても類似の手続きが定められ、3 項で、2 項と同様、基本的には IPCC の承認を得て京都会議で決定された方法を採用することとなった。GWP については吸収源と違い、IPCC で現状最も信頼できるとされている数値がすでに求められていることから、第 1 回 COP/MOP で合意されなければならないものはないが、その数値を COP/MOP で定期的に見直すこと、見直された GWP の値は、その後に採択された数量目標に関してのみ用いることが定められた。GWP のような科学的知見は、それが専門家間で合意された段階で全ての数量目標に適用されるべきだという意見もあったが、数値に合意した後で GWP の変化によって目標が変わってしまうと達成できなくなるおそれも出てくるため、合意済みの数値には適用されないことになった。

(6) 第 6 条 (共同実施)

ある国が、資金や技術を提供して温室効果ガス排出量を削減するプロジェクトを実施した場合、その削減分がクレジットとして、資金・技術提供国に譲渡されるという制度は、COP1 から共同実施 (JI) と呼ばれ、全ての附属書 I 締約国、特に JUSSCANNZ 諸国によって強く支持されていた。特に、米国にとっては、排出量の上限が決まっている国とは排出量取引、途上国のように上限が設定されていない国とは共同実施、という用途を念頭においていたため、途上国との関係で共同実施が重要であった。しかし、多くの途上国は、先進国が途上国で低コストで排出量を削減し、先進国内では削除しない抜け穴 (loophole) だとして反対し、COP1 以降進展している AIJ のパイロットフェーズが終了し、その評価がなされてから共同実施の可能性を議論すべきであるとした。AGBM 8 終了時の段階で、非附属書 I 締約国を含めた全締約国間での共同実施には合意が得られない可能性が濃厚になり、米国は、ブラジルの提案していた CDM (後述) に途上国との協調の活路を見だし、それが認められることが決まった時点で、共同実施が附属書 I 締約国間に限定されることを受け入れた。このような経緯から、本条で定める制度はかつての JI と同様であるものの、「共同実施」という言葉は用いられていない。

最終合意文書の 6 条 1 項では、附属書 I 締約国は、他の附属書 I の締約国から、GHG 排出量の削減、または吸収量の拡大を目的とした事業から生じる排出削減単位を獲得することができるとしている。また、たとえ附属書 I 締約国間であっても、米国がロシアと大量のプロジェクトを実施して国内対策を行わないのでは、と懸念していた EU の主張から、「排出削減単位の獲得は、第 3 条の約束を達成するための国内措置を補完するものでなければならない」という条件が付いた。

2 項では、第 1 回あるいはその後の COP/MOP にて、共同実施に必要な検証や報告を含め、必要なガイドラインを精緻化することとしている。また、3 項では、共同実施を行う附属書 I 締約国の他に、法的主体の参加を認めることも定めている。最後に、4 項では、共同実施に関して何らかの疑義が生じた場合には、履行問題が解決するまでの間、排出削減単位が目標達成のために用いられないことを条件に、疑義が生じた後も共同実施を続けることができるとしている。

(7) 第7条 (吸収・排出源の目録の作成、通報)

目録の作成の際に必要な追加的な情報に関する取り決めである。この条項については、特に対立する用件はなかった。1項、2項では、附属書I締約国は、条約締約国会議で定められた義務によって毎年提出する目録や、条約第12条によって規定されている通報の中に目標達成に必要な補足的な情報を含めなければならないとしている。また、3項では、附属書I締約国が、上記の追加的な情報を、その国に議定書が発効した後、条約に基づく最初の目録から始めて、毎年送付しなければならないとしている。最後に、4項では、COP/MOPは、その第1回会合にて、本条に基づき必要となる情報の送付のためのガイドラインを採択し、その後、定期的に見直すこと、また、第1約束期間の前に、割当量の収支報告の様式を決定しなければならないとしている。

(8) 第8条 (通報の監視)

附属書I締約国の約束の遵守状況を監視することは、この議定書が法的拘束力を持つためには、重要な事項である。しかし、各国の排出量の実態を正確に把握することは困難である。そこで、ここでは、1項にて、上記第7条に基づき送付された情報は、専門家によるレビューチームによりレビューされることとしている。その専門家によるレビューチームは、事務局によって調整され、条約のCOPによって採択されたガイドラインに基づいて構成される(2項)。レビューは、数量目標の達成だけでなく、締約国が行う本議定書の実施の全ての側面について、評価を行うものとする。また、レビューチームにより、報告書の内容に関して疑義が生じた場合、COP/MOPによってさらに検討されることとしている(3項)。

このレビューの見直しのためのガイドラインは、第1回COP/MOPにて採択される(4項)。また、その会合では、SBIやSBSTAの支援を受けながら、第7条に基づき送付された情報及びレビューチームにより作成された報告書、そして、締約国により挙げられた疑義及び上記3項に基づき事務局により提示された実施に関する疑義について検討することとなっている(5項)。また、その後さらに実施に必要な事項が生じた場合には、COP/MOPにて決定されることとなっている(6項)。

(9) 第9条 (COP/MOPによる議定書の見直し)

本議定書の見直しにあたっては、条約にある見直し手続きに沿う形式で行うということについては、概ね異議がなかったため、本条項は特に争点とはならなかった。

1項では、COP/MOPが最善の情報に照らして、本議定書を定期的に見直し適切な措置を講じることとされている。また、この第1回目の見直しは、第2回COP/MOPにおいて行うことと定められた。第1回COP/MOPとされなかったのは、第1回には他に多くの検討課題があるので、比較的優先度の低いものは次の年に回すという配慮がなされたことによる。

(10) 第10条 (全締約国の責務)

ベルリン・マンデートでは、途上国に新たな義務は課さないことと明記されていたことから、途上

国の義務というよりは、途上国での対策を促進するために必要な条項が議論された。

先進国側は、国別の計画書の中に政策・措置のリストを盛り込む等、4条1項の履行の促進のために、少しでも具体的な措置を盛り込むべきであると主張していた。しかし、途上国は、具体的な政策・措置リストの導入は、ベルリン・マンデートの範囲外であるとして、反対した。この結果、合意された条項は、新たに具体的な政策・措置を挙げることなく、条約の文言を出来る限り引用したものとなった。

まず、(a)では、GHGの排出及び吸収量に関する目録を準備するための国または地域計画の作成が挙げられている。(b)では、気候変動を緩和するため、および気候変動に適応するための政策・措置に関する国または地域計画の作成が示され、附属書I締約国は、これに関連する情報を提示するよう求められている。(c)は、気候変動に関連する環境上適正な技術移転の促進、(d)科学的及び技術的研究に関する協力、(e)特に途上国における専門家の養成、教育訓練事業の計画の作成、(f)計画及び活動に関する情報の国別報告書への記載、(g)条約第4条8項の考慮、と、途上国に対しては、条約を再認識するにとどまる内容となった。

AGBM 8が終了した時点では、この条項の前に、自主的に数量目標を設定する途上国に関する「自主的参加国」の条項があった。これは、ベルリン・マンデートが途上国に新たな義務を課すものではなくても、対策を積極的に取っていきたいと考えている途上国の参加を阻止するものではないとして、当初より、米が積極的に提案していたものであった。その裏には、途上国の中でも、OECDに加盟した韓国やメキシコの国際競争力が強くなりすぎないように、これらの国にもなんらかの義務を課すべきとの考えや、共同実施や排出量取引になるべく多くの途上国を参加させようとする意向が働いていた。これに対し、途上国は、G77+中国全体としては強く反対していたが、その中でも、南米諸国やメキシコ、AOSISは、完全に自主性が保障される限り受け入れられるとしていた。

非公式協議がメキシコを中心に進められたが、他の途上国の反対が強く、妥協案が示せずに関わり、最後には、合意点が見いだせなかったということから条項全て削除された。

(11) 第11条（資金メカニズム）

資金問題に関し、条約交渉時から途上国は、地球環境ファシリティー（GEF）等の既存の資金メカニズムでは不十分として、新規の資金供与の必要性を主張し、それに対し、先進国は、新たな資金メカニズムの創設について反対していた。議定書交渉でも同様の議論となったが、最終的には、できるだけ条約の条文をそのまま使う形で決着し、資金に関する新たな進展は見られなかった。

また、先進国が対策を取った際の途上国への社会経済的、環境上の悪影響を償うという補償基金の設立が、石油輸出量の減少を懸念する産油国によって強く主張されていた。しかし、この案については、「悪影響」の定義が不明確であるという以前に、補償の概念自体に先進国は強く反対し、他の途上国も補償基金については、特に支持してはいなかった。COP3では、イランを議長として、非公式協議が進められ、「補償」という言葉を落として、COP4で具体的な措置を検討・決定するとジンバブエから示された妥協案が受け入れられた。

1項では、第10条の実施に当たり、締約国は、条約第4条4（先進国の、途上国が気候変動の影響に適応する費用を支援する約束）、5（先進国の、途上国が条約を履行するために必要となる技術の移転を支援する約束）、7（途上国の条約履行の程度は、先進国からの資金、技術移転に関する約束の履行に依存する）、8及び9項（気候変動の影響あるいは気候変動に対する対策の影響を特に受けやすい国への配慮）の規定に配慮しなければならないとしている。

また、2項では、先進国は、途上国が条約の第4条1項(a)にある既存の約束の実現を促進するために必要な新規のかつ追加的な資金を供与することなど、条約における資金供与の条文を再確認している。また、SBIでのGEFと気候変動枠組条約のCOPとの間の覚え書きをふまえ、COPの関連する決定で定める条約の資金供与制度の役割を与えられた運営組織に対する指導は、本項の規定に準用するとしている。最後に、3項では、附属書I締約国が、GEF以外の二国間、多数国間での資金供給が可能として、途上国への資金移転の可能性を最大限に確保している。

(12) 第12条（クリーン開発メカニズム）

COP3で新たに加わった条項の中に、クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism, CDM）というものがある。この発端は、先進国が目標を達成できなかった場合に、その超過分に応じて罰金を基金に支払いし、途上国がその基金を用いて気候変動対策を行うという「クリーン開発基金」が、ブラジルより提案されたことにあった。罰金という概念や新たな資金メカニズムを設立するという一方で大方の先進国が消極的に応じる中で、米国は、途上国に受け入れられない共同実施に変わる新たなメカニズムとして関心を示し、ブラジルと共同で提案しおした。

このメカニズムでは、一方では、途上国が独自でプロジェクトを進めるための資金が、そのプロジェクトによる排出量削減分と引き替えに提供され、他方、排出量が目標値を超過してしまいそうな国や組織は、そこから削減分を購入するという案となっており、新たな資金メカニズムというよりは、形を変えた共同実施となっていた。これに対し、途上国の中でも南米諸国やAOSIS等の支持国と、産油国等の反対国に分かれ、先進国の中でも積極的なJUSSCANNZと、慎重なEUに分かれ、議論は詰めきれずに時間切れとなった。議定書では、具体的な機能が今後の課題とはなったものの、本メカニズムの存在自体は明らかに認めており、将来の発展が予期される条項となった。特に、後述のとおり、CDMは、先進国が自らの削減目標を達成するための手段として補完的なものであるべき、というような文言はないという点、そして、2000年以降のプロジェクトが認められるという点で排出量取引や共同実施と異なり、今後、早期に検討が必要とされているメカニズムとなっている。

最終文では、まず1項で、「CDMがここに定義される」とだけある。交渉の途中で「ここに設立される」という案が出されて変えられた経緯から見ると、CDMの具体的内容には踏み込めなかったために、以下の項に掲げられた内容が必ずしも設立にまで合意されたものではないことを示している。

次の2項では、CDMの目的が、一方では、非附属書I締約国が持続可能開発を達成し、条約の究極の目的に貢献することを支援し、他方、附属書I締約国の数量目標達成を支援することとしており、途上国の持続可能な発展全般にわたるものであることが認知されている。この目的の具

体的なアプローチが3項に示されている。ここでは、CDMの下で、(a) 非附属書1締約国は、認証された排出削減をもたらす事業活動 (project activity) から利益を得、(b) 附属書1締約国は、数量目標に達成するために、認証された排出削減を利用することができるとしている。ここで対象となる事業活動は、COP/MOPによって決定される。また、第6条の共同実施は、あくまで国内対策で目標が達成できないときの補完的手段として位置づけられているが、CDMにはその条件が「排出量目標の一部」としか書かれていないために、今後の検討課題ともなりうる。

次に、4項では、CDMは、COP/MOPに従い、CDMの執行委員会 (executive board) によって管理されるとしている。このようなプロジェクトベースの活動全体の管理に関しては、コストを最低限に抑えるために、なるべく新たな機関の創設を避けたいとする先進国と、あくまで途上国も参加するCOP/MOPの管理下に置かれるべきだとする途上国側との意見の相違があったが、これに関しては、執行委員会の形態について触れない範囲で途上国の意向が反映される形となった。

5項では、各事業活動からもたらされる排出削減量の認証方法について、COP/MOPによって選定される運営主体 (operational entities) により、(a) 各関係締約国の承認、(b) 気候変動の緩和に関連する現実的で測定可能な長期的利益、(c) 当該事業活動がない場合と比較した付加的な排出削減、に基づいて決定されるとあるが、具体的な決定方法は本議定書では定められていない。CDMは、そのような認証された事業活動を資金面で支援する(6項)。

事業活動の独立した審査及び証明を通じた、透明性、効率性及び責任の確保を目的とする法性及び手続きは、第1回COP/MOP会合で作り上げなければならない(7項)。また、COP/MOPは、CDMの活動によって得られた利益の中から、運営に必要な経費や、気候変動の悪影響に対して特に脆弱な途上国の適応費用の支払いを賄うこととなっている。この項が入ったために、AOSISなど、従来の共同実施では支援を得る機会のない国が、CDMを支持する側に回った。

9項では、CDMへの参加が、私的主体及び/又は公的主体を含むことができるとして、実質的には民間の資金を目的としていることを明示している。特に、EUは交渉中、CDMがたんに新たな資金供給メカニズムとなることを懸念しており、ここで私的主体が中心的役割を与えられたことは、先進国政府にとっては重要な意味を持った。また、最後に、10項では、2000年から第1約束期間の始期、つまり2008年までに獲得された認証排出削減量は、第1約束期間における目標達成に活用できるとあり、2000年から早速実施できるインセンティブが与えられた。これは、途上国におけるGHG排出削減対策を前倒するという意味では望ましいが、先進国が2008年になるまでにCDMを通じて数量目標を達成できる水準に至ってしまった場合に、先進国の国内での対策がおろそかになるという問題点を含んでいる。そのために、EU、フィリピン、AOSISなどが反対したが、ロシア、米国、日本などが「対策を前倒する契機になる」と主張し認められた。

(13) 第13条 (締約国会合)

本議定書作成にあたり、条約の締約国会議 (Conference of the Parties to the FCCC) と、議定書の締約国会合との間の関係が問題となった。利便性を考えれば、2つの会議は同時に行われることが理想的である。しかし、条約には批准していても、議定書には批准していない国があることが十分考えられるが、そのときに、議定書の締約国会合はCOPとは独立した集まりとして位置づけ

られるのか (Meeting of the Parties)、あるいは、あくまで COP の下位に位置するものとして扱われるのか (meeting of the Parties) が問題となった (前者は先進国、後者は途上国の主張)。最終的には、本議定書の締約国会合として機能する締約国会議 (The COP serving as the meeting of the Parties to this Protocol) として、後者の意味に近い言い回しが採択された。

1 項では、条約の最高機関である締約国会議 (COP) は、本議定書の締約国会合 (COP/MOP) として機能するとあり、続いて、2 項では、本議定書の締約国でない条約の締約国は、COP/MOP にオブザーバーとして参加できるが、COP/MOP として機能するときの決定は、議定書締約国のみによってなされるとしている。3 項では、締約国会議が COP/MOP として機能するときは、条約締約国を代表する COP のビューローの構成国のうち本議定書の締約国でない国があった場合には、本議定書の締約国により置き換えられなければならないとしている。

また、4 項では、COP/MOP が、本議定書の実施状況を定期的にレビューするものとし、(a) 本議定書の締約国による実施の状況や、本議定書に従って採用された対策の全体としての効果等の評価、(b) 条約第 4 条第 2 項(d) 及び第 7 条第 2 項を考慮した上での本議定書の義務の定期的点検、(c) 気候変動及びその影響に対処するための政策・措置に関する情報交換の推進、(d) 2 以上の締約国の要請に応じた、気候変動及びその影響に対処するためにそれらの締約国が採用する措置の調整、(e) 本議定書の効果的な実施を目的とした比較可能な方法の開発と定期的改良、(f) 本議定書の実施のために必要なあらゆる事項に対する勧告、(g) 第 11 条 2 項に基づく追加的資金供給への努力、(h) 本議定書の実施のために必要な補助機関の創設、(i) 適当な国際機関並びに政府間及び非政府の組織により提供されるサービス、協力及び情報の利用、(j) 本議定書の実施に必要なその他の機能の提供、締約国会議の決定の結果生じた課題の検討、といった作業を行うこととしている。

5 項以降は、COP/MOP の運営に関わる諸手続きを示している。第 1 回 COP/MOP は、議定書の発効後に予定される最初の COP と同時に召集され、その後の COP/MOP の通常の会合は、毎年 COP と同時に開催する (6 項)。COP/MOP が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から要請があり、締約国の少なくとも 3 分の 1 がその要請を支持した場合には、COP/MOP 特別会合が開催される (7 項)。COP のオブザーバーとなっている国際機関は、当該会合に出席している締約国の 3 分の 1 以上が反対しない限り、COP/MOP にオブザーバーとして出席することができる (8 項)。

(14) 第 14 条 (事務局)、(15) 第 15 条 (補助機関)、第 16 条 (多国間協議手続き)

議定書の運営にあたる機関については、どの国も新たな機関の設置は運営経費や効率性の観点から望んでいなかったため、特に問題はなく合意された。事務局に関しては、条約事務局が機能すること (14 条 1 項)、その事務局の任務は、条約に定められたものを準用し、また、本議定書の下で課された役割を行うこととしている (2 項)。

補助機関についても、条約第 9 条及び第 10 条により設置された SBSTA 及び SBI が、本議定書の補助機関となることが定められており、その役割も条約に示された規定を準用することとしている (15 条 1 項)。議定書の締約国でない条約の締約国は、補助機関のどの会合の議事について

もオブザーバーとして参加することができるが、本議定書に基づく決定は、本議定書の締約国のみによってなされる（2項）。また、補助機関が本議定書下で機能する場合、条約締約国であるが本議定書の締約国ではない補助機関のビューロー構成国があった場合には、別の本議定書の締約国によって置き換えられることとなっている（3項）。

さらに、16条では、今までAG13で議論されてきた多国間協議手続きの、本議定書への適用の可能性に関し、COP/MOPにおいて可能な限り早急に検討することとしている。複数の締約国の間での条約及び本議定書の双方に関するトラブルの処理は、今後の多国間協議手続きの決定に委ねられることとなった。

（15）第17条（排出量取引）

与えられた排出枠の一部を売り買いするという排出量取引に関しては、当初から途上国の強い反対があったが、先進国、とりわけ米国にとっては、最優先事項の一つであり、落とすことも困難であった。そこで、もともとは第6条の位置に書かれていたものが、この位置にまで後退し、認めるが、詳細は今後の検討課題という扱いになった。

そもそも、AGBM 8終了時までの議定書テキスト（FCCC/CP/1997/2）では、第6条で排出量取引一般に関する条項が示されており、附属書I締約国間の排出量取引に関し、第1回COP/MOPでそのあり方、規則や指針を決定した上で実施することとされていた。また、そこでは、国際的枠組み設定を排出量取引開始の条件とするか、他の条件をつけ加えるか、2008年以前に実現された削減量を取引の対象とするか（super-heated air 問題）、国内対策を主とし、排出量取引はあくまで目標達成のための補完的手段として扱うか（supplemental 問題）、ロシアのように現在1990年より大幅に排出量が減ってしまっている国に実際より多くの排出枠を認めて売り買いさせることを認めるか（hot air 問題）といった点について、意見が分かれていた。

排出量取引の導入に最も積極的だった米国は、できるだけ早期に実現できるよう求め、規則や枠組みの決定を開始の条件とすることに反対していた。EUは、米国が排出量枠を買い集め、国内対策を怠るのではないかと排出量取引には消極的であったが、概念自体は容認する態度をとっていた。日本は、排出量取引の考え方には基本的には支持していたが、開かれた市場の確保や情報の開示を条件としていた。途上国は、先進国が温室効果ガス排出量の削減を金で解決させる手段であるとして、排出量取引の構想自体に強く反対していた。このように、対立が明白な争点であったにも関わらず、数量目標のその他の関連する論点とともに後回しになっており、AGBM 8でも、ノン・グループにおいてもほとんどオープンな議論は行われないうまま、COP3を迎えた。

COP3に入っても、途上国の反発は明らかであったため、COWで排出量取引がまともに扱われることはほとんどなく、実質的な議論は先進国間で非公式に進められた。JUSCCANNZ及びEUで別々に議論が進められ、時に先進国共通のドラフト作業が行われた。先進国間の全体のトーンとしては、排出量取引設立に前向きな姿勢であったが、いくつかの点で議論が割れた。

排出量取引制度確立前の削減分の取引に関しては、米国も固執せず、先進国全体で落とす方向になった。しかし、国内対策があくまで主であることを重視するEUは、排出量取引が限定的なものとなるよう、排出量削減分に占める排出量取引の割合を数値で明示するよう主張した。また、

市場の確保を排出量取引の条件とするかという点でも、EUと米の妥協点は見いだせなかった。

排出量取引の議論が途上国の参加するCOWの場に出されたのは、COP3の終盤、8日の夜であった。ここでは、カナダが先進国共同提案として、JUSCCANNZとEU双方の主張を括弧で盛り込んだテキストを提出した。しかし、同案に対し、エストラーダ議長は、数量目標が決まらない限り、排出量取引について詰めることはできないとコメントし、本格的な交渉には至らなかった。

10日の最終COWで、ようやく排出量取引の議題が出されると、タンザニア（G77+中国）をはじめとして、インド、中国、サウジアラビア等多くの途上国から、排出量取引の条文が入ることに対して強い反対意見が出された。それに対し、JUSCCANNZの国々の他に、メキシコ、韓国、ナウル等は、テキストを支持した。一方、EUなどは、排出量取引自体は容認するが、ガイドラインが決まるまでは開始すべきでないとの修正を要求し、これに対して、米国は、高い削減率に同意するのであるから、その代わりに排出量取引が認められるべきと主張した。その結果、第3条10、11条は残されたが、それまで第6条にあった排出量取引の条項は削除され、第17条（交渉で条項が入れ替わるのを防ぐために当座は16条その2とされたが、その後、正式な文書では、17条として番号が振り直されている）にて、条約締約国会議が今後、排出量取引の原則や指針を詰めていくことが規定された。

最後に17条で認められた条文では、「COPは、特に排出量取引に関する検証、報告及び責任に関し、関連する原則、法性、規則及びガイドラインを定める。附属書Bの締約国は、第3条に基づく約束を実施するために、排出量取引に参加することができる。いかなるこうした取引も、当該条項に基づく数量的な排出抑制及び削減に関する約束を果たすための国内的な行動に対して補足的なものでなければならない」という簡素な条文となった。排出量取引を重視する米国の主張を認める代わりに、具体的なガイドラインなどについては今後の検討課題とし、EUの主張するよう、補足的なものという条件がつけられた。

(16) 第18条（不履行の措置）、第19条（紛争の解決）

議定書に掲げられている義務が遵守されなかった場合の手続きが問題となった。この問題に関しては、条約本体でも合意できていない課題となっている。従来ブラジルの提案した排出量が定められた削減量を達成できなかった場合には罰金を払うという方法は、上記のCDMにとって替わられた。

第3条の柔軟性の措置に関し、ボローイングに関する項が削除された後、米国は、これを不履行の措置に利用できるとして、本条項で再度、2012年に目標を達成できなかった国は次の約束期間の排出量を前借りし、次の約束期間でその分排出量を減らすという手続きを提案した。しかし、多くの国は、3条で反対された問題をここで再度議論する必要はないとし、ここでも認められなかった。結局、この問題については、第1回COP/MOPで、不履行の原因、種類、程度及び頻度を考慮しつつ結論を出すこととなった。また、紛争の解決については、条約第14条に委ねることとなった（第19条）。

(17) 第20条（議定書の改正）、第21条（附属書の改正）

第20条は、議定書の改正に関する規定が定められている。このような決議については、コンセンサスを重視する途上国、特に産油国、と、ある割合での多数決を主張する先進国との間で意見が分かれる。本議定書の改正は、4分の3の多数決となった。

1項では、いかなる締約国も改正を提案できる旨規定、2項では、本議定書の改正が、COP/MOPにおいて採択されること、また、改正案文は、その採択が提案される会合の少なくとも6ヶ月前までに、事務局により締約国に通報されることとなっている。

締約国は、議定書の改正案につき、コンセンサスでの採択に努めるが、それで合意に達しない場合には、当該会合に出席しかつ投票する締約国の4分の3多数決によって採択される(3項)。この手続きによって採択された改正は、本議定書の締約国の4分の3以上の受諾書を寄託者が受領した日から90日後に、当該改正を受諾した締約国に対して発効(4項)、他の締約国については、その国が当該改正の受託書を寄託した日の90日後から効力を生ずることになった(5項)。

一方、先進国の数量目標などを示した附属書の改正については、第21条で別途定められた。1項では、議定書の附属書が本議定書の不可欠の一部を成しており、議定書の発効後に採択される附属書は、表、書式その他説明的な文書に限定されるとしている。また、2項では、どの締約国も、本議定書のための新たな附属書、あるいは改正を提案できるとしている。附属書及び附属書の改正は、COP/MOPにて採択される。その提案は、その採択が提案される会合の少なくとも6ヶ月前までに、事務局により締約国に通報されるということ(3項)、採択までにはコンセンサスを目指し、それでも合意に達しない場合には、当該会合に出席しかつ投票する締約国の4分の3多数決によって採択されること(4項)ということについては、議定書改正手続きと同様となっている。ただし、附属書の発効については、5項において、採択を締約国に通報した日から6ヶ月後に、その期間内にその決定を受諾しない旨を通報した締約国を除き、本議定書の全締約国について効力を生ずることになる。受諾しない旨の通報を撤回した締約国については、その90日後に効力を生ずることになる。附属書の採択あるいは改正が本議定書の改正を含む場合には、附属書に関する合意は、本議定書改正が効力を生ずる時まで効力を生じない(6項)。また、本議定書の附属書A及びBの改正に関しては、各国の目標値そのものが示されている最も主要な部分であるため、特に附属書Bの改正には、関係国の書面による同意があってはじめて採択されるという条件をつけ、第20条の手續に従うこととなった(7項)。

(18) 第22条(投票)、第23条(寄託者)、第24条(署名)

これらの条項は、手続き上の規定であり、特に争点はなかった。22条では、各締約国は、一つの投票権を持つとしている(1項)。ただし、EUなどの地域経済統合機関は、本議定書締約国である加盟国の数と同じ投票数の投票権を行使するが、もし、加盟国のいずれかがその国自身の投票権を行使した場合には、当該機関はその投票権を行使できず、その逆の場合も同様と規定している(2項)。

第23条では、国連事務総長をこの議定書の寄託者としている。また、第24条では、署名につき、本議定書が1998年3月16日から1999年3月15日までニューヨークの国連本部で署名のために開放されるとあり(1項)、地域経済統合機関の署名の際の手續きが2項に示されている。ま

た、3項では、地域経済統合機関が批准に際し、本議定書によって管理される事項に関連する権限の範囲を宣言することが定められている。

(19) 第25条（発効）

議定書の発効要件として、国の数を示す方法と、排出量の総量で示す方法が提示された。日本や、EUは、世界の全排出量の4分の1弱を占める米国が批准しなければ議定書の意味はないと考え、「附属書1締約国の総排出量のX%の排出量を占める国の批准」など、米国が締約国とならなければ議定書が発効しないような条件を主張した。一方、米国は、条約と同様に、単純に国の数だけで示した方がよいと主張した。

最終的には、1項にて、附属書1締約国全体の1990年の合計CO₂排出量の少なくとも55%を占める附属書1締約国が加入し、なおかつ、55カ国以上の条約締約国が批准した日の90日後に発効するという事になった。附属書1締約国の排出総量に占める米国の排出量は4割弱であるから、55%という数値は米国が批准しなくても発効は可能であるが、ぎりぎりの数字となっている。

2項では、この判断には、条約第12条に従って提出された第1回の国別報告書において通報された量をもって、1990年のCO₂排出量とすること、3項では、議定書が発効した後に批准した国や地域に対しては、議定書は、その国が批准した後90日目の日に効力を生ずることが規定されている。最後に、4項では、本条において、EUなどの地域経済統合機関によって寄託された文書は、その加盟国によって寄託された文書に追加されないとして重複を避けている。

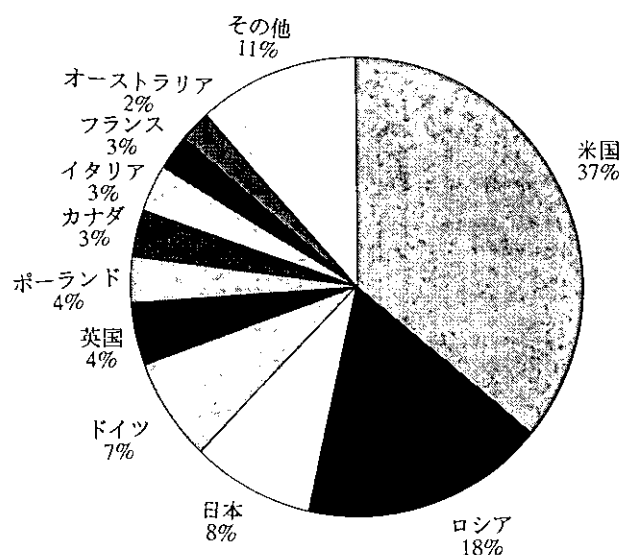


図2.3 附属書1締約国の排出量の割合

(1990年時点、CO₂のみ。附属書1締約国の排出量の合計を100%とした場合)

(20) 第26条(留保)、第27条(脱退)、第28条(正文)

国際協定に必要な手続き的条項であり、特に争点はなかった。26条では、本議定書に対して留保を付けることはできないことが定められている。また、27条では、脱退の方法に関して、本議定書が締約国に発効した3年後以降は、いつでも脱退できること(1項)、その際には、脱退通知が寄託者に受領された日から1年の期間の満了を経て、効力を獲得すること(2項)、そして、条約脱退国は、本議定書からも脱退したものとみなされることが定められている(3項)。そして、最後には、第28条にて、本議定書の原本は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語版を正本とすることとしている。

議定書文がCOWで合意されたのは、11日早朝であった。この瞬間まで、議定書はできないのではないかという不安が常に参加者の頭中を過ぎるような状態であった。さまざまな対立の図式が絡み合う交渉において、いわばパッケージ・ディールとして一気に合意が進められたことが、どうにか議定書採択にまで至ることができた鍵であった。

AGBM 6後に議定書案が出されてから、最終合意文に至るまでの議定書の構成の変遷を図2.1に示した。全体としての構成はあまり大きく変化していない中で、排出量取引がかりうじて生き残った一方で、途上国の自主的参加が全て削除されているのが目立つ。米国は、排出量取引や共同実施といった柔軟性の確保と、途上国の参加を要求していた。反対に、途上国はそのどちらにも強く反対していた。一方の排出量取引を残し、自主的取り組みを削除する、という最終COWでの極度に差し迫った時間でのエストラダ議長判断であったが、このように、双方の主張の間を取りながら、この議定書は出来上がっていった。

数量目標の削減率にしても同様である。COP3直前まで「2008～2012年で1990年レベルで安定化」と言っていた米国が、最終的に7%削減を認めたこと背景には、いずれEUの15%削減案との妥協となることを予想してわざと低めの数値を出したという交渉のテクニックに加え、米国の主張していた森林の吸収量を計算に参入することが認められたこと、また、排出量取引、共同実施、CDM、といった、自国以外の排出量を削減する柔軟性の手段が認められたことによると言われている。さらには、途上国の自主的参加があり得るという期待が、米国の目標値をさらに厳しいものにした、という話も聞かれている。議定書を解釈するときには、そのパッケージのバランスを理解しておくことが重要だろう。

3. その他の重要な議題及び決定事項

(1) 非附属書I締約国の排出量抑制

COWでの議定書交渉とは別に、COPのPlenaryの方でもう一つ会議の焦点となったのが、「京都マニフェスト」問題である。昨年7月、米国では、途上国にも排出量の目標を設定していない議定書には批准しないという決議が上院議院で可決され(上院議員の名をとってバード決議と呼ばれる)、それ以来、米国は、「今後排出量の急速な伸びが予想されている中国やインド等の主要途上国にも、排出量に関するなんらかの数量目標設定が必要である」として、今回の交渉で途上

分類	AGBM6後	AGBM8後	最終合意文	
導 入	IA 前文	前文	前文	
	IB 定義	1条 定義	1条 定義	
	IC 目的 没	2条 政策・措置	2条 政策・措置	
	ID 原則 没	3条 排出削減目標	3条 排出削減目標	
政 策	IIA 政策・措置	4条 通報	4条 共同達成 新	
	II.B.1 数量目標の法的性質	5条 排出量取引	5条 通報	
	II.B.2 大気濃度 没	6条 共同実施	6条 共同実施	
	II.B.3 水準と時期	7条 目録の作成、通報	7条 目録の作成、通報	
	II.B.4.a 柔軟性 (EIT)	8条 通報のレビュー	8条 通報のレビュー	
	II.B.4.b 柔軟性(排出量取引)	9条 不履行の措置	9条 議定書の見直し	
	II.B.4.c 柔軟性 (JI)	10条 自主的参加 没	10条 全締約国の責務	
	III 約束のレビュー 没	11条 議定書の見直し	11条 資金メカニズム	
	途 上 国	IV 4条1項の強化	12条 全締約国の責務	12条 クリーン開発機構 新
		V 教育、訓練、啓発 没	13条 資金メカニズム	13条 締約国会議
VI 革新 (evolution)		14条 締約国会議 / 会合	14条 事務局	
制 度 手 続 き 事 項	VII.A 締約国会議 / 会合	15条 事務局	15条 補助機関	
	VII.B 義務局	16条 補助機関	16条 多国間協議手続き	
	VII.C 補助機関	17条 多国間協議手続き	17条 排出権取引	
	VII.D 協調メカニズム 没	18条 議定書の改正	18条 不履行の措置	
	VII.E 資金メカニズム	19条 附属書の改正	19条 紛争の解決	
	VII.F 実施の検証	20条 付録 新・没	20条 議定書の改正	
	VII.G 多国間協議過程	21条 投票	21条 附属書の改正	
	VII.H 紛争の解決	22条 署名	22条 投票	
	VIII.A 決定方法 没	23条 留保	23条 寄託者	
	VIII.B 改正	24条 発効	24条 署名	
	VIII.C 条約との関係	25条 脱退	25条 発効	
	VIII.D 附属書の改正	26条 正文	26条 留保	
	VIII.E 投票		27条 脱退	
	VIII.F 他条約との関係 没		28条 正文	
附 属 書	VIII.G 寄託者			
	VIII.H 署名			
	VIII.I 事前の適用			
	VIII.J 批准、承認			
	VIII.K 発効			
	VIII.L 留保			
	VIII.M 脱退			
	VIII.N 正文			
	附属書 A 共同政策 没	附属書 A 政策措置リスト	附属書 A 対象ガス、部門	
	附属書 B 優先政策リスト	附属書 B 対象ガス	附属書 B 国別削減目標	
	附属書 C 数量目標			
	附属書 D 方法論			
	附属書 E その他			

注1. AGBM6後：FCCC/AGBM/1997/3/Add.1 AGBM8後：FCCC/AGBM/1997/7

注2. 没：その後削除された条項 新：新たに加えられた条項

図2.4 最終合意文までのテキストの変化

国に対する追加的義務も議論するよう求めていた。一方、他の先進国は、途上国の強い反発を予想し、米国の主張には消極的だった。しかし同時に、世界のCO₂排出量の4分の1弱を占める米国抜きの議定書は考えられず、どうにかして米国の主張の妥協策を図る必要があった。そこで、今回の議定書では自主的に参加を希望する国の条項を獲得する交渉に限定し、新たな義務は盛り込まないが、今後の交渉課題として、ベルリンでベルリン・マンデートが可決されたように、京都マンデート、あるいは宣言 (declaration) というものをCOP3で採択するという方向で、先進国間の意見調整が進められていた。

しかし、COP3が始まると、このような決議を議題として扱うこと自体に反対する途上国の反発が明確になった。

12月5日の全体会合において、ニュージーランドが第3約束期間に向けて非附属書I締約国も排出抑制に関する義務に合意すべきだという主旨の提案を行った。また、途上国の反発を避けるために、附属書I締約国が京都議定書を遵守できない場合は、非附属書I締約国も守らなくてよいという条件をつけた。この案は、米国や日本などの先進国によって支持された。これに対し、EUは、途上国の参加は重要であるが、今回の協議はあくまでベルリン・マンデートにもとづくべきであって、非附属書I締約国の義務については、COP3後に条約改正という手続きをもって行うべきであると慎重な態度を取った。

一方、途上国からは、強い反発があった。40以上もの途上国が発言し、途上国の一人当たり排出量はまだ先進国より大幅に少なく、先進国が排出量の削減を実現しないうちは、途上国が排出量を抑制する義務は生じないとした。条約では、共通であるが差異ある責任とあり、先進国と途上国の経済発展の差異をふまえた義務が与えられるべきであるとした。このような発言が延々3時間続き、途上国の排出量に関して交渉を開始することに対する途上国の強硬な意志が示された。また、その後は、議定書交渉自体が遅延し、他の議題を話し合う時間がなくなったことから、京都マンデートは消えた。

(2) その他の決議

COP3の全体会合では、その他、以下の事項が決議された。

(a) 方法論の問題¹

SBSTAの検討結果をふまえ、各国が排出量の目録の作成には、1996年のIPCC改訂版ガイドラインを使うことが承認された。また、今回新たに対象ガスとして加わったHFC、PFC、SF₆の3ガスの排出量については、各国が独自に排出量のデータ集積に努めることになった。GWPについては、IPCCのSARに掲載されている100年のGWPを使うことが確認された。また、船や航空機に用いられるバンカー油に起因する排出量に関しては、引き続き国のその他の排出量とは別個に報告することとするが、SBSTAに今後とも議論を続けてもらうことになった。さらに、国連憲章にもとづく平和維持活動に必要な燃料の燃焼に伴う排出量についても、国のその他の排出量とは別懇に扱われるべき旨米国から主張され、認められた。

¹ 決議 Decision 2/CP.3 を参照。

また、日本からは、「潜在的な排出量」と「実現された排出量」とがあり、実現された排出量の計測方法に向けた検討が必要という意見が出された。現在のガイドラインでは、例えば、HFCなどの代替フロンが製造物の生産時点で排出されたこととみなされているが、その製品から実際に大気に排出されるのはかなり後であり、これらの気体の破壊・回収という方法も考えられる。この問題については複雑すぎるとして最終決議には残らなかった。しかし、木材を伐採した時点でCO₂が排出されたこととみなされるが、実際にはその木材が燃焼あるいは腐敗したときに初めて大気に放出されるという問題にも関連する議論であることから、今後に残された課題となった。

(b) COP4 の場所と日程²

次回の COP は、1998 年 11 月 2 - 13 日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催されることになった。

(c) 条約附属書 I の改正³

1992 年に条約ができた後の政治的状況の変化をふまえ、チェコスロバキアを削除して、チェコ共和国とスロバキアを挿入、加えて、クロアチア、スロベニア、リヒテンシュタイン、モナコを加えた。トルコを附属書 I からはずすという要求は、その事情は理解されるとしながらも、途上国やその他の国への影響が懸念され却下された。

(d) 途上国への影響の調査⁴

条約第 4 条 8 項では、島国や低地を有する国など、気候変動によってとりわけ重大な影響を受けると予想される途上国が指定されており、9 項では、化石燃料輸出国など、気候変動を抑制する政策によって悪影響を受けるとされている国について言及している。COP3 では、これらの国における影響の回避に必要となる方策について議論をするよう SBI に求めることが決議された。

² 決議 Decision 5/CP.3 を参照。

³ 決議 Decision 4/CP.3 を参照。

⁴ 決議 Decision 3/CP.3 を参照。

第3章 未来に向けて - 今後の課題

前文でも述べたように、京都議定書では、いくつかの合意が得られたが、それは決して最終的な到達点ではなく、気候変動問題への取り組みという長い道のりの一つのメルクマールとして位置づけられるべきである。

1998年になって、各国とも京都後の新たな協議に向けて、活動を開始し始めた。ここでは、今後残された課題と、その取り組みのポイントをまとめる。

決議文書FCCC/CP/1997/L.7では、SBI及びSBSTAに対し、次の事項について準備会合を開催するよう求めている：(a) 吸収源の扱い、(b) 排出量取引、(c) 共同実施、(d) 1プロジェクトが排出量を急増させてしまう小国の事情の扱い、(e) CDM。これらの課題は、今後の協議の優先事項となる。また、これ以外にも今後いずれかの国が提起する可能性の高い問題については、国の立場を表明できるよう、今から準備しておく必要がある。

1. 吸収源

議定書第3条4項では、「第1回COP/MOPまでに、SBSTAにおいて、1990年及びそれ以降の吸収量を推測するといった作業を開始すると同時に、第1回あるいはそれ以降のCOP/MOPで、3項で認められた植林、再植林及び森林減少以外の吸収源 - 農業土壌、土地利用変化及び森林分野 - を数量目標の計算に取り入れる可能性を検討する」とあり、その決定は、当該活動が1990年以降に行われる場合には、2008～2012年の第1約束期間に適用することを選択することができるとしている。このことから、吸収源の範囲に新たに何を加えるか、また、いかにして算定するかが、次回のCOPでも話し合われる重要な検討課題となった。

土壌や森林は、計算の方法次第で数量目標の達成を著しく容易に、あるいは困難にしまい、また、その条件が国によって異なるため、データに基づいた慎重な議論が望まれる。例えば、COP3の交渉においては、米国が「森林管理 (forest management)」を含めるよう主張していた。今まで米国が実施しているAIJにも森林管理プロジェクトが入っていることから、今後もそれを主張すると予想されるが、「管理」によるCO₂吸収量の算定方法などは、慎重に検討されなければならない。また、特に、日本は、自国の6%削減という数量目標を達成するために必要とされる追加的吸収源を挙げる前に、その提案が他の国の目標達成に与える影響を十分試算しておく必要がある。

2. 排出量取引、共同実施、CDM

議定書第6条及び17条では、共同実施や排出量取引の実施に必要なガイドラインやルールをCOP/MOPにて決定するとしている。また、12条では、CDMが2000年以降のプロジェクトを対象としていることから、2000年までに、その運営方法を予め決めておく必要がある。多くの先進国にとっては、これらのメカニズムは自らの数量目標達成に不可欠なものとなっているため、実

際の運営に必要なルール作りに向けて、すでにさまざまな活動が見られている。

日本では、関連省庁が、これらの柔軟性措置の実現に向けた諸事項を議論する検討会を発足させ、今後のSBI、SBSTA及びCOPで建設的な提案が示せるよう準備を進めている。また、国際的にも、OECDやUNCTAD（国連貿易開発会議）、各政府機関や非政府組織、環境閣僚会議、などさまざまな場においてワークショップが開催されるなど精力的な検討が始まっており、短期的には、気候変動関連の最大の関心事項となりつつある。

COP3での主要な検討事項としては、(1) 市場を介する取引のみとするか、それとも相対取引を認めるか、また、(2) 国内対策を主とするために取引量に上限を設けるか、それとも市場原理にまかせるか、といった点が争点となった。これらの点は、今後とも検討課題となるが、その他にも、(3) これらのメカニズムに参加する主体。メカニズムが効率的に機能するためには、民間セクターの参加が不可欠であるが、各国が排出量を企業に割り当てるのが政治的に可能か、(4) 取引方法と頻度。為替市場のように24時間取引できる市場を創設するのか、取引の単位は、「2008年の日本に割り与えられた排出量」というようにビンテージを明示する必要があるか、など、(5) 報告、検証の方法。何をいかなる方法、頻度で報告するのか。取引価格や取引相手を公表する必要があるか。誰が、どのように検証するか、など、(6) CDMについては、そのプロジェクトが実施されなかった場合の排出量を想定し、その量とプロジェクト下での実際の排出量との差をとって排出削減量と認証するが、その算定方法が重要。簡易でかつ先進国の対策を怠る手段とならないような算定方法が早期に確立される必要がある。

Possible International GHG Emission Trades

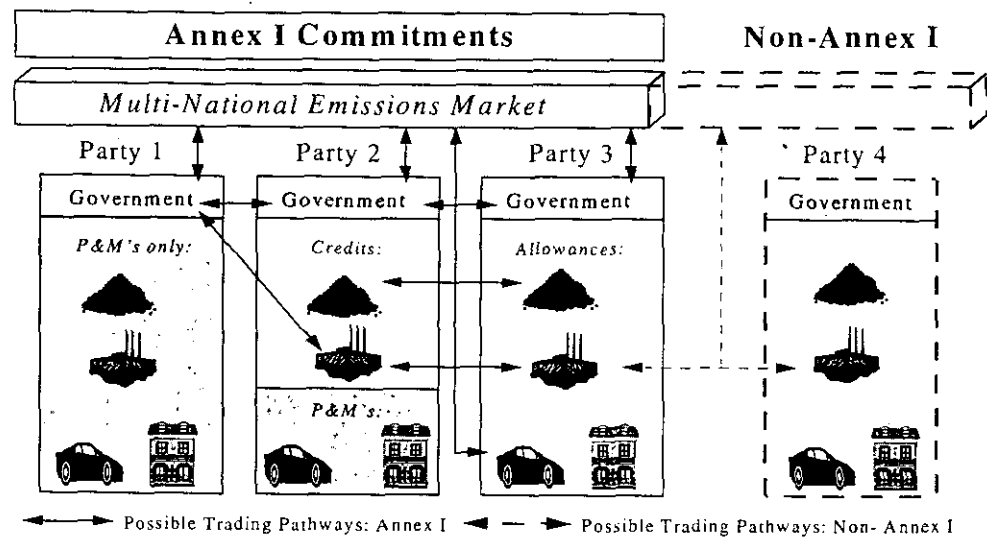


図3.1 排出量取引に関するイメージの例

出典：OECD (1997) "International GHG Emission Trading."

3. 小国の特別の事情

附属書 I 締約国に属する国の中でも、アイルランドなどの小国では、発電所を一つ建てるなどのプロジェクトによって、排出総量が大きく増減する。このような小国の主張によって、この議題も扱われることとなったが、他のものと比べると、大きな議論とはならないと予想される。

4. 途上国の参加

COP 3 では、条約第 4 条 8 項及び 9 項に関する途上国への支援策について議論をするよう SBI に求めていくことが決議された。具体的には、資金供与、保険、技術移転などが相当する。

他方、今回の議定書では、途上国の義務に関しては全く進展が見られなかったことから、COP3 後の交渉において、特に米国が、その議題を提示してくることが予想される。今後、途上国の急速な経済発展に伴い排出量も急増することと考えても、先進国のみならず途上国も、持続可能な発展を損なわない範囲内で、気候変動の抑制に向けてなんらかの努力をしていく責任を負っている。条約 4 条 3 項、4、5 項の資金的技術的移転や 8、9 項の特別の配慮の議論と、途上国の義務の議論は、相互に交渉材料となりながら進展していくと考えられる。

途上国の参加の方法にはいくつかの可能性がある。条約の附属書 I 改正が一つの方法である。現在、OECD 加盟国となると、先進国の扱いを受けるようになる。韓国とメキシコは、OECD に加盟しており、附属書 I 締約国となるよう先進国から求められている。今の所、OECD 加盟国とはなっても他の先進国とは経済水準が違いすぎるとして附属書 I 締約国となることを拒否しているが、附属書 I 締約国の中でも一人あたり GDP が経済発展の進んでいる途上国のそれを下回る国もあり、今後も議論は続くと考えられる。

また、途上国全体を底上げするためには、附属書 I 改正以外の手だてが必要である。そのためには、例えば、CDM のように、プロジェクトをとおして民間の資金や技術を活用するなど、途上国と先進国双方にとってメリットとなるようなメカニズムを早期に確立することが有効だろう。また、議定書交渉では削除されたが、自主的な取り組みを行う途上国には優先的に支援を受けられるような支援体制についてもその可能性を議論していく必要があるだろう。

このような協議には、途上国との対話が不可欠である。途上国側にはいかなる発展のポテンシャルがあるのか、いかなる資金的、技術的ニーズがあるのか、CDM などのメカニズムに対していかなる懸念を持っているのか、といった問題について相互理解を深め、地球規模での取り組みを促進させることが重要である。

5. 不遵守規定

条約においても、また、今回の議定書においても、義務を遵守しなかったときの罰則規定が決められていない。条約には数量目標に対する法的拘束力がなかったのでそれほど問題にはならなかったが、京都議定書の場合、合意された数量目標は極めて重要な意味を持つ。排出量取引や共同実施といった柔軟性のメカニズムは、各国が目標を必ず達成するという強い拘束力があって初

めて機能するものであり、2012年までに明確な措置、それも排出量取引によって排出枠を購入するよりも厳しい措置が合意されている必要がある。

多くの軍事的、ないし経済的協定では、経済制裁等、強硬な制裁によって拘束力を維持している。しかし、環境関連の条約では各国の自主性を尊重し、報告やレビューといった穏やかな手法によって遵守を促進しようと図ることが多い。気候変動に関しても、条約の場合には13条の多国間協議過程のようなプロセスによって解決を図ろうという趣があった。しかし、排出量取引などの実施に向けて、地球環境問題の中でも気候変動問題については強い制裁規定が必要となったことから、国際社会はまた新たな方策に取り組むことになる。

6. 第1回 COP/MOP 及びその後の検討課題

議定書にあるように、京都議定書が発効した後の最初のCOPが第1回COP/MOPとなるが、そこで、あるいはそれ以後に、以下のことが話し合わなければならないことが、すでに議定書に明記されている。

- 農業土壌、土地利用変化及び森林分野における追加的な排出源及び吸収源の種類及び方法に関する仕組み、規則及びガイドラインの決定（第1回COP/MOPあるいはできるだけ早い会合で）（3条4項）。
- 第2約束期間の数量目標の決定（第1約束期間の最終年の少なくとも7年前までに）（3条9項）。
- 先進国の議定書の義務の実施が途上国に与える社会的、環境的及び経済的な悪影響を最小化する行動の検討（第1回COP/MOPで）（3条14項）。
- 温室効果ガスの排出源からの排出及び吸収源による除去の推計に関する国家制度のためのガイドラインの決定（第1回COP/MOPで）（5条1項）。
- 検証や報告など、共同実施の実施に必要なガイドラインの精緻化（第1回COP/MOPあるいはできるだけ早い会合で）（6条2項）。
- 事務局への情報の送付のために必要となるガイドラインの採択（第1回COP/MOPで）（7条4項）。
- 議定書の第1回目の見直しを行う（第2回COP/MOPで）（9条2項）。
- CDMを実施するために必要な透明性、効率性及び責任の確保を目的とする法性及び手続きの作成（第1回COP/MOPで）（12条7項）。

本議定書の批准には数年かかると予想されることから、第1回COP/MOPは、2000年の前半あたりになると考えられる。しかし、この議題の多くは、COP4から議論が開始される議題とも関連していたり、あるいは排出量取引などの制度の運営に不可欠な取り決めであるものが多く、第1回COP/MOPを待たずに検討が開始されることも十分予想される。

このような検討、特に吸収源の種類及び方法に関する検討や、第2約束期間の数量目標などに関する議論には、関連データ収集、測定技術開発、現象モデル開発、排出量に関する予測、対策の効果評価のための経済モデル開発といった研究・開発の集積が不可欠であるが、このような成果は、一朝一夕で得られるものではない。今後の交渉を中長期的視点から捉え、戦略的な研究活動が重要である。このためにも、研究者と政策決定者とのネットワーク、IPCCとFCCCプロセスとのネットワークが今後とも充実されなければならない。

付録1 京都議定書 (英文)

KYOTO PROTOCOL TO THE UNITED NATIONS FRAMEWORK CONVENTION ON CLIMATE CHANGE

The Parties to this Protocol,

Being Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change, hereinafter referred to as “the Convention”,

In pursuit of the ultimate objective of the Convention as stated in its Article 2,

Recalling the provisions of the Convention,

Being guided by Article 3 of the Convention,

Pursuant to the Berlin Mandate adopted by decision 1/CP.1 of the Conference of the Parties to the Convention at its first session,

Have agreed as follows:

Article 1

For the purposes of this Protocol, the definitions contained in Article 1 of the Convention shall apply. In addition:

1. “Conference of the Parties” means the Conference of the Parties to the Convention.
2. “Convention” means the United Nations Framework Convention on Climate Change, adopted in New York on 9 May 1992.
3. “Intergovernmental Panel on Climate Change” means the Intergovernmental Panel on Climate Change established in 1988 jointly by the World Meteorological Organization and the United Nations Environment Programme.
4. “Montreal Protocol” means the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer, adopted in Montreal on 16 September 1987 and as subsequently adjusted and amended.
5. “Parties present and voting” means Parties present and casting an affirmative or negative vote.
6. “Party” means, unless the context otherwise indicates, a Party to this Protocol.
7. “Party included in Annex I” means a Party included in Annex I to the Convention, as may be amended, or a Party which has made a notification under Article 4, paragraph 2(g), of the Convention.

Article 2

1. Each Party included in Annex I, in achieving its quantified emission limitation and reduction commitments under Article 3, in order to promote sustainable development, shall:

(a) Implement and/or further elaborate policies and measures in accordance with its national circumstances, such as:

- (i) Enhancement of energy efficiency in relevant sectors of the national economy;
- (ii) Protection and enhancement of sinks and reservoirs of greenhouse gases not controlled by the Montreal Protocol, taking into account its commitments under relevant international environmental agreements; promotion of sustainable forest management practices, afforestation and reforestation;
- (iii) Promotion of sustainable forms of agriculture in light of climate change considerations;
- (iv) Research on, and promotion, development and increased use of, new and renewable forms of energy, of carbon dioxide sequestration technologies and of advanced and innovative environmentally sound technologies;
- (v) Progressive reduction or phasing out of market imperfections, fiscal incentives, tax and duty exemptions and subsidies in all greenhouse gas emitting sectors that run counter to the objective of the Convention and application of market instruments;
- (vi) Encouragement of appropriate reforms in relevant sectors aimed at promoting policies and measures which limit or reduce emissions of greenhouse gases not controlled by the Montreal Protocol;
- (vii) Measures to limit and/or reduce emissions of greenhouse gases not controlled by the Montreal Protocol in the transport sector;
- (viii) Limitation and/or reduction of methane emissions through recovery and use in waste management, as well as in the production, transport and distribution of energy;

(b) Cooperate with other such Parties to enhance the individual and combined effectiveness of their policies and measures adopted under this Article, pursuant to Article 4, paragraph 2(e)(i), of the Convention. To this end, these Parties shall take steps to share their experience and exchange information on such policies and measures, including developing ways of improving their comparability, transparency and effectiveness. The Conference of

the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall, at its first session or as soon as practicable thereafter, consider ways to facilitate such cooperation, taking into account all relevant information.

2. The Parties included in Annex I shall pursue limitation or reduction of emissions of greenhouse gases not controlled by the Montreal Protocol from aviation and marine bunker fuels, working through the International Civil Aviation Organization and the International Maritime Organization, respectively.

3. The Parties included in Annex I shall strive to implement policies and measures under this Article in such a way as to minimize adverse effects, including the adverse effects of climate change, effects on international trade, and social, environmental and economic impacts on other Parties, especially developing country Parties and in particular those identified in Article 4, paragraphs 8 and 9, of the Convention, taking into account Article 3 of the Convention. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol may take further action, as appropriate, to promote the implementation of the provisions of this paragraph.

4. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol, if it decides that it would be beneficial to coordinate any of the policies and measures in paragraph 1(a) above, taking into account different national circumstances and potential effects, shall consider ways and means to elaborate the coordination of such policies and measures.

Article 3

1. The Parties included in Annex I shall, individually or jointly, ensure that their aggregate anthropogenic carbon dioxide equivalent emissions of the greenhouse gases listed in Annex A do not exceed their assigned amounts, calculated pursuant to their quantified emission limitation and reduction commitments inscribed in Annex B and in accordance with the provisions of this Article, with a view to reducing their overall emissions of such gases by at least 5 per cent below 1990 levels in the commitment period 2008 to 2012.

2. Each Party included in Annex I shall, by 2005, have made demonstrable progress in achieving its commitments under this Protocol.

3. The net changes in greenhouse gas emissions from sources and removals by sinks resulting from direct human-induced land-use change and forestry activities, limited to afforestation, reforestation and deforestation since 1990, measured as verifiable changes in carbon stocks in each commitment period, shall be used to meet the commitments under this Article of each Party included in Annex I. The greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks associated with those activities shall be reported in a transparent and verifiable manner and reviewed in accordance with Articles 7 and 8.

4. Prior to the first session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol, each Party included in Annex I shall provide, for consideration by the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice, data to establish its level of carbon

stocks in 1990 and to enable an estimate to be made of its changes in carbon stocks in subsequent years. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall, at its first session or as soon as practicable thereafter, decide upon modalities, rules and guidelines as to how, and which, additional human-induced activities related to changes in greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks in the agricultural soils and the land-use change and forestry categories shall be added to, or subtracted from, the assigned amounts for Parties included in Annex I, taking into account uncertainties, transparency in reporting, verifiability, the methodological work of the Intergovernmental Panel on Climate Change, the advice provided by the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice in accordance with Article 5 and the decisions of the Conference of the Parties. Such a decision shall apply in the second and subsequent commitment periods. A Party may choose to apply such a decision on these additional human-induced activities for its first commitment period, provided that these activities have taken place since 1990.

5. The Parties included in Annex I undergoing the process of transition to a market economy whose base year or period was established pursuant to decision 9/CP.2 of the Conference of the Parties at its second session shall use that base year or period for the implementation of their commitments under this Article. Any other Party included in Annex I undergoing the process of transition to a market economy which has not yet submitted its first national communication under Article 12 of the Convention may also notify the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol that it intends to use an historical base year or period other than 1990 for the implementation of its commitments under this Article. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall decide on the acceptance of such notification.

6. Taking into account Article 4, paragraph 6, of the Convention, in the implementation of their commitments under this Protocol other than those under this Article, a certain degree of flexibility shall be allowed by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol to the Parties included in Annex I undergoing the process of transition to a market economy.

7. In the first quantified emission limitation and reduction commitment period, from 2008 to 2012, the assigned amount for each Party included in Annex I shall be equal to the percentage inscribed for it in Annex B of its aggregate anthropogenic carbon dioxide equivalent emissions of the greenhouse gases listed in Annex A in 1990, or the base year or period determined in accordance with paragraph 5 above, multiplied by five. Those Parties included in Annex I for whom land-use change and forestry constituted a net source of greenhouse gas emissions in 1990 shall include in their 1990 emissions base year or period the aggregate anthropogenic carbon dioxide equivalent emissions by sources minus removals by sinks in 1990 from land-use change for the purposes of calculating their assigned amount.

8. Any Party included in Annex I may use 1995 as its base year for hydrofluorocarbons, perfluorocarbons and sulphur hexafluoride, for the purposes of the calculation referred to in paragraph 7 above.

9. Commitments for subsequent periods for Parties included in Annex I shall be established in amendments to Annex B to this Protocol, which shall be adopted in accordance

with the provisions of Article 21, paragraph 7. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall initiate the consideration of such commitments at least seven years before the end of the first commitment period referred to in paragraph 1 above.

10. Any emission reduction units, or any part of an assigned amount, which a Party acquires from another Party in accordance with the provisions of Article 6 or of Article 17 shall be added to the assigned amount for the acquiring Party.

11. Any emission reduction units, or any part of an assigned amount, which a Party transfers to another Party in accordance with the provisions of Article 6 or of Article 17 shall be subtracted from the assigned amount for the transferring Party.

12. Any certified emission reductions which a Party acquires from another Party in accordance with the provisions of Article 12 shall be added to the assigned amount for the acquiring Party.

13. If the emissions of a Party included in Annex I in a commitment period are less than its assigned amount under this Article, this difference shall, on request of that Party, be added to the assigned amount for that Party for subsequent commitment periods.

14. Each Party included in Annex I shall strive to implement the commitments mentioned in paragraph 1 above in such a way as to minimize adverse social, environmental and economic impacts on developing country Parties, particularly those identified in Article 4, paragraphs 8 and 9, of the Convention. In line with relevant decisions of the Conference of the Parties on the implementation of those paragraphs, the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall, at its first session, consider what actions are necessary to minimize the adverse effects of climate change and/or the impacts of response measures on Parties referred to in those paragraphs. Among the issues to be considered shall be the establishment of funding, insurance and transfer of technology.

Article 4

1. Any Parties included in Annex I that have reached an agreement to fulfil their commitments under Article 3 jointly, shall be deemed to have met those commitments provided that their total combined aggregate anthropogenic carbon dioxide equivalent emissions of the greenhouse gases listed in Annex A do not exceed their assigned amounts calculated pursuant to their quantified emission limitation and reduction commitments inscribed in Annex B and in accordance with the provisions of Article 3. The respective emission level allocated to each of the Parties to the agreement shall be set out in that agreement.

2. The Parties to any such agreement shall notify the secretariat of the terms of the agreement on the date of deposit of their instruments of ratification, acceptance or approval of this Protocol, or accession thereto. The secretariat shall in turn inform the Parties and signatories to the Convention of the terms of the agreement.

3. Any such agreement shall remain in operation for the duration of the commitment period specified in Article 3, paragraph 7.

4. If Parties acting jointly do so in the framework of, and together with, a regional economic integration organization, any alteration in the composition of the organization after adoption of this Protocol shall not affect existing commitments under this Protocol. Any alteration in the composition of the organization shall only apply for the purposes of those commitments under Article 3 that are adopted subsequent to that alteration.

5. In the event of failure by the Parties to such an agreement to achieve their total combined level of emission reductions, each Party to that agreement shall be responsible for its own level of emissions set out in the agreement.

6. If Parties acting jointly do so in the framework of, and together with, a regional economic integration organization which is itself a Party to this Protocol, each member State of that regional economic integration organization individually, and together with the regional economic integration organization acting in accordance with Article 24, shall, in the event of failure to achieve the total combined level of emission reductions, be responsible for its level of emissions as notified in accordance with this Article.

Article 5

1. Each Party included in Annex I shall have in place, no later than one year prior to the start of the first commitment period, a national system for the estimation of anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of all greenhouse gases not controlled by the Montreal Protocol. Guidelines for such national systems, which shall incorporate the methodologies specified in paragraph 2 below, shall be decided upon by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol at its first session.

2. Methodologies for estimating anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of all greenhouse gases not controlled by the Montreal Protocol shall be those accepted by the Intergovernmental Panel on Climate Change and agreed upon by the Conference of the Parties at its third session. Where such methodologies are not used, appropriate adjustments shall be applied according to methodologies agreed upon by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol at its first session. Based on the work of, *inter alia*, the Intergovernmental Panel on Climate Change and advice provided by the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice, the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall regularly review and, as appropriate, revise such methodologies and adjustments, taking fully into account any relevant decisions by the Conference of the Parties. Any revision to methodologies or adjustments shall be used only for the purposes of ascertaining compliance with commitments under Article 3 in respect of any commitment period adopted subsequent to that revision.

3. The global warming potentials used to calculate the carbon dioxide equivalence of anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of greenhouse gases listed in Annex A shall be those accepted by the Intergovernmental Panel on Climate Change and agreed upon by the Conference of the Parties at its third session. Based on the work of, *inter*

alia, the Intergovernmental Panel on Climate Change and advice provided by the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice, the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall regularly review and, as appropriate, revise the global warming potential of each such greenhouse gas, taking fully into account any relevant decisions by the Conference of the Parties. Any revision to a global warming potential shall apply only to commitments under Article 3 in respect of any commitment period adopted subsequent to that revision.

Article 6

1. For the purpose of meeting its commitments under Article 3, any Party included in Annex I may transfer to, or acquire from, any other such Party emission reduction units resulting from projects aimed at reducing anthropogenic emissions by sources or enhancing anthropogenic removals by sinks of greenhouse gases in any sector of the economy, provided that:

- (a) Any such project has the approval of the Parties involved;
- (b) Any such project provides a reduction in emissions by sources, or an enhancement of removals by sinks, that is additional to any that would otherwise occur;
- (c) It does not acquire any emission reduction units if it is not in compliance with its obligations under Articles 5 and 7; and
- (d) The acquisition of emission reduction units shall be supplemental to domestic actions for the purposes of meeting commitments under Article 3.

2. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol may, at its first session or as soon as practicable thereafter, further elaborate guidelines for the implementation of this Article, including for verification and reporting.

3. A Party included in Annex I may authorize legal entities to participate, under its responsibility, in actions leading to the generation, transfer or acquisition under this Article of emission reduction units.

4. If a question of implementation by a Party included in Annex I of the requirements referred to in this Article is identified in accordance with the relevant provisions of Article 8, transfers and acquisitions of emission reduction units may continue to be made after the question has been identified, provided that any such units may not be used by a Party to meet its commitments under Article 3 until any issue of compliance is resolved.

Article 7

1. Each Party included in Annex I shall incorporate in its annual inventory of anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of greenhouse gases not controlled by the Montreal Protocol, submitted in accordance with the relevant decisions of the Conference of the Parties, the necessary supplementary information for the purposes of

ensuring compliance with Article 3, to be determined in accordance with paragraph 4 below.

2. Each Party included in Annex I shall incorporate in its national communication, submitted under Article 12 of the Convention, the supplementary information necessary to demonstrate compliance with its commitments under this Protocol, to be determined in accordance with paragraph 4 below.

3. Each Party included in Annex I shall submit the information required under paragraph 1 above annually, beginning with the first inventory due under the Convention for the first year of the commitment period after this Protocol has entered into force for that Party. Each such Party shall submit the information required under paragraph 2 above as part of the first national communication due under the Convention after this Protocol has entered into force for it and after the adoption of guidelines as provided for in paragraph 4 below. The frequency of subsequent submission of information required under this Article shall be determined by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol, taking into account any timetable for the submission of national communications decided upon by the Conference of the Parties.

4. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall adopt at its first session, and review periodically thereafter, guidelines for the preparation of the information required under this Article, taking into account guidelines for the preparation of national communications by Parties included in Annex I adopted by the Conference of the Parties. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall also, prior to the first commitment period, decide upon modalities for the accounting of assigned amounts.

Article 8

1. The information submitted under Article 7 by each Party included in Annex I shall be reviewed by expert review teams pursuant to the relevant decisions of the Conference of the Parties and in accordance with guidelines adopted for this purpose by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol under paragraph 4 below. The information submitted under Article 7, paragraph 1, by each Party included in Annex I shall be reviewed as part of the annual compilation and accounting of emissions inventories and assigned amounts. Additionally, the information submitted under Article 7, paragraph 2, by each Party included in Annex I shall be reviewed as part of the review of communications.

2. Expert review teams shall be coordinated by the secretariat and shall be composed of experts selected from those nominated by Parties to the Convention and, as appropriate, by intergovernmental organizations, in accordance with guidance provided for this purpose by the Conference of the Parties.

3. The review process shall provide a thorough and comprehensive technical assessment of all aspects of the implementation by a Party of this Protocol. The expert review teams shall prepare a report to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol, assessing the implementation of the commitments of the Party and identifying any potential problems in, and factors influencing, the fulfilment of commitments. Such

reports shall be circulated by the secretariat to all Parties to the Convention. The secretariat shall list those questions of implementation indicated in such reports for further consideration by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol.

4. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall adopt at its first session, and review periodically thereafter, guidelines for the review of implementation of this Protocol by expert review teams taking into account the relevant decisions of the Conference of the Parties.

5. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall, with the assistance of the Subsidiary Body for Implementation and, as appropriate, the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice, consider:

(a) The information submitted by Parties under Article 7 and the reports of the expert reviews thereon conducted under this Article; and

(b) Those questions of implementation listed by the secretariat under paragraph 3 above, as well as any questions raised by Parties.

6. Pursuant to its consideration of the information referred to in paragraph 5 above, the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall take decisions on any matter required for the implementation of this Protocol.

Article 9

1. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall periodically review this Protocol in the light of the best available scientific information and assessments on climate change and its impacts, as well as relevant technical, social and economic information. Such reviews shall be coordinated with pertinent reviews under the Convention, in particular those required by Article 4, paragraph 2(d), and Article 7, paragraph 2(a), of the Convention. Based on these reviews, the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall take appropriate action.

2. The first review shall take place at the second session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol. Further reviews shall take place at regular intervals and in a timely manner.

Article 10

All Parties, taking into account their common but differentiated responsibilities and their specific national and regional development priorities, objectives and circumstances, without introducing any new commitments for Parties not included in Annex I, but reaffirming existing commitments under Article 4, paragraph 1, of the Convention, and continuing to advance the implementation of these commitments in order to achieve sustainable development, taking into account Article 4, paragraphs 3, 5 and 7, of the Convention, shall:

(a) Formulate, where relevant and to the extent possible, cost-effective national and, where appropriate, regional programmes to improve the quality of local emission factors, activity data and/or models which reflect the socio-economic conditions of each Party for the preparation and periodic updating of national inventories of anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of all greenhouse gases not controlled by the Montreal Protocol, using comparable methodologies to be agreed upon by the Conference of the Parties, and consistent with the guidelines for the preparation of national communications adopted by the Conference of the Parties;

(b) Formulate, implement, publish and regularly update national and, where appropriate, regional programmes containing measures to mitigate climate change and measures to facilitate adequate adaptation to climate change:

- (i) Such programmes would, *inter alia*, concern the energy, transport and industry sectors as well as agriculture, forestry and waste management. Furthermore, adaptation technologies and methods for improving spatial planning would improve adaptation to climate change; and
- (ii) Parties included in Annex I shall submit information on action under this Protocol, including national programmes, in accordance with Article 7; and other Parties shall seek to include in their national communications, as appropriate, information on programmes which contain measures that the Party believes contribute to addressing climate change and its adverse impacts, including the abatement of increases in greenhouse gas emissions, and enhancement of and removals by sinks, capacity building and adaptation measures;

(c) Cooperate in the promotion of effective modalities for the development, application and diffusion of, and take all practicable steps to promote, facilitate and finance, as appropriate, the transfer of, or access to, environmentally sound technologies, know-how, practices and processes pertinent to climate change, in particular to developing countries, including the formulation of policies and programmes for the effective transfer of environmentally sound technologies that are publicly owned or in the public domain and the creation of an enabling environment for the private sector, to promote and enhance the transfer of, and access to, environmentally sound technologies;

(d) Cooperate in scientific and technical research and promote the maintenance and the development of systematic observation systems and development of data archives to reduce uncertainties related to the climate system, the adverse impacts of climate change and the economic and social consequences of various response strategies, and promote the development and strengthening of endogenous capacities and capabilities to participate in international and intergovernmental efforts, programmes and networks on research and systematic observation, taking into account Article 5 of the Convention;

(e) Cooperate in and promote at the international level, and, where appropriate, using existing bodies, the development and implementation of education and training programmes, including the strengthening of national capacity building, in particular human and institutional capacities and the exchange or secondment of personnel to train experts in this field, in particular for developing countries, and facilitate at the national level public awareness of, and public access to information on, climate change. Suitable modalities should be developed to implement these activities through the relevant bodies of the Convention, taking into account Article 6 of the Convention;

(f) Include in their national communications information on programmes and activities undertaken pursuant to this Article in accordance with relevant decisions of the Conference of the Parties; and

(g) Give full consideration, in implementing the commitments under this Article, to Article 4, paragraph 8, of the Convention.

Article 11

1. In the implementation of Article 10, Parties shall take into account the provisions of Article 4, paragraphs 4, 5, 7, 8 and 9, of the Convention.

2. In the context of the implementation of Article 4, paragraph 1, of the Convention, in accordance with the provisions of Article 4, paragraph 3, and Article 11 of the Convention, and through the entity or entities entrusted with the operation of the financial mechanism of the Convention, the developed country Parties and other developed Parties included in Annex II to the Convention shall:

(a) Provide new and additional financial resources to meet the agreed full costs incurred by developing country Parties in advancing the implementation of existing commitments under Article 4, paragraph 1(a), of the Convention that are covered in Article 10, subparagraph (a); and

(b) Also provide such financial resources, including for the transfer of technology, needed by the developing country Parties to meet the agreed full incremental costs of advancing the implementation of existing commitments under Article 4, paragraph 1, of the Convention that are covered by Article 10 and that are agreed between a developing country Party and the international entity or entities referred to in Article 11 of the Convention, in accordance with that Article.

The implementation of these existing commitments shall take into account the need for adequacy and predictability in the flow of funds and the importance of appropriate burden sharing among developed country Parties. The guidance to the entity or entities entrusted with the operation of the financial mechanism of the Convention in relevant decisions of the Conference of the Parties, including those agreed before the adoption of this Protocol, shall apply *mutatis mutandis* to the provisions of this paragraph.

3. The developed country Parties and other developed Parties in Annex II to the Convention may also provide, and developing country Parties avail themselves of, financial resources for the implementation of Article 10, through bilateral, regional and other multilateral channels.

Article 12

1. A clean development mechanism is hereby defined.

2. The purpose of the clean development mechanism shall be to assist Parties not included in Annex I in achieving sustainable development and in contributing to the ultimate objective of the Convention, and to assist Parties included in Annex I in achieving compliance with their quantified emission limitation and reduction commitments under Article 3.

3. Under the clean development mechanism:

(a) Parties not included in Annex I will benefit from project activities resulting in certified emission reductions; and

(b) Parties included in Annex I may use the certified emission reductions accruing from such project activities to contribute to compliance with part of their quantified emission limitation and reduction commitments under Article 3, as determined by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol.

4. The clean development mechanism shall be subject to the authority and guidance of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol and be supervised by an executive board of the clean development mechanism.

5. Emission reductions resulting from each project activity shall be certified by operational entities to be designated by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol, on the basis of:

(a) Voluntary participation approved by each Party involved;

(b) Real, measurable, and long-term benefits related to the mitigation of climate change; and

(c) Reductions in emissions that are additional to any that would occur in the absence of the certified project activity.

6. The clean development mechanism shall assist in arranging funding of certified project activities as necessary.

7. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall, at its first session, elaborate modalities and procedures with the objective of ensuring transparency, efficiency and accountability through independent auditing and verification of project activities.

8. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall ensure that a share of the proceeds from certified project activities is used to cover administrative expenses as well as to assist developing country Parties that are particularly vulnerable to the adverse effects of climate change to meet the costs of adaptation.

9. Participation under the clean development mechanism, including in activities mentioned in paragraph 3(a) above and in the acquisition of certified emission reductions, may involve private and/or public entities, and is to be subject to whatever guidance may be provided by the executive board of the clean development mechanism.

10. Certified emission reductions obtained during the period from the year 2000 up to the beginning of the first commitment period can be used to assist in achieving compliance in the first commitment period.

Article 13

1. The Conference of the Parties, the supreme body of the Convention, shall serve as the meeting of the Parties to this Protocol.

2. Parties to the Convention that are not Parties to this Protocol may participate as observers in the proceedings of any session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol. When the Conference of the Parties serves as the meeting of the Parties to this Protocol, decisions under this Protocol shall be taken only by those that are Parties to this Protocol.

3. When the Conference of the Parties serves as the meeting of the Parties to this Protocol, any member of the Bureau of the Conference of the Parties representing a Party to the Convention but, at that time, not a Party to this Protocol, shall be replaced by an additional member to be elected by and from amongst the Parties to this Protocol.

4. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall keep under regular review the implementation of this Protocol and shall make, within its mandate, the decisions necessary to promote its effective implementation. It shall perform the functions assigned to it by this Protocol and shall:

(a) Assess, on the basis of all information made available to it in accordance with the provisions of this Protocol, the implementation of this Protocol by the Parties, the overall effects of the measures taken pursuant to this Protocol, in particular environmental, economic and social effects as well as their cumulative impacts and the extent to which progress towards the objective of the Convention is being achieved;

(b) Periodically examine the obligations of the Parties under this Protocol, giving due consideration to any reviews required by Article 4, paragraph 2(d), and Article 7, paragraph 2, of the Convention, in the light of the objective of the Convention, the experience gained in its implementation and the evolution of scientific and technological knowledge, and in this respect consider and adopt regular reports on the implementation of this Protocol;

(c) Promote and facilitate the exchange of information on measures adopted by the Parties to address climate change and its effects, taking into account the differing circumstances, responsibilities and capabilities of the Parties and their respective commitments under this Protocol;

(d) Facilitate, at the request of two or more Parties, the coordination of measures adopted by them to address climate change and its effects, taking into account the differing circumstances, responsibilities and capabilities of the Parties and their respective commitments under this Protocol;

(e) Promote and guide, in accordance with the objective of the Convention and the provisions of this Protocol, and taking fully into account the relevant decisions by the Conference of the Parties, the development and periodic refinement of comparable methodologies for the effective implementation of this Protocol, to be agreed on by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol;

(f) Make recommendations on any matters necessary for the implementation of this Protocol;

(g) Seek to mobilize additional financial resources in accordance with Article 11, paragraph 2;

(h) Establish such subsidiary bodies as are deemed necessary for the implementation of this Protocol;

(i) Seek and utilize, where appropriate, the services and cooperation of, and information provided by, competent international organizations and intergovernmental and non-governmental bodies; and

(j) Exercise such other functions as may be required for the implementation of this Protocol, and consider any assignment resulting from a decision by the Conference of the Parties.

5. The rules of procedure of the Conference of the Parties and financial procedures applied under the Convention shall be applied *mutatis mutandis* under this Protocol, except as may be otherwise decided by consensus by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol.

6. The first session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall be convened by the secretariat in conjunction with the first session of the Conference of the Parties that is scheduled after the date of the entry into force of this

Protocol. Subsequent ordinary sessions of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall be held every year and in conjunction with ordinary sessions of the Conference of the Parties, unless otherwise decided by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol.

7. Extraordinary sessions of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall be held at such other times as may be deemed necessary by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol, or at the written request of any Party, provided that, within six months of the request being communicated to the Parties by the secretariat, it is supported by at least one third of the Parties.

8. The United Nations, its specialized agencies and the International Atomic Energy Agency, as well as any State member thereof or observers thereto not party to the Convention, may be represented at sessions of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol as observers. Any body or agency, whether national or international, governmental or non-governmental, which is qualified in matters covered by this Protocol and which has informed the secretariat of its wish to be represented at a session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol as an observer, may be so admitted unless at least one third of the Parties present object. The admission and participation of observers shall be subject to the rules of procedure, as referred to in paragraph 5 above.

Article 14

1. The secretariat established by Article 8 of the Convention shall serve as the secretariat of this Protocol.

2. Article 8, paragraph 2, of the Convention on the functions of the secretariat, and Article 8, paragraph 3, of the Convention on arrangements made for the functioning of the secretariat, shall apply *mutatis mutandis* to this Protocol. The secretariat shall, in addition, exercise the functions assigned to it under this Protocol.

Article 15

1. The Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice and the Subsidiary Body for Implementation established by Articles 9 and 10 of the Convention shall serve as, respectively, the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice and the Subsidiary Body for Implementation of this Protocol. The provisions relating to the functioning of these two bodies under the Convention shall apply *mutatis mutandis* to this Protocol. Sessions of the meetings of the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice and the Subsidiary Body for Implementation of this Protocol shall be held in conjunction with the meetings of, respectively, the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice and the Subsidiary Body for Implementation of the Convention.

2. Parties to the Convention that are not Parties to this Protocol may participate as observers in the proceedings of any session of the subsidiary bodies. When the subsidiary

bodies serve as the subsidiary bodies of this Protocol, decisions under this Protocol shall be taken only by those that are Parties to this Protocol.

3. When the subsidiary bodies established by Articles 9 and 10 of the Convention exercise their functions with regard to matters concerning this Protocol, any member of the Bureaux of those subsidiary bodies representing a Party to the Convention but, at that time, not a party to this Protocol, shall be replaced by an additional member to be elected by and from amongst the Parties to this Protocol.

Article 16

The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall, as soon as practicable, consider the application to this Protocol of, and modify as appropriate, the multilateral consultative process referred to in Article 13 of the Convention, in the light of any relevant decisions that may be taken by the Conference of the Parties. Any multilateral consultative process that may be applied to this Protocol shall operate without prejudice to the procedures and mechanisms established in accordance with Article 18.

Article 17

The Conference of the Parties shall define the relevant principles, modalities, rules and guidelines, in particular for verification, reporting and accountability for emissions trading. The Parties included in Annex B may participate in emissions trading for the purposes of fulfilling their commitments under Article 3. Any such trading shall be supplemental to domestic actions for the purpose of meeting quantified emission limitation and reduction commitments under that Article.

Article 18

The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall, at its first session, approve appropriate and effective procedures and mechanisms to determine and to address cases of non-compliance with the provisions of this Protocol, including through the development of an indicative list of consequences, taking into account the cause, type, degree and frequency of non-compliance. Any procedures and mechanisms under this Article entailing binding consequences shall be adopted by means of an amendment to this Protocol.

Article 19

The provisions of Article 14 of the Convention on settlement of disputes shall apply *mutatis mutandis* to this Protocol.

Article 20

1. Any Party may propose amendments to this Protocol.
2. Amendments to this Protocol shall be adopted at an ordinary session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol. The text of

any proposed amendment to this Protocol shall be communicated to the Parties by the secretariat at least six months before the meeting at which it is proposed for adoption. The secretariat shall also communicate the text of any proposed amendments to the Parties and signatories to the Convention and, for information, to the Depositary.

3. The Parties shall make every effort to reach agreement on any proposed amendment to this Protocol by consensus. If all efforts at consensus have been exhausted, and no agreement reached, the amendment shall as a last resort be adopted by a three-fourths majority vote of the Parties present and voting at the meeting. The adopted amendment shall be communicated by the secretariat to the Depositary, who shall circulate it to all Parties for their acceptance.

4. Instruments of acceptance in respect of an amendment shall be deposited with the Depositary. An amendment adopted in accordance with paragraph 3 above shall enter into force for those Parties having accepted it on the ninetieth day after the date of receipt by the Depositary of an instrument of acceptance by at least three fourths of the Parties to this Protocol.

5. The amendment shall enter into force for any other Party on the ninetieth day after the date on which that Party deposits with the Depositary its instrument of acceptance of the said amendment.

Article 21

1. Annexes to this Protocol shall form an integral part thereof and, unless otherwise expressly provided, a reference to this Protocol constitutes at the same time a reference to any annexes thereto. Any annexes adopted after the entry into force of this Protocol shall be restricted to lists, forms and any other material of a descriptive nature that is of a scientific, technical, procedural or administrative character.

2. Any Party may make proposals for an annex to this Protocol and may propose amendments to annexes to this Protocol.

3. Annexes to this Protocol and amendments to annexes to this Protocol shall be adopted at an ordinary session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol. The text of any proposed annex or amendment to an annex shall be communicated to the Parties by the secretariat at least six months before the meeting at which it is proposed for adoption. The secretariat shall also communicate the text of any proposed annex or amendment to an annex to the Parties and signatories to the Convention and, for information, to the Depositary.

4. The Parties shall make every effort to reach agreement on any proposed annex or amendment to an annex by consensus. If all efforts at consensus have been exhausted, and no agreement reached, the annex or amendment to an annex shall as a last resort be adopted by a three-fourths majority vote of the Parties present and voting at the meeting. The adopted annex or amendment to an annex shall be communicated by the secretariat to the Depositary, who shall circulate it to all Parties for their acceptance.

5. An annex, or amendment to an annex other than Annex A or B, that has been adopted or amended in accordance with paragraphs 3 and 4 above shall enter into force for all Parties to this Protocol six months after the date of the communication by the Depositary to such Parties of the adoption of the annex or adoption of the amendment to the annex, except for those Parties that have notified the Depositary, in writing, within that period of their non-acceptance of the annex or amendment to the annex. The annex or amendment to an annex shall enter into force for Parties which withdraw their notification of non-acceptance on the ninetieth day after the date on which withdrawal of such notification has been received by the Depositary.

6. If the adoption of an annex or an amendment to an annex involves an amendment to this Protocol, that annex or amendment to an annex shall not enter into force until such time as the amendment to this Protocol enters into force.

7. Amendments to Annexes A and B to this Protocol shall be adopted and enter into force in accordance with the procedure set out in Article 20, provided that any amendment to Annex B shall be adopted only with the written consent of the Party concerned.

Article 22

1. Each Party shall have one vote, except as provided for in paragraph 2 below.

2. Regional economic integration organizations, in matters within their competence, shall exercise their right to vote with a number of votes equal to the number of their member States that are Parties to this Protocol. Such an organization shall not exercise its right to vote if any of its member States exercises its right, and vice versa.

Article 23

The Secretary-General of the United Nations shall be the Depositary of this Protocol.

Article 24

1. This Protocol shall be open for signature and subject to ratification, acceptance or approval by States and regional economic integration organizations which are Parties to the Convention. It shall be open for signature at United Nations Headquarters in New York from 16 March 1998 to 15 March 1999. This Protocol shall be open for accession from the day after the date on which it is closed for signature. Instruments of ratification, acceptance, approval or accession shall be deposited with the Depositary.

2. Any regional economic integration organization which becomes a Party to this Protocol without any of its member States being a Party shall be bound by all the obligations under this Protocol. In the case of such organizations, one or more of whose member States is a Party to this Protocol, the organization and its member States shall decide on their respective responsibilities for the performance of their obligations under this Protocol. In such cases, the organization and the member States shall not be entitled to exercise rights under this Protocol concurrently.

3. In their instruments of ratification, acceptance, approval or accession, regional economic integration organizations shall declare the extent of their competence with respect to the matters governed by this Protocol. These organizations shall also inform the Depositary, who shall in turn inform the Parties, of any substantial modification in the extent of their competence.

Article 25

1. This Protocol shall enter into force on the ninetieth day after the date on which not less than 55 Parties to the Convention, incorporating Parties included in Annex I which accounted in total for at least 55 per cent of the total carbon dioxide emissions for 1990 of the Parties included in Annex I, have deposited their instruments of ratification, acceptance, approval or accession.

2. For the purposes of this Article, "the total carbon dioxide emissions for 1990 of the Parties included in Annex I" means the amount communicated on or before the date of adoption of this Protocol by the Parties included in Annex I in their first national communications submitted in accordance with Article 12 of the Convention.

3. For each State or regional economic integration organization that ratifies, accepts or approves this Protocol or accedes thereto after the conditions set out in paragraph 1 above for entry into force have been fulfilled, this Protocol shall enter into force on the ninetieth day following the date of deposit of its instrument of ratification, acceptance, approval or accession.

4. For the purposes of this Article, any instrument deposited by a regional economic integration organization shall not be counted as additional to those deposited by States members of the organization.

Article 26

No reservations may be made to this Protocol.

Article 27

1. At any time after three years from the date on which this Protocol has entered into force for a Party, that Party may withdraw from this Protocol by giving written notification to the Depositary.

2. Any such withdrawal shall take effect upon expiry of one year from the date of receipt by the Depositary of the notification of withdrawal, or on such later date as may be specified in the notification of withdrawal.

3. Any Party that withdraws from the Convention shall be considered as also having withdrawn from this Protocol.

Article 28

The original of this Protocol, of which the Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish texts are equally authentic, shall be deposited with the Secretary-General of the United Nations.

DONE at Kyoto this eleventh day of December one thousand nine hundred and ninety-seven.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorized to that effect, have affixed their signatures to this Protocol on the dates indicated.

Annex A

Greenhouse gases

Carbon dioxide (CO₂)
Methane (CH₄)
Nitrous oxide (N₂O)
Hydrofluorocarbons (HFCs)
Perfluorocarbons (PFCs)
Sulphur hexafluoride (SF₆)

Sectors/source categories

Energy

- Fuel combustion
 - Energy industries
 - Manufacturing industries and construction
 - Transport
 - Other sectors
 - Other
- Fugitive emissions from fuels
 - Solid fuels
 - Oil and natural gas
 - Other

Industrial processes

- Mineral products
- Chemical industry
- Metal production
- Other production
- Production of halocarbons and sulphur hexafluoride
- Consumption of halocarbons and sulphur hexafluoride
- Other

Solvent and other product use

Agriculture

- Enteric fermentation
- Manure management
- Rice cultivation
- Agricultural soils
- Prescribed burning of savannas
- Field burning of agricultural residues
- Other

Waste

Solid waste disposal on land

Wastewater handling

Waste incineration

Other

Annex B

<u>Party</u>	<u>Quantified emission limitation or reduction commitment</u> (percentage of base year or period)
Australia	108
Austria	92
Belgium	92
Bulgaria*	92
Canada	94
Croatia*	95
Czech Republic*	92
Denmark	92
Estonia*	92
European Community	92
Finland	92
France	92
Germany	92
Greece	92
Hungary*	94
Iceland	110
Ireland	92
Italy	92
Japan	94
Latvia*	92
Liechtenstein	92
Lithuania*	92
Luxembourg	92
Monaco	92
Netherlands	92
New Zealand	100
Norway	101
Poland*	94
Portugal	92
Romania*	92
Russian Federation*	100
Slovakia*	92
Slovenia*	92
Spain	92
Sweden	92
Switzerland	92
Ukraine*	100
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	92
United States of America	93

* Countries that are undergoing the process of transition to a market economy.

付録 2 京都議定書（邦訳）

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書
（仮訳）

1997年12月採択

気候変動に関する国際連合枠組条約京都議定書

本議定書の締約国は、
気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）の締約国として、
条約第2条に定められた条約の究極的な目的を達するために、
条約を想起し、
条約第3条の規定を指針とし、
条約の締約国会議の決定第1号（第1回会合）により採択されたベルリン・マンドートに従って、
次のとおり協定した。

第1条

この議定書の適用上、条約第1条の定義に加えて、

1. 「締約国会議」とは、条約の締約国会議をいう。
2. 「条約」とは、1992年5月9日にニューヨークで採択された気候変動に関する国際連合枠組条約をいう。
3. 「気候変動に関する政府間パネル」とは、1988年に世界気象機関及び国際連合環境計画が共同で設置した気候変動に関する政府間パネルをいう。
4. 「モントリオール議定書」とは、1987年9月16日にモントリオールで採択され、その後調整され及び改正されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書をいう。
5. 「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。
6. 「締約国」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、この議定書の締約国をいう。
7. 「附属書Iに掲げる締約国（以下「附属書Iの締約国」という。）」とは、条約附属書I（その最新のもの）に掲げる締約国又は条約第4条（2g）に基づいて通告を行った締約国をいう。

第2条

1. 各附属書Iの締約国は、次条に基づく排出の抑制

及び削減に関する数量化された約束の達成に当たり持続可能な開発を促進するため、次のことを行う。

- (a) 自国の状況に基づき、以下のような政策及び措置を実施し又は更に定めること。
 - (i) 自国の経済の関連部門におけるエネルギー効率の向上
 - (ii) 関連する国際的な環境に関する取極に基づく約束を考慮に入れた温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の吸収源及び貯蔵庫の保護及び強化並びに持続可能な森林経営の措置、植林及び再植林の促進
 - (iii) 気候変動に関する考慮に照らした農業の持続可能な形態の促進
 - (iv) エネルギー、二酸化炭素隔離技術並びに革新的な環境上適正な技術に関する新規のかつ更新可能な形態について研究し、促進し、開発し及び利用を拡大すること
 - (v) すべての温室効果ガス排出部門における市場の不完全性、内国税及び関税の免除生日に補助金であって条約の目的に反するものの漸進的削減又は段階的廃止並びに市場的手段の適用
 - (vi) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の排出を抑制し又は削減する政策及び措置を促進を目的とする関連部門における適切な改革の奨励
 - (vii) 運輸部門における温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の排出を抑制し又は削減する措置
 - (viii) 廃棄物の処理並びにエネルギーの生産、輸送及び配分における回収及び使用を通じたメタンの排出の抑制又は削減
 - (b) 条約第4条2(e)(i)の規定に従い、この条の規定により採用される政策及び措置の個別及び共同での効果を高めるため、他の附属書Iの締約国は、そのような政策及び措置に関する経験を共有し及び情報を交換する措置をとる（政策及び処置の比較可能性、透明性及び効果を改善する方法の開発を含む。）。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第1回会合において又はその後できる限り速やかに、すべての関連する情報を考慮して、そのような協力を促進する方法について検討する。
2. 附属書Iの締約国は、国際民間航空機関及び国際海洋機関を通じて作業することにより、航空機および船舶用の燃料からの温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の排出の抑制又は削減を追求する。
 3. 附属書Iの締約国は、条約第3条の規定を考慮して、悪影響（気候変動の悪影響、国際貿易への影響並びに他の締約国（特に開発途上国とりわけ条約第4条の8及び9の規定において特定されている国への社会、環境及び経済に及ぼす影響を含

む。)を最小限にするような方法で、この条に基づく政策及び措置を実施するよう努める。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、適当な場合には、3の規定の実施を促進するため追加の措置をとることができる。

4. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、異なる国内状況及び潜在的な影響を考慮して、1(a)の政策及び措置を調整することが有益であると決定する場合には、当該政策及び措置の調整について定める方法及び手段について検討する。

第3条

1. 附属書Iの締約国は、附属書Aに掲げる温室効果ガスの二酸化炭素相当による合計の人為的な排出量(附属書Iの締約国全体によるもの)を2008年から2012年までの約束期間中に1990年の水準より少なくとも5%削減することを目的として、個別又は共同して、当該ガスの二酸化炭素相当による合計の人為的な排出量が、附属書Bに記載する排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に従って並びにこの条の規定に従って割当量を越えないことを確保する。
2. 附属書Iの締約国は、2005年までに、この議定書に基づく約束の達成について明らかな前進を示す。
3. 直接に人に起因する土地利用の変化及び林業に係る活動(1990年以降の植林、再植林及び森林伐採に限る。)に起因する温室効果ガスの発生源からの排出の量及び吸収源による除去の純変化(各約束期間における炭素蓄積の検証可能な変化量として計測されるもの)は、各附属書Iの締約国がこの条の規定に基づく約束を履行するために用いられる。これらの活動に関連する温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去については、第7条及び8条の規定に従って、透明かつ検証可能な方法で報告しおよび検討する。
4. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第1回会合に先立ち、各附属書Iの締約国は、科学上及び技術上の助言に関する補助機関による検討のため、1990年における炭素蓄積の水準を定め、及びその後の年における炭素蓄積の変化に関する見積りを可能とするための資料を提供する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第1回会合において又はその後できる限り速やかに、不確実性、報告の透明性、検証可能性、気候変動に関する政府間パネルによる方法論に関する作業、第5条の規定に従って科学上及び技術上の助言に関する補助機関から提供される助言並びに締約国会議の決定を考慮に入れて、農業用土壌並びに土地利用の変化及び林業に係る部門における温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去の変化に関連する人に起因するいずれかの追加的活動を、どのように附属書Iの締約国の割当量に加え又は当該割当量から減ずるかについての方法、規則及び指針

について決定する。このような決定は、2回目及びその後の約束期間について適用する。締約国は、人に起因する追加的活動が1990年以降に行われたものである場合には、これらの活動に関する当該決定を1回目の約束期間について適用することを選択することができる。

5. 附属書Iの締約国のうち市場経済への移行の過程にあるものであってその基準となる年又は期間が締約国会議の第2回会合の決定第9号(第2回会合)によって定められている国は、この条の規定に基づく約束の履行のために当該基準となる年又は期間を用いる。附属書Iの締約国のうち市場経済への移行の過程にある他の締約国であって条約第12条の規定に基づく1回目の国内情報を送付していない国も、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に対して、この条の規定に基づく約束の履行のために1990年以外の過去の基準となる年又は期間を用いる意図を有する旨を通告することができる。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、このような通告の受諾について決定する。
6. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、条約第4条6の規定を考慮して、附属書Iの締約国のうち市場経済への移行の過程にあるものによるこの議定書に基づく約束(この条の規定に基づくものを除く。)の履行については、ある程度の弾力的適用を認めるものとする。
7. 排出の抑制及び削減に関する数量化された1回目の約束期間(2008年から2012年まで)においては、各附属書Iの締約国に割当量は、1990年又は5の規定に従って決定される基準となる年若しくは期間における附属書Aに掲げる温室効果ガスの二酸化炭素相当による合計の人為的な排出量に附属書Bに記載する百分率を乗じたものに5を乗じて得た値に等しいものとする。土地利用の変化及び林業が1990年に温室効果ガスの排出の純発生源を成す附属書Iの締約国は、1990年における二酸化炭素相当による合計の人為的な発生源による排出の量から吸収源による除去の量を減じたものを含める。
8. 附属書Iの締約国は、7に規定する算定上、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、及び六フッ化硫黄の基準となる年として1995年を用いることができる。
9. 附属書Iの締約国のその後の期間に係る約束については、第21条7の規定に従って採択される附属書Bの改正において決定する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、遅くとも1に定める1回目の約束期間が満了する7年前までに当該約束の検討を開始する。
10. 第6条又は第17条の規定に基づいて1の締約国が他の締約国から取得する排出削減単位又は割当量の一部については、取得を行う締約国の割当量に加える。

11. 第6条又は第17条の規定に基づいて1の締約国が他の締約国に移転する排出削減単位や割当量の一部については、移転を行う締約国の割当量から減ずる。
12. 第12条の規定に基づいて1の締約国が他の締約国から取得する認証された排出の削減の量については、取得を行う締約国の割当量に加える。
13. 1の附属書Iの締約国の約束期間における排出量がこの条に基づく割当量より少ない場合には、その差については、当該締約国の要請により、その後の約束期間における当該締約国の割当量に加える。
14. 各附属書Iの締約国は、開発途上締約国（特に条約第4条の8及び9の規定において特定される国）への社会、環境及び経済に及ぼす悪影響を最小限にするような方法で、1に規定する約束を履行するよう努める。条約第4条の8及び9の規定の実施に関する締約国会議における関連する決定に従い、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第1回会合において、条約第4条の8及び9に規定する締約国に対する気候変動の悪影響又は対応措置による影響を最小限にするためとるべき措置について検討する。検討すべき問題には、基金供与、保険及び技術移転に関する決定を含める。

第4条

1. 前条の規定に基づく約束を共同で履行することについて合意に達した附属書Iの締約国は、附属書Aに掲げる温室効果ガスの二酸化炭素相当による合計の人為的な排出量の当該締約国の総計が、附属書Bに記載する排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に従って、かつ、前条の規定に従って算定された当該締約国の割当量の総計を超えない場合には、約束を履行したものとする。当該合意に達した各締約国に割り当てられる水準は、当該合意において規定される。
2. 1の合意に達した締約国は、この議定書の批准書、受諾書若しくは承認書又はこの議定書への加入書を寄託する日に、事務局に対し当該合意の条件を通報する。事務局は、当該合意の条件を条約の締約国及び署名国に通報する。
3. 1の合意は、前条7に定める約束期間の間、実施される。
4. 締約国が地域的な経済統合のための機関の枠組みにおいて、かつ、当該期間と共同して行動する場合には、この議定書の採択の後に行われる当該機関の構成のいかなる変更も、この議定書に基づく既存の約束に影響を及ぼさない。当該機関の構成のいかなる変更も、その変更の後に行われる前条の規定に基づく約束のみ適用される。

5. 1の合意に達した締約国が当該締約国の排出削減水準の総計を達成することができない場合には、当該合意に達した各締約国は、当該合意に規定する自国の排出の水準について責任を負う。
6. 締約国がこの議定書の締約国である地域的な経済統合の為の機関の枠組みにおいて、かつ、当該機関と共同して行動する場合において、排出削減水準の総計を達成することができないときは、当該機関の各構成国は、個別に及び第24条の規定に従って行動する当該機関と共に、この条の規定に従って通報した自国の排出の水準について責任を負う。

第5条

1. 各附属書Iの締約国は、遅くとも1回目の約束期間の開始の1年前までに、温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）について、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去について見積りを行うための国内制度を設ける。当該国内制度のための指針（2に規定する方法を含む。）は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第1回会合において決定する。
2. 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）について、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去について見積りを行うための方法は、気候変動に関する政府間パネルによって受諾され、締約国会議の第3回会合において合意されたものとする。当該方法を使用しない場合には、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第1回会合において合意される方法に従って適切な調整を行う。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、特に気候変動に関する政府間パネルの作業並びに科学上及び技術上の助言に関する補助機関によって行われる助言に基づき、締約国会議による関連する決定を十分に考慮して、当該方法及び調整について定期的に検討し、適当な場合には、修正する。修正された方法又は調整は、その修正の後に採択される約束期間について、第3条の規定に基づく約束の履行を確認するためにのみ用いられる。
3. 附属書Aに掲げる温室効果ガスの発生源による人為的な排出及び吸収源による除去の二酸化炭素相当量を算定するために用いられる地球を温暖化させる潜在能力の度合は、気候変動に関する政府間パネルが受諾し、締約国会議の第3回会合において合意されたものとする。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、特に気候変動に関する政府間パネルの作業並びに科学上及び技術上の助言に関する補助機関によって行われる助言に基づき、締約国会議による関連する決定を十分に考慮して、附属書Aに掲げる各温室効果ガスの地球を温暖化させる潜在能力の度合を定期的に検討し、適当な場合には、修正する。修正された地球を温暖化させる潜在能力の度合は、そ

の修正の後に採択される約束期間について、第3条規定に基づく約束にのみ適用される。

第6条

1. 第3条の規定に基づく約束を履行するため、附属書Iの締約国は、経済部門における温室効果ガスの発生源による人為的な排出を削減すること又は吸収源による人為的な除去を強化することを目的とする事業によって生ずる排出削減単位を、次のことを条件として、他の附属書Iの締約国に移転し又は他の附属書Iの締約国から取得することができる。
 - (a) 当該事業が関係締約国の承認を得ていること。
 - (b) 当該事業が、発生源による排出の削減又は吸収源による除去の強化をもたらすものであること。この削減又は強化は、当該事業を行わなかった場合に生ずるものに対して追加的なものとする。
 - (c) 附属書Iの締約国が前条及び次条の規定に基づく義務を履行していない場合には、排出削減単位を取得しないこと。
 - (d) 排出削減単位の取得が第3条の規定に基づく約束を履行するための国内的な行動を補足するものであること。
2. この議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議は、第1回会合において又はその後できる限り速やかに、この条の規定の実施のための指針（検証及び報告を含む。）を更に定めることができる。
3. 附属書Iの締約国は、自己の責任において、法人がこの条の規定に基づく排出削減単位の発生、移転又は取得につながる行動に参加することを承認することができる。
4. この条に規定する要件を附属書Iの締約国が履行することに関する問題が第8条の関連規定に従って明らかにされる場合には、当該問題が明らかにされた後も排出削減単位の移転及び取得を継続することができる。ただし、締約国は、履行に関する問題が解決されるまで、第3条の規定に基づく約束を履行するために当該排出削減単位を用いてはならない。

第7条

1. 各附属書Iの締約国は、締約国会議の関連する決定に従って提出される、温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の年間目録に、4の規定に従って決定される補足的情報であって第3条の規定に従うことを確保するために必要なものを含める。
2. 各附属書Iの締約国は、条約第12条の規定に基づいて提出する国内情報に、4の規定に従って決定される補足的情報であってこの議定書に基づく約束の履行を明らかに示すために必要なものを含め

る。

3. 各附属書Iの締約国は、1の規定によって必要とされる情報を、この議定書が自国について効力を生じた後の約束期間の1年目に条約に基づいて提出されるべき目録を最初のものとして、毎年提出する。当該各締約国は、2の規定によって必要とされる情報を、この議定書が自国について効力を生じ4に規定する指針が採択された後に条約に基づいて送付されるべきの最初の国内情報の一部として、提出する。この条の規定によって必要とされる情報のその後の提出の頻度は、締約国会議が決定する国内情報の送付の予定を考慮して、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議で決定する。
4. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、締約国会議が採択した附属書Iの締約国による国内情報の作成のための指針を考慮して、第1回会合において、この条によって必要とされる情報の作成のための指針を採択し、その後定期的に検討する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、1回目の約束期間に先立ち、割当量の審査方法を決定する。

第8条

1. 各附属書Iの締約国が前条の規定に基づいて提出する情報は、締約国会議の関連する決定に従い、かつ、4の規定に基づきこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす契約国会議がこのために採択する指針に従い、専門家による検討班によって検討される。附属書Iの締約国が前条1の規定に基づいて提出する情報は、排出の目録及び割当量に関するの毎年の取りまとめ及び審査の一部として検討される。更に、各附属書Iの締約国が前条2の規定に基づいて送付する情報は、情報の検討の一部として検討される。
2. 専門家による検討班は、事務局によって調整され、締約国会議がこのために規定する指導に従い、条約の締約国及び適当な場合には政府間機関によって指名される者の中から選出される専門家によって構成する。
3. 検討の過程においては、締約国によるこの議定書の実施状況に関するあらゆる側面について十分かつ包括的な技術的評価を行う。専門家による検討班は、当該締約国の約束の履行状況を評価し、並びに約束の履行に関する潜在的な問題及び約束の履行に影響を及ぼす要因を明らかにして、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に対する報告書を作成する。当該報告書は、事務局により条約のすべての締約国に配布される。事務局は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議により更に検討するため、当該報告書に記載された実施上の問題を列記する。
4. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第1回会合において、締約国会議

の関連する決定を考慮して、専門家による検討班によるこの議定書の実施状況を検討するための指針を採択し、その後定期的に検討する。

5. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、実施に関する補助機関並びに適当な場合には科学上及び技術上の助言に関する補助機関の支援を得て、次のことについて検討する。
 - (a) 前条に基づいて締約国が提出する情報及び当該情報に関しこの条の規定に基づいて行われる専門家による検討に関する報告書
 - (b) 3の規定に基づいて事務局が列記する実施上の問題及び締約国が提起する問題
6. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、5に規定する情報の検討に従って、この議定書の実施に必要とされる問題について決定を行う。

第9条

1. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、気候変動及びその影響に関する入手可能な最良の科学的な情報及び評価並びに関連する技術上、社会上及び経済上の情報に照らして、この議定書を定期的に検討する。このような検討は、条約に基づく関連する検討（特に条約の第4条2(d)及び第7条2(a)の規定によって必要とされる検討）と調整する。これらの検討に基づき、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、適当な措置をとる。
2. 1回目の検討については、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第2回会合において行う。その後の検討については、一定の間隔でかつ時宜を得た方法で行う。

第10条

すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任並、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮し、附属書1の締約国以外の約束を導入することなしに、条約第4条1の規定に基づく既存の約束を再確認し及び持続可能な開発を達成するためにこれらの約束の履行を引き続き促進し、並びに条約第4条3、5及び7の規定を考慮して、次のことを行う。

- (a) 締約国会議が合意する比較可能な方法を用い、及び締約国会議が採択する国内情報の作成の指針に従い、温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）について、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の目録を作成し及び定期的に更新するため、各締約国の社会経済的状況を反映する当該締約国の排出の要因、活動に関する資料又はモデルの質を向上させる費用効果の大きい自国の（適当な場合には地域の）計画を、適当な場合において可能な限り、作成すること。

- (b) 気候変動を緩和するための措置及び気候変動に対する適応を容易にするための措置を含む自国の（適当な場合には地域の）計画を作成し、実施し、公表及び定期的に更新すること。

- (i) 当該計画は、特に、エネルギー、運輸及び工業の部門並びに農業、林業及び廃棄物の処理に関するものであること。更に、国土計画を改善するための適応の技術及び方法は、気候変動への適応を向上させるものであること。

- (ii) 附属書1の締約国は、第7条の規定に従い、この議定書に基づく行動に関する情報（自国の計画を含む。）提出すること。他の締約国は、国内情報の中に、適当な場合には、気候変動及びその悪影響についての検討に資すると当該締約国が認める措置（温室効果ガスの排出の増加の抑制、吸収源の強化及び吸収源による除去、能力の開発並びに適応措置を含む。）を内容とする計画に関する情報を含めるよう努めること。

- (c) 特に開発途上国に対する気候変動に関連する環境上適正な技術、ノウハウ、措置及び手続（公的に所有し又は公的範囲にある環境上適正な技術を効果的に移転するための政策及び計画を作成し並びに民間部門のために環境上適正な技術の移転及び取得の機会の促進及び強化を可能とする環境を創出することを含む。）を開発し、適用し普及させるための効果的な方法の促進について協力し、並びに適当な場合には当該技術、ノウハウ、措置及び手続の移転又は取得の機会の提供について、促進し、容易にし及び資金を供与するための実施可能なすべての措置をとること。

- (d) 条約第5条の規定を考慮し、気候系、気候変動の悪影響並びに種々の対応戦略の経済的及び社会的影響に関する不確実性を減少させるため、科学的及び技術的研究に協力し、組織的観測の制度及び資料の保管制度の整備の維持及び発展を促進し並びに研究及び組織的観測に関する国際的な及び政府間の努力、計画及び協力網に参加するための固有の能力の開発及び強化を促進すること。

- (e) 教育訓練事業の計画（自国の能力（特に人的及び制度能力）の開発の強化及び教育訓練専門家を養成する者の、特に開発途上国のための、交流又は派遣に関する者を含む。）の作成及び実施について、国際的に及び適当な場合には既存の団体を活用して、協力し及び促進すること並びに国内的な規模で気候変動に関する啓発及び情報の公開を円滑にすること。条約第6条の規定を考慮し、これらの活動を実施するため適切な方法は、条約の関連機関を通じて作成されるべきである。

- (f) 締約国会議の関連する決定に従い、国内情報の中にこの規定に基づいて行われる計画および活動に関する情報を含めること。

- (g) この条の規定に基づく約束の履行に当たり、条約第4条8の規定について十分な考慮を払うこと。

第11条

1. 締約国は、前条の規定の実施に当たり、条約第4条4、5、7、8及び9の規定について十分考慮を払う。
2. 条約附属書Ⅱに掲げる先進締約国は、条約第4条1の規定の実施に関し、条約の第4条3及び第11条の規定に従い、及び条約の資金供与の制度の運営を委託された組織を通じて、次のことを行う。
 - (a) 開発途上締約国が前条(a)の規定において対象とされている条約第4条1(a)の規定に基づく既存の約束の履行を促進するために負担するすべての合意された費用に充てるため、新規のかつ追加的な資金を供与すること。
 - (b) 前条の規定の対象とされている条約第4条1の既存の約束であって、開発途上締約国と条約第11条に規定する国際的組織との間で合意するものの履行を促進するためのすべての合意された増加費用を負担するために開発途上締約国が必要とする新規のかつ追加的な資金(技術移転のためのものを含む。)を前条の規定に従って供与すること。

これらの既存の約束の履行に当たっては、資金の流れの妥当性及び予測可能性が必要であること並びに先進締約国との間の適当な責任分担が重要であることについて考慮を払う。締約国会議による関連する決定(この議定書の採択前に合意されたものを含む。)における条約の資金供与の制度の運営を委託された組織に対する指導は、この2の規定について準用する。

3. 附属書Ⅱに掲げる先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、前条の規定を実施するための資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。

第12条

1. クリーンな開発の制度についてここに定める。
2. クリーン開発の制度は、附属書Ⅰの締約国以外の締約国が持続可能な開発を達成し及び条約の究極的な目的に貢献することを支援すること並びに附属書Ⅰの締約国が第3条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の履行の達成を支援することを目的とする。
3. クリーン開発の制度の下で、
 - (a) 附属書Ⅰの締約国以外の締約国は、認証された排出の削減をもたらす事業活動により利益を得る。
 - (b) 附属書Ⅰの締約国は、第3条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の一部の履行に資するため、(a)の事業活動から生ずる認証された排出の削減量をこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国

会議が決定するところに従って用いることができる。

4. クリーンな開発の制度は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の権限及び指導に従い並びにクリーンな開発の制度の理事会により監督される。
5. 各事業活動により生ずる排出の削減量は、次のことを基礎として、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議により指定される運営組織により認証される。
 - (a) 各関係締約国によって同意された自発的参加
 - (b) 気候変動の緩和に関連する実質的、測定可能かつ長期的な利益
 - (c) 認証された事業活動がない場合に生ずる排出量の削減に追加的に生ずるもの
6. クリーンな開発の制度は、必要に応じて、認証された事業活動への資金供与の措置を支援する。
7. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第1回会合において、事業活動の検査及び検証を独立して行うことを通じて透明性、効率性及び責任を確保することを目的として方法及び手続きを定める。
8. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、認証された事業活動からの収益の一部が運営経費を支弁するため及び気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払を支援するために用いられることを確保する。
9. クリーンな開発の制度の下での参加(3(a)に規定する活動及び認証された排出の削減量の取得への参加を含む。)には、民間の又は公的な組織を含めることができるものとし、及びクリーンな開発の制度の理事会が定める方針に従う。
10. 2000年から1回目の約束期間の開始までの間に取得された認証された排出の削減量は、1回目の約束期間における履行の達成を支援するために利用することができる。

第13条

1. 条約の最高機関である締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。
2. 条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす場合には、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみによって行われる。

3. 締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす場合には、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国でないものを代表する締約国会議事務局の構成国は、この議定書の締約国によりこの議定書の締約国の間で選出する追加的な構成員に交代する。
4. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の実施状況を定期的に検討するものとし、その権限の範囲内で、その効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書により課された任務を遂行し、及び次のことを行う。
 - (a) この議定書により利用が可能となるすべての情報に基づき、締約国によるこの議定書の実施状況、この議定書に基づいてとられる措置の全般的な影響（特に環境、経済及び社会に及ぼす影響並びにこれらの累積的な影響）及び条約の目的の達成に向けての進捗状況を評価すること。
 - (b) 条約の第4条2(d)及び第7条2に規定する検討に妥当な考慮を払い、条約の目的、条約の実施により得られた経験並びに科学上及び技術上の知識の進展に照らして、この議定書に基づく締約国の義務について定期的に検討すること。このため、この議定書の実施状況に関する定期的な報告書を検討し及び採択すること。
 - (c) 締約国の様々な事情、責任及び能力並びにこの議定書に基づくそれぞれの締約国の約束を考慮して、気候変動及びその影響に対処するために締約国が採用する措置に関する情報の交換を促進し及び円滑にすること。
 - (d) 2以上の締約国の要請に応じ、締約国の様々な事情、責任及び能力並びにこの議定書に基づくそれぞれの締約国の約束を考慮して、気候変動及びその影響に対処するためにそれらの締約国が採用する措置の調整を円滑にすること。
 - (e) この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が合意することとなっているこの議定書の効果的な実施のための比較可能な方法について、その開発及び定期的な改善を、条約の目的及びこの議定書の規定に従い、また、締約国会議による関連する決定を十分に考慮して、促進し及び指導すること。
 - (f) この議定書の実施に必要な事項に関する勧告を行うこと。
 - (g) 第11条2に従って追加的な資金が供与されるよう努めること。
 - (h) この議定書の実施に必要なと認められる補助機関を設置すること。
 - (i) 適切な場合には、能力を有する国際機関及び政府間及び民間の団体による役務、協力及び情報の提供を求め及び利用すること。
 - (j) その他この議定書の実施のために必要な任務を遂行し及び締約国会議の決定により課される任務について検討すること。
5. 締約国会議の手續及び条約の下で適用される財政手續は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議がコンセンサス方式により別段の決定を行う場合を除くほか、この議定書の下で準用される。
6. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第1回会合は、この議定書の効力発生の日の後に予定されている締約国会議の最初の会合と併せて事務局が召集する。その後は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の通常会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を初締約国会議が別段の決定を行わない限り、締約国会議の通常会合と併せて毎年開催する。
7. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の特別会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後6ヶ月以内に締約国の少なくとも3分の1がその要請を支持するときに開催する。
8. 国際連合、その専門機関、国際原子力機関及びこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであって条約の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この議定書の対象とされている事項について認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは民間のものいずれであるかを問わない。）であって、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の3分の1以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、5の手續規則に従う。

第14条

1. 条約第8条の規定によって設置された事務局は、この議定書の事務局としての役割を果たす。
2. 事務局の任務に関する条約第8条2の規定及び事務局の任務の遂行のための措置に関する条約第8条3の規定は、この議定書について準用する。更に、事務局は、この議定書に基づいて課される任務を遂行する。

第15条

1. 条約の第9条及び第10条によって設置された科学上及び技術上の助言に関する補助機関並びに実施に関する補助機関は、それぞれ、この議定書の科学上及び技術上の助言に関する補助機関並びに実施に関する補助機関としての役割を果たす。条約に基づくこれらの2の機関の任務の遂行に関する

る規定は、この議定書について準用する。この議定書の科学上及び技術上の助言に関する補助機関並びに実施に関する補助機関の会合は、それぞれ、条約の科学上及び技術上の助言に関する補助機関並びに実施に関する補助機関の会合と併せて開催する。

2. 条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、補助機関のどの会合の議事に、オブザーバーとして参加することができる。補助機関がこの議定書の補助機関としての役割を果たす場合には、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみによって行われる。
3. 条約の第9条及び第10条の規定によって設置された補助機関がこの議定書に関係する事項に関して任務を遂行する場合には、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国ではないものを代表する補助機関事務局の構成員は、この議定書の締約国によりこの議定書の締約国の間で選出する追加的な構成員に交代する。

第16条

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、締約国会議が行う関連する決定に照らし、条約第13条に規定する多数国間の協議手続をできる限り速やかに、この議定書について適用することを検討し、適当な場合には、修正する。この議定書に適用される多数国間の協議手続は、第18条の規定に従って設置される手続及び制度の適用を妨げることなく、適用される。

第17条

締約国会議は、特に排出量の取引についての検証、報告及び責任に関し、適切な原則、方法、規則及び指針を定める。附属書Bに掲げる締約国は、第3条の規定に基づく約束を履行するため、排出量の取引に参加することができる。当該取引は、同条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を履行するための国内的な行動を補足する。

第18条

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第1回会合において、この議定書の規定の不履行の事案について、不履行の原因、種類、程度及び頻度を考慮して決定し及び対処するための適当かつ効果的な手続及び制度（不履行の結果に関する表の作成を含む。）を承認する。拘束力のある結果を課するこの条の規定に基づく手続及び制度は、この議定書の改正により採択される。

第19条

紛争の解決に関する条約第14条の規定は、この議定書について準用する。

第20条

1. 締約国は、この議定書の改正を提案することができる。
2. この議定書の改正は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の通常会合において採択する。この議定書の改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも6ヶ月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、また、改正案を条約の締約国及び署名国並びに参考のために寄託者に通報する。
3. 締約国は、この議定書の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の4分の3以上の多数による議決で採択する。採択された改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者がすべての締約国に対し受諾のために送付する。
4. 改正の受託書は、寄託者に寄託する。3の規定に従って採択された改正は、この議定書の締約国の少なくとも4分の3の受託書を寄託者が受領した日の後90日目の日に、当該改正を受諾した締約国について効力を生ずる。
5. 改正は、他の締約国が当該改正の受託書を寄託者に寄託した日の後90日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

第21条

1. この議定書の附属書は、この議定書の不可欠の一部を成すものとし、「この議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。この議定書が効力を生じた後に採択される附属書は、表、書式その他科学的、技術的、手続的又は事務的な性格を有する説明的な文書に限定される。
2. 締約国は、この議定書の附属書を提案し、また、この議定書の附属書の改正を提案することができる。
3. この議定書の附属書及びこの議定書の附属書の改正は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の通常会合において採択する。附属書案又は附属書の改正案文は、その採択が提案される会合の少なくとも6ヶ月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、また、附属書案又は改正案を条約の締約国及び署名国並びに参考のために寄託者に通報する。
4. 締約国は、附属書案又は附属書の改正案につき、

コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、附属書案又は附属書の改正案は、最後の手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の4分の3以上の多数による議決で採択する。採択された附属書若しくは附属書の改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者がすべての締約国に対し受諾のために送付する。

5. 3及び4の規定に従って採択される改正される附属書又は附属書A若しくは附属書B以外の附属書の附属書の改正は、寄託者が附属書の採択又は附属書の改正の採択を締約国に通報した日の後6ヶ月で、その期間内に当該附属書又は当該附属書の改正を受諾しない旨を寄託者に対して書面により通告した締約国を除くほか、この議定書のすべての締約国について効力を生ずる。当該附属書又は当該附属書の改正は、当該通告を撤回する旨の通告を寄託者が受領した日の後90日目の日に、当該通告を撤回した締約国について効力を生ずる。

6. 附属書の採択又は改正がこの議定書の改正を伴うものである場合には、採択され又は改正された附属書は、この議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

7. この議定書の附属書A及び附属書Bの改正は、前条に規定する手続に従って採択され、効力を生ずる。ただし、附属書Bの改正は、関係締約国の書面による同意を伴う場合にのみ採択される。

第22条

1. 各締約国は、2に規定する場合を除くほか、1の票を有する。
2. 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この議定書の締約国である構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第23条

国際連合事務総長は、この議定書の寄託者とする。

第24条

1. この議定書は、批准され、受諾され又は承認されることを条件として、条約の締約国である国家及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放される。この議定書は、1998年3月16日から1999年3月15日までニュー・ヨークにある国連本部において、署名のために開放しておく。この議定書の署名のための期間の終了の日の後は、加入のために開放しておく。批准書、受託書、承

認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

2. この議定書の締約国となる地域的な経済統合のための機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この議定書に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその1又は2以上の構成国がこの議定書の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この議定書に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この議定書に基づく権利を同時に行使することができない。
3. 地域的な経済統合のための機関は、この議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの議定書の批准書、受託書、承認書又は加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

第25条

1. この議定書は、条約の55以上の締約国であって、すべての附属書Iの締約国の1990年における二酸化炭素の総排出量のうち少なくとも55%を占める二酸化炭素を排出する附属書Iの締約国を含むものが、批准書、受託書、承認書又は加入書を寄託した日の後90日目の日に効力を生ずる。
2. この条の規定の適用上、「すべての附属書Iの締約国の1990年における二酸化炭素の総排出量」とは、附属書Iの締約国がこの議定書の採択の日以前の日に、条約第12条の規定に従って送付した1回目の国内情報において通報した量をいう。
3. この議定書は、1に規定する効力発生のための要件を満たした後にこれを批准し、受託し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、批准書、受託書、承認書又は加入書の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。
4. 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、この条の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第26条

この議定書には、いかなる留保も付することができない。

第27条

1. 締約国は、自国についてこの議定書が効力を生じた日から3年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この議定書から脱退することができる。

2. 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から1年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

3. 条約から脱退する締約国は、この議定書からも脱退したものとみなす。

第28条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は国際連合事務総長に寄託する。

1997年12月10日に京都で作成した。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、それぞれ明記する日にこの議定書に署名した。

附属書A

温室効果ガス

- 二酸化炭素 (CO₂)
- メタン (CH₄)
- 1酸化2窒素 (N₂O)
- ハイドロフルオロカーボン (HFCs)
- パーフルオロカーボン (PFCs)
- 六フッ化硫黄 (SF₆)

部門及び排出源の種類

エネルギー

- 燃料の燃焼
 - エネルギー産業
 - 製造業及び建設業
 - 運輸業
 - その他の部門
 - その他
- 燃料からの一時的な排出
 - 固形燃料
 - 油及び天然ガス
 - その他

産業の行程

- 鉱物製品
- 化学産業
- 金属の生産
- その他の生産
- 含ハロゲン炭素化合物及び六フッ化硫黄の生産
- 含ハロゲン炭素化合物及び六フッ化硫黄の消費
- その他

溶剤その他の製品の使用

農業

- 腸内発酵
- 肥料管理
- 稲作
- 農業用土壌
- サバンナを焼くこと。
- 野外で濃厚残留物を焼くこと。
- その他

廃棄物

- 固形廃棄物の陸上における処分
- 廃水処理
- 廃棄物の焼却
- その他

附属書B

締約国

排出の抑制及び削減に関する数量化された約束（基準となる年又は期間の百分率）

オーストラリア	108
オーストリア	92
ベルギー	92
ブルガリア*	92
カナダ	94
クロアチア*	95
チェコ*	92
デンマーク	92
エストニア*	92
欧州共同体	92
フィンランド	92
フランス	92
ドイツ	92
ギリシャ	92
ハンガリー*	94
アイスランド	110
アイルランド	92
イタリア	92
日本国	94
ラトヴィア*	92
リヒテンシュタイン	92
リトアニア*	92
ルクセンブルグ	92
モナコ	92
オランダ	92
ニュー・ジーランド	100
ノルウェー	101
ポーランド*	94
ポルトガル	92
ルーマニア*	92
ロシア連邦*	100
スロヴァキア*	92
スロヴェニア*	92
スペイン	92
スウェーデン	92
スイス	92
ウクライナ*	100
グレートブリテン及び 北部アイルランド連合王国	92
アメリカ合衆国	93

*市場経済への移行の過程にある国

付録3 気候変動枠組条約関連国連文書 (COP1 以降)

1. COP 関係

1-1 COP1

FCCCC/CP/1995/1	COP1 の議題
FCCCC/CP/1995/2	手続き規則の採択
FCCCC/CP/1995/3	傍聴者の承認：国際機関及び NGO
FCCCC/CP/1995/4	GEF からの報告
FCCCC/CP/1995/5	常設事務局の設置場所
FCCCC/CP/1995/5/Add.1/Rev.1	財政事項：1996-97 年度の出資規模
FCCCC/CP/1995/5/Add.2	1996-97 年度予算の採択
FCCCC/CP/1995/5/Add.3	1995 年の事務局への予算外の資金供給
FCCCC/CP/1995/5/Add.4	常設事務局の制度上のアレンジメント
FCCCC/CP/1995/6 及び Corr.1	COP1 出席の締約国の代表の信任
FCCCC/CP/1995/7 及び Add.1	COP1 の報告
FCCCC/CP/1995/L.1	GEF の報告書
FCCCC/CP/1995/L.2/Rev.1	資金に関する手続き
FCCCC/CP/1995/L.3/Rev.1	常設事務局：制度上の関連性
FCCCC/CP/1995/L.4/Rev.1	1996-97 年度の予算
FCCCC/CP/1995/L.5/Rev.1	補助機関の役割
FCCCC/CP/1995/L.6 及び Add.1,2	COP1 の報告
FCCCC/CP/1995/L.7	1996-97 年度の予算外の資金供給
FCCCC/CP/1995/L.8/Rev.1	その他の自主的な資金供給
FCCCC/CP/1995/L.9	多国間協議手続きの設立に関する考察
FCCCC/CP/1995/L.10	技術移転
FCCCC/CP/1995/L.11	ドイツとベルリンへの感謝
FCCCC/CP/1995/L.12	常設事務局の設置場所
FCCCC/CP/1995/L.13	AIJ
FCCCC/CP/1995/L.14	4 条 2 項(a)(b)の強化
FCCCC/CP/1995/L.15	COP2 の開催日程と場所
FCCCC/CP/1995/Misc.1 及び Add.1	4 条 2(a)(b)の約束の適切性に関する締約国からのコメント
FCCCC/CP/1995/Misc.2	不遵守手続きのレビュー
FCCCC/CP/1995/Misc.3 及び Add.1	常設事務局の設置場所：候補地からの提供
FCCCC/CP/1995/Misc.4	多国間協議手続きの設立に関する考察
FCCCC/CP/1995/Misc.5	附属書 I のリストに掲げられた国の再考
Decision 1/CP.1	ベルリンマンデート：4 条 2 項(a)(b)の強化 (L.14 より)
Decision 2/CP.1	附属書 I 締約国の国別報告書のレビュー
Decision 3/CP.1	附属書 I 締約国の国別報告書の準備
Decision 4/CP.1	方法論的問題
Decision 5/CP.1	パイロットフェーズ下での AIJ (L.13 より)
Decision 6/CP.1	条約によって設置された補助機関 (L.5 より)
Decision 7/CP.1	実施に関する報告
Decision 8/CP.1	非附属書 I 締約国の第 1 回国別報告書
Decision 9/CP.1	条約 21 条 3 項に関する暫定的措置の維持
Decision 10/CP.1	締約国会議と資金供給メカニズムとの間の取り決め (L.2 より)
Decision 11/CP.1	資金供給メカニズムの優先的プログラム等に関するガイダンス
Decision 12/CP.1	気候変動関連の活動に関する GEF の報告 (L.1 より)
Decision 13/CP.1	技術移転 (L.10 より)
Decision 14/CP.1	条約事務局と国連との制度的関連性 (L.3 より)
Decision 15/CP.1	資金的手続き

Decision 16/CP.1	条約事務局の設置場所 (L.12 より)
Decision 17/CP.1	1996-97 年度の予算 (L.4 より)
Decision 18/CP.1	1996-97 年度の予算外の資金供給 (L.7 より)
Decision 19/CP.1	1995 年の暫定的予算
Decision 20/CP.1	第 13 条の実施に向けた検討 (L.9 より)
Decision 21/CP.1	COP2 の開催日程と場所 (L.15 より)
1-2 COP2	
FCCC/CP/1996/1	COP2 の議題
FCCC/CP/1996/1/Add.1	閣僚ラウンドテーブル
FCCC/CP/1996/1/Add.2	文書の一覧表
FCCC/CP/1996/2	手続き規則の採択
FCCC/CP/1996/3	傍聴者の承認：国際機関及び NGO
FCCC/CP/1996/4	COP2 出席の締約国の代表の信任
FCCC/CP/1996/5 及び Add.1-3	IPCC 第 2 回評価報告書の考察 (FCCC/SBSTA /1996/7/Rev.1 及び Add.1-3/Rev.1 に相当)
FCCC/CP/1996/6/及び Add.1-3	常設事務局の設立
FCCC/CP/1996/7/及び Add.1	財政事項：1996 年度の出資及び出費状況
FCCC/CP/1996/8	資金メカニズム：GEF の報告
FCCC/CP/1996/9	資金メカニズム：GEF との MOU
FCCC/CP/1996/10	財政事項：1996 年度の出資及び出費状況
FCCC/CP/1996/11	技術の開発と移転
FCCC/CP/1996/12 及び Add.1,2	附属書 I 締約国の第 1 回国別報告書の第 2 集約
FCCC/CP/1996/13	附属書 I 締約国の第 1 回国別報告書の詳細レビュースケジュール
FCCC/CP/1996/14/及び Add.1	AJ：パイロットフェーズ下での進捗状況
FCCC/CP/1996/15 及び Add.1	COP2 の報告書
FCCC/CP/1996/Misc.1	常設事務局の設置
FCCC/CP/1996/Misc.2	参加者リスト未確定版
FCCC/CP/1996/INF.1	気候変動枠組条約の批准状況
FCCC/CP/1996/INF.2	参加者リスト
FCCC/CP/1996/L.1	AG13 からの報告
FCCC/CP/1996/L.2	常設事務局：SBI からの推奨
FCCC/CP/1996/L.3	財政事項：予算執行状況と 1997 年の収入の見込み
FCCC/CP/1996/L.4	SBI からの報告
FCCC/CP/1996/L.5	SBSTA からの報告
FCCC/CP/1996/L.6	スイス政府への感謝
FCCC/CP/1996/L.7	AJ：パイロットフェーズ下での進捗状況
FCCC/CP/1996/L.8	財政事項：予算執行状況と 1997 年の収入の見込み資料
FCCC/CP/1996/L.9	GEF へのガイダンス
FCCC/CP/1996/L.10	COP2 の報告書案
FCCC/CP/1996/L.11	IPCC 第 2 回評価報告書の考察
FCCC/CP/1996/L.12	非附属書 I 締約国の義務の実施の促進
FCCC/CP/1996/L.13 及び Add.1	附属書 I 締約国の義務の実施の促進
FCCC/CP/1996/L.14	常設事務局
FCCC/CP/1996/L.15	COP3 の開催日程と場所
FCCC/CP/1996/L.16	技術の開発と移転
FCCC/CP/1996/L.17	COP1 決議の実施：閣僚宣言
Decision 1/CP.2	COP3 の開催日程と場所 (L.15 より)
Decision 2/CP.2	1996-1997 年の SBI の作業計画 (L.4 より)
Decision 3/CP.2	技術的資金的支援に関する事務局の活動
Decision 4/CP.2	AG13 条の今後の作業 (L.1 より)

Decision 5/CP.2
Decision 6/CP.2
Decision 7/CP.2
Decision 8/CP.2
Decision 9/CP.2
Decision 10/CP.2
Decision 11/CP.2
Decision 12/CP.2
Decision 13/CP.2
Decision 14/CP.2
Decision 15/CP.2
Decision 16/CP.2
Decision 17/CP.2

AG13 と AGBM との関連性
IPCC 第 2 回評価報告書のレビュー (L.11 より)
技術の開発と移転 (L.16 より)
パイロットフェーズ下での AIJ (L.7 より)
附属書 I 締約国の国別報告書 (L.13 より)
非附属書 I 締約国の国別報告書 (L.12 より)
GEF へのガイダンス (L.9 より)
締約国会議と GEF との間の覚え書き
締約国会議と GEF との間の覚え書き (附属書)
常設事務局 (L.14 より)
条約事務局の本部の設置
1997 年の収支
文書の量

1-3 COP3

FCCC/CP/1997/1 及び Add.1, 2
FCCC/CP/1997/2 及び Add.1
FCCC/CP/1997/3
FCCC/CP/1997/4
FCCC/CP/1997/5
FCCC/CP/1997/6

COP3 の議題
議定書テキスト案
条約の実施のレビュー : GEF からの報告
傍聴者の承認 : 国際機関及び NGO
手続き規則に関する注
COP3 出席の締約国の代表の信任

FCCC/CP/1997/L.1
FCCC/CP/1997/L.2
FCCC/CP/1997/L.3 及び Add.1
FCCC/CP/1997/L.4
FCCC/CP/1997/L.5
FCCC/CP/1997/L.6
FCCC/CP/1997/L.7 及び Add.1
FCCC/CP/1997/L.8
FCCC/CP/1997/L.9

ハイレベルセグメント : G77+中国からの提案事項
COP4 の開催日程と場所
条約附属書の改正
COP3 の報告書案
IPCC1996 年改訂版ガイドラインの使用
日本政府への感謝
京都議定書
1998-99 年度予算
条約 4 条 8 項の実施

FCCC/CP/1997/INF.1
FCCC/CP/1997/INF.2
FCCC/CP/1997/INF.3
FCCC/CP/1997/INF.4

財政事項 : 1998-1999 年度の予算
気候変動枠組条約の批准状況
締約国への技術的・財政的支援に関する事務局の活動
1996-1997 年度の出資状況の報告

Decision 1/CP.3
Decision 2/CP.3
Decision 3/CP.3
Decision 4/CP.3
Decision 5/CP.3
Decision 6/CP.3
Decision 7/CP.3
Decision 8/CP.3
Decision 9/CP.3
Decision 10/CP.3
Decision 11/CP.3
Decision 12/CP.3
Decision 13/CP.3
Decision 14/CP.3
Decision 15/CP.3
Decision 16/CP.3
Decision 17/CP.3
Decision 18/CP.3

京都議定書 (L.7/Add.1 より)
京都議定書に関する方法論的問題
条約第 4 条 8、9 項の実施 (L.9 より)
条約第 4 条 2 項 f による附属書 I の改正 (L.3 より)
COP4 の開催日程と場所 (L.2 より)
附属書 I 締約国の国別報告書
IPCC との協力
気候システムに関する観測ネットワークの開発
技術開発と移転
パイロットフェーズ下での AIJ
資金供給メカニズムのレビュー
条約の実施に必要な資金の決定に関する覚え書き
SBI と SBSTA との間の作業分担
AG13 の今後の作業
1998-99 年度の予算 (L.8 より)
1996-97 年度の収支
条約事務局の行政的支援のための手続き
文書の量

2. AGBM 関係

FCCC/AGBM/1995/1	AGBM1 の議題
FCCC/AGBM/1995/2	AGBM1 の報告書
FCCC/AGBM/1995/3 及び Add.1	AGBM2 の議題
FCCC/AGBM/1995/4	締約国に指摘された課題のリスト
FCCC/AGBM/1995/5	ベルリンマンデートプロセスに関連する情報の集約
FCCC/AGBM/1995/6	附属書 I 締約国の国別報告書から抽出した政策・措置の集約の報告書
FCCC/AGBM/1995/7 及び Corr.1	AGBM2 の報告書
FCCC/AGBM/1996/1 及び Add.1	AGBM3 の議題
FCCC/AGBM/1996/2	政策・措置に関する報告書
FCCC/AGBM/1996/3	ベルリンマンデートプロセスに関連する情報の集約
FCCC/AGBM/1996/4	議定書または法的文書の形態：制度的課題
FCCC/AGBM/1996/5	AGBM3 の報告書
FCCC/AGBM/1996/6	議定書または法的文書の形態：関連する他の法的文書のレビュー
FCCC/AGBM/1996/7	数量目標の設定方法：附属書 I 締約国間で考えうる差異化の基準
FCCC/AGBM/1996/8	AGBM4 の報告書
FCCC/AGBM/1996/9	AGBM5 の議題
FCCC/AGBM/1996/10	締約国からの提案の集約
FCCC/AGBM/1996/11	AGBM5 の報告書
FCCC/AGBM/1997/1	AGBM6 の議題
FCCC/AGBM/1997/2 及び Add.1	締約国からの提案の集約：議長の見解
FCCC/AGBM/1997/3	AGBM6 の報告書
FCCC/AGBM/1997/3/Add.1 及び Corr.1	交渉のための議長テキスト
FCCC/AGBM/1997/4	AGBM7 の議題
FCCC/AGBM/1997/5	AGBM7 の報告書
FCCC/AGBM/1997/6	AGBM8 の議題
FCCC/AGBM/1997/7	交渉のための議長テキスト
FCCC/AGBM/1997/8 及び Add.1	AGBM8 の報告書
FCCC/AGBM/1995/Misc.1 及び Add.1-4	ベルリン・マンデートの実施に関する締約国からのコメント
FCCC/AGBM/1996/Misc.1 及び Add.1-3	ベルリン・マンデートの実施に関する締約国からのコメント
FCCC/AGBM/1996/Misc.2 及び Add.1-4	ベルリンマンデートの実施に関する締約国からの提案
FCCC/AGBM/1997/Misc.1 及び Add.1-10	ベルリンマンデートの実施に関する締約国からの提案
FCCC/AGBM/1997/Misc.2	ベルリンマンデートの実施に関する締約国からのコメント
FCCC/AGBM/1997/Misc.3 及び Add.1,2	差異化に関する締約国からのコメント
FCCC/AGBM/1997/Misc.4 及び Add.1,2	吸収源に関する締約国からのコメント
FCCC/AGBM/1997/INF.1	AGBM7 の非公式会合の報告
FCCC/AGBM/1997/INF.2	AGBM8 時の吸収源に関する締約国からのコメントの集約
FCCC/AGBM/1995/L.1 及び Add.1	AGBM1 の報告書案
FCCC/AGBM/1995/L.2	AGBM2 の報告書案
FCCC/AGBM/1996/L.1	AGBM3 の報告書案
FCCC/AGBM/1996/L.2	AGBM4 の報告書案

3. 補助機関関係

3-1 SBSTA

FCCC/SBSTA/1995/1	SBSTA1 の議題
FCCC/SBSTA /1995/2	作業案
FCCC/SBSTA /1995/3	SBSTA1 の報告
FCCC/SBSTA/1996/1 及び Add.1	SBSTA2 の議題
FCCC/SBSTA /1996/2	ITAP の設立

FCCC/SBSTA /1996/3	附属書1締約国からの国別報告書
FCCC/SBSTA/1996/4	附属書1締約国からの報告書のまとめ
FCCC/SBSTA /1996/5	パイロットフェーズ下での AIJ : 報告ガイドライン
FCCC/SBSTA /1996/6	科学的評価 : IPCC との協力
FCCC/SBSTA /1996/7/Rev.1 及び Add.1-3/Rev.1	IPCC 第 2 回評価報告書
FCCC/SBSTA /1996/8	SBSTA2 の報告
FCCC/SBSTA /1996/9 及び Add.1,2	附属書1締約国からの国別報告書
FCCC/SBSTA /1996/10 及び Add.1	SBSTA の進捗状況
FCCC/SBSTA /1996/11	NGO との協議メカニズム
FCCC/SBSTA /1996/12	IPCC 第 2 回評価報告書の評価
FCCC/SBSTA /1996/13	SBSTA3 の報告書
FCCC/SBSTA /1996/14	SBSTA4 の議題
FCCC/SBSTA /1996/15	パイロットフェーズ下での AIJ : 統一報告フォーマット
FCCC/SBSTA /1996/16 及び Add.1	方法論的事項
FCCC/SBSTA /1996/17 及び Corr.1	パイロットフェーズ下での AIJ
FCCC/SBSTA /1996/18	科学的評価 : IPCC との協力
FCCC/SBSTA /1996/19	パイロットフェーズ下での AIJ : 方法論の問題点
FCCC/SBSTA /1996/20	SBSTA4 の報告書
FCCC/SBSTA/1997/1	SBSTA5 の議題
FCCC/SBSTA /1997/2	関係国際機関との協力
FCCC/SBSTA /1997/3	パイロットフェーズ下での AIJ : 統一報告フォーマット
FCCC/SBSTA /1997/4	SBSTA5 の報告書
FCCC/SBSTA /1997/5	SBSTA6 の議題
FCCC/SBSTA /1997/6	SBSTA6 の報告書
FCCC/SBSTA /1997/7	SBSTA7 の議題
FCCC/SBSTA /1997/8	関連機関との協力
FCCC/SBSTA /1997/9	方法論的事項 : 進捗状況
FCCC/SBSTA /1997/10	技術の開発と移転 : 進捗状況
FCCC/SBSTA /1997/11	専門家の登録
FCCC/SBSTA /1997/12/Corr.1, 2 及び Add.1	パイロットフェーズ下での AIJ : AIJ の集約報告
FCCC/SBSTA /1997/13	附属書1締約国からの第 2 回国別報告書 : 技術移転
FCCC/SBSTA /1997/14	SBSTA7 の報告書
FCCC/SBSTA /1996/Misc.1	ITAP 設立に関する G77+中国からのコメント
FCCC/SBSTA /1996/Misc.2	技術及び技術情報ニーズに関する締約国からのコメント
FCCC/SBSTA /1996/Misc.3	IPCC との協力体制 : 長期排出プロフィールに関する締約国からのコメント
FCCC/SBSTA /1997/Misc.1	パイロットフェーズ下での AIJ : 統一報告フォーマット : 方法論に関する締約国からのコメント
FCCC/SBSTA /1997/Misc.2	他の国際機関との協力
FCCC/SBSTA /1997/Misc.3	パイロットフェーズ下での AIJ : G77+中国からのコメント
FCCC/SBSTA /1997/Misc.4	他の国際機関との協力
FCCC/SBSTA /1997/Misc.5	
FCCC/SBSTA /1997/Misc.6	
FCCC/SBSTA /1997/INF.1	パイロットフェーズ下での AIJ : 統一報告フォーマット、コンタクト及び活動に関する情報
FCCC/SBSTA /1997/INF.2	
FCCC/SBSTA /1997/INF.3	パイロットフェーズ下での AIJ : 連絡、活動に関する情報
FCCC/SBSTA /1997/INF.4	
FCCC/SBSTA /1997/INF.5	技術の開発と移転
FCCC/SBSTA /1997/INF.6	専門家の登録

3-2 SBI

FCCC/SBI/1995/1	SBI1 の議題
FCCC/SBI/1995/2	作業計画
FCCC/SBI/1995/3 及び Add.1	COP と GEF との間の覚え書き
FCCC/SBI/1995/4	1995 年の予算
FCCC/SBI/1995/5	SBI1 の報告書
FCCC/SBI/1996/1 及び Add.1	SBI2 の議題
FCCC/SBI/1996/2	1996-97 年の作業見直し
FCCC/SBI/1996/3	COP と GEF との間の覚え書き
FCCC/SBI/1996/4	締約国の技術的財政的状況に関する事務局の活動
FCCC/SBI/1996/5	技術移転
FCCC/SBI/1996/6	決議 14/CP.1 に関する制度上の問題
FCCC/SBI/1996/7	事務局のボンへの移転
FCCC/SBI/1996/8	COP2 の議題
FCCC/SBI/1996/9	SBI2 の報告書
FCCC/SBI/1996/10	締約国の技術的財政的状況に関する事務局の活動
FCCC/SBI/1996/11	1996-97 年の作業見直し
FCCC/SBI/1996/12	SBI3 の報告書
FCCC/SBI/1996/13	SBI4 の議題
FCCC/SBI/1996/14	SBI4 の報告書
FCCC/SBI/1997/1	SBI5 の議題
FCCC/SBI/1997/2	決議 9/CP.1 に関する協力
FCCC/SBI/1997/3	財政事項：1998-99 年度の予算
FCCC/SBI/1997/4	国連特別総会に関する事項
FCCC/SBI/1997/5	今後の会合の日程
FCCC/SBI/1997/6	SBI5 の報告書
FCCC/SBI/1997/7	SBI6 の議題
FCCC/SBI/1997/8	資金メカニズムのレビュー
FCCC/SBI/1997/9	非附属書 I 締約国からの国別報告書
FCCC/SBI/1997/10	財政事項：1998-99 年度の予算
FCCC/SBI/1997/11	政府間会議のアレンジメント
FCCC/SBI/1997/12	ドキュメント一覧
FCCC/SBI/1997/13	
FCCC/SBI/1997/14 及び Add.1	NGO との協議の方法
FCCC/SBI/1997/15	条約及びその附属書の改正
FCCC/SBI/1997/16	SBI6 の報告書
FCCC/SBI/1997/17 及び Add.1	SBI7 の議題
FCCC/SBI/1997/18	財政事項：1996-97 年度の出資と支出状況
FCCC/SBI/1997/19 及び Add.1	附属書 I 締約国からの第 2 回国別報告書の集約
FCCC/SBI/1997/20	附属書 I 締約国からの国別報告書：レビューの経験
FCCC/SBI/1997/21	SBI7 の報告書
FCCC/SBI/1997/L.6	SBI7 の報告書案
FCCC/SBI/1997/L.9	資金メカニズム
FCCC/SBI/1997/L.10	COP4 の開催日時と場所案
FCCC/SBI/1997/L.11	1996-97 年度の予算執行状況
FCCC/SBI/1997/Misc.1	GEF との資金的協力
FCCC/SBI/1997/Misc.2	1997-99 の会合の日程
FCCC/SBI/1997/Misc.3 及び Add.1	決議 9/CP.1 に関する協力
FCCC/SBI/1997/Misc.4	GEF 協議会の活動に関する情報
FCCC/SBI/1997/Misc.5	非附属書 I 締約国からの国別報告書
FCCC/SBI/1997/Misc.6	NGO との協議メカニズム
FCCC/SBI/1997/Misc.7	NGO との協議メカニズム
FCCC/SBI/1997/Misc.8	非附属書 I 締約国からの国別報告書
FCCC/SBI/1997/Misc.9	決議 9/CP.1 に関する協力

FCCC/SBI/1997/INF.1
FCCC/SBI/1997/INF.2
FCCC/SBI/1997/INF.3
FCCC/SBI/1997/INF.4
FCCC/SBI/1997/INF.5
FCCC/SBI/1997/INF.6
FCCC/SBI/1997/INF.7

財政事項：1998-99年度の予算案
運営事項：運営アレンジメントの報告
非附属書I締約国からの国別報告書
附属書I締約国からの第2回国別報告書：排出量予測

附属書I締約国からの第2回国別報告書：詳細レビューの進捗状況
財政事項：1996-97年度の出資と支出状況

3-3 AG13

FCCC/AG13/1995/1
FCCC/AG13/1995/2
FCCC/AG13/1996/1
FCCC/AG13/1996/2
FCCC/AG13/1996/3
FCCC/AG13/1996/4
FCCC/AG13/1997/1
FCCC/AG13/1997/2
FCCC/AG13/1995/3
FCCC/AG13/1997/4

AG13-1の議題
AG13-1の報告書
MCPに関するアンケート調査への回答の集約
AG13-2の報告書
AG13-3の議題
AG13-3の報告書
AG13-4の議題
AG13-4の報告書
AG13-5の議題
AG13-5の報告書

FCCC/AG13/1996/Misc.1及びAdd.1
FCCC/AG13/1996/Misc.2及びAdd.1
FCCC/AG13/1997/Misc.1
FCCC/AG13/1997/Misc.2及びAdd.1

MCPに関するアンケート調査への回答
MCPに関するアンケート調査への回答
手続きに関する範囲と要素
手続きに関する範囲と要素

3-4 補助機関全般

FCCC/SB/1997/1
FCCC/SB/1997/2
FCCC/SB/1997/3
FCCC/SB/1997/4
FCCC/SB/1997/5

技術及び技術移転に関する進捗レポート
SBIとSBSTA間の作業分担
開発及び技術移転に関する進捗レポート
開発及び技術移転に関する進捗レポート
附属書I締約国からの第2回国別報告書の詳細レビュースケジュール

FCCC/SB/1997/6

附属書I締約国からの第2回国別報告書：目録と予測データ

FCCC/SB/1997/INF.1

国別報告書：非附属書I締約国からの通報の準備を促進するための事務局の活動

その他、資料（会議の参加者名簿など）（INF）
テクニカルペーパー（TP）
国別通報のサマリー（IDR）、及び詳細レビュー報告書がある。

RESEARCH REPORT FROM
THE NATIONAL INSTITUTE FOR ENVIRONMENTAL STUDIES, JAPAN
No. 139

国立環境研究所研究報告 第139号
(R-139-'98)

【平成10年8月 3日 編集委員会受付】

【平成10年9月28日 編集委員会受理】

平成10年10月 日発行

発行 環境庁 国立環境研究所
〒305-0053 茨城県つくば市小野川16番2
電話 0298-50-2343(ダイヤルイン)

印刷 有限会社 アレス
住所 〒305-0032 茨城県つくば市竹園2-11-6

Published by the National Insutitute for Environmental Studies
16-2 Onogawa, Tsukuba, Ibaraki 305-0053 Japan
1998

本報告書は再生紙を使用しています。